有 価 証 券 報 告 書

事業年度　　自　2025年４月１日
（第97期）　　至　2026年３月31日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

第97期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【沿革】 …… 5
３ 【事業の内容】 …… 7
４ 【関係会社の状況】 …… 8
第２ 【事業の状況】 …… 9
１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 9
２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 …… 14
３ 【事業等のリスク】 …… 20
４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 27
５ 【重要な契約等】 …… 45
６ 【研究開発活動】 …… 45
第３ 【設備の状況】 …… 46
１ 【設備投資等の概要】 …… 46
２ 【主要な設備の状況】 …… 46
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 47
第４ 【提出会社の状況】 …… 48
１ 【株式等の状況】 …… 48
２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 51
３ 【配当政策】 …… 52
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 52
５ 【従業員の状況等】 …… 82
第５ 【経理の状況】 …… 86
１ 【連結財務諸表等】 …… 87
２ 【財務諸表等】 ……151
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 ……172
第７ 【提出会社の参考情報】 ……174
１ 【提出会社の親会社等の情報】 ……174
２ 【その他の参考情報】 ……174
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 ……175

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年６月18日
【事業年度】	第97期(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)
【会社名】	株式会社商工組合中央金庫
【英訳名】	The Shoko Chukin Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　関　根　正　裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
【電話番号】	03（3272）6111　(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長　　相　川　延　弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目２番１号　東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー
【電話番号】	03（3272）6111　(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長　　相　川　延　弘
【縦覧に供する場所】	株式会社商工組合中央金庫　大阪支店 (大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番13号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		(自2021年４月１日至2022年３月31日)	(自2022年４月１日至2023年３月31日)	(自2023年４月１日至2024年３月31日)	(自2024年４月１日至2025年３月31日)	(自2025年４月１日至2026年３月31日)
連結経常収益	百万円	149,384	161,030	167,053	194,286	247,422
連結経常利益	百万円	30,604	31,426	22,356	33,018	40,409
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	18,522	23,332	15,683	25,750	32,619
連結包括利益	百万円	13,682	21,209	39,629	4,684	45,329
連結純資産額	百万円	988,439	1,005,142	1,040,266	1,038,410	937,585
連結総資産額	百万円	12,787,705	13,049,997	13,308,663	12,265,465	12,509,799
１株当たり純資産額	円	208.80	216.48	232.63	231.78	315.03
１株当たり当期純利益	円	8.51	10.72	7.20	11.83	22.38
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	7.69	7.67	7.78	8.43	7.46
連結自己資本利益率	%	1.88	2.34	1.53	2.48	3.31
連結株価収益率	倍	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△370,504	△38,438	131,002	△563,991	247,678
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	236,165	223,710	△246,510	△140,969	△46,788
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	490	45,493	25,494	△1,540	△111,153
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,492,408	1,723,173	1,633,160	926,658	1,016,394
従業員数[外、平均臨時従業員数]	人	3,765[1,010]	3,712[1,008]	3,701[1,024]	3,691[1,046]	3,587[1,100]

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権－期末非支配株主持分) を期末資産の部の合計で除して算出しております。
３．連結株価収益率については、当金庫の株式は非上場・非登録のため記載しておりません。

(2) 当金庫の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	128,520	139,806	145,144	170,707	223,498
経常利益	百万円	30,207	30,836	21,918	32,824	39,709
当期純利益	百万円	18,305	22,998	15,363	25,635	32,146
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	979,774	997,165	1,019,572	1,021,847	905,543
総資産額	百万円	12,719,338	12,980,499	13,226,795	12,187,490	12,410,469
預金残高	百万円	5,707,939	5,786,324	6,235,221	6,223,473	6,792,859
債券残高	百万円	3,542,570	3,448,850	3,296,400	3,209,990	3,128,790
貸出金残高	百万円	9,607,809	9,639,065	9,627,443	9,642,020	9,743,592
有価証券残高	百万円	1,215,141	977,951	1,219,610	1,320,904	1,358,717
１株当たり純資産額	円	206.56	214.56	224.86	225.91	292.98
１株当たり配当額	円	普通株式（政府以外分） 3.00 普通株式（政府分） 1.00	普通株式（政府以外分） 3.00 普通株式（政府分） 1.00	普通株式（政府以外分） 3.00 普通株式（政府分） 3.00	普通株式（政府以外分） 3.00 普通株式（政府分） 3.00	普通株式 5.00
１株当たり当期純利益	円	8.41	10.56	7.06	11.78	22.05
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	7.70	7.68	7.70	8.38	7.29
自己資本利益率	%	1.87	2.32	1.52	2.51	3.33
株価収益率	倍	―	―	―	―	―
配当性向	%	24.55	19.54	42.48	25.46	22.66
従業員数［外、平均臨時従業員数］	人	3,419［886］	3,377［883］	3,383［902］	3,375［933］	3,299［984］
株主総利回り	%	―	―	―	―	―
最高株価	円	―	―	―	―	―
最低株価	円	―	―	―	―	―

（注）１．第96期まで、１株当たり配当額については、普通株式（政府以外分）と普通株式（政府分）とに区別して、記載しております。配当時の株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式１株に対して配当する剰余金に１を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式１株に対して配当しなければならないとされておりました。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条で定める割合は、第94期までは３分の１、第95期以降は10分の10とされていました。
また、第97期の１株当たり配当額については、2026年６月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
４．株価収益率、株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当金庫の株式は非上場・非登録のため記載しておりません。
５．配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した１株当たりの平均配当額を、１株当たり当期純利益で除して算出しております。

２ 【沿革】

1936年６月	商工組合中央金庫法の施行
1936年11月	創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎（日本興業銀行総裁）就任
1936年12月	設立登記完了、業務開始、本所（東京市麹町区丸の内）及び札幌ほか６支所開設
1937年３月	第１回利付商工債券発行
1940年７月	第１回割引商工債券発行
1952年８月	全都道府県に店舗設置完了
1962年12月	東京都中央区八重洲に新本店竣工
1973年５月	外貨貸付の取扱開始
1985年６月	商工組合中央金庫法の改正（50年の存立期間を廃し恒久化）
1985年８月	ニューヨーク駐在員事務所（現 ニューヨーク支店）を開設
1988年２月	商工中金全国ユース会発足
1990年11月	香港駐在員事務所を開設
1995年１月	阪神・淡路大震災対策本部を設置
2003年９月	割引債等本券の販売を終了
2005年３月	上海駐在員事務所を開設
2006年２月	新型定期預金（現「マイハーベスト」）の取扱開始
2006年６月	行政改革推進法の施行（2008年10月から起算しておおむね５年から７年後を目途として完全民営化されることが決定）
2007年４月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始（一部店舗）
2007年５月	2008年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
2008年10月	株式会社商工組合中央金庫法の施行（協同組織から株式会社化）
	八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所（現 株式会社商工中金経済研究所）、日本商工リース株式会社（現 商工中金リース株式会社）、商中カード株式会社（現 商工中金カード株式会社）を連結子会社とする
	法定指定金融機関として危機対応業務を開始
2009年６月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（政府の追加出資規定が新設、完全民営化期限の起算点が３年半延期）
2009年７月	危機対応準備金1,500億円を計上
2011年３月	東北地方太平洋沖地震対策本部を設置（2011年５月13日、東日本大震災対策本部へ名称変更）
2011年５月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化期限の起算点が３年延期）
2012年９月	バンコク駐在員事務所を開設
2012年11月	「再生支援プログラム」を創設

2012年12月　ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行を終了

2015年５月　株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）

2016年12月　組織金融部（現 ビジネス企画部）内に「危機対応業務管理室」を設置（2017年10月、独立した本部組織として「危機対応業務部」に改組）

2017年10月　「コンプライアンス統括室」を独立した本部組織として「コンプライアンス統括部」に改組

2018年６月　本部組織の再編成を実施（統括本部として、「ファイナンス本部」等を設置。「監査役室（現 監査等委員会室）」を設置。経営企画部内に「経営戦略室」、「ＩＴ戦略室」（2021年４月、独立した本部組織として「ＤＸ推進部」に改組（現 デジタル戦略部））、「地域連携推進室」を設置ほか）

2018年６月　委任型執行役員を導入

2019年４月　人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置（2022年４月、独立した本部組織として「Ｄ＆Ｉ（ダイバーシティ＆インクルージョン）推進部（現 人財戦略部）」に改組）

2020年４月　「リスク統括部」を設置。コンプライアンス統括部内に「金融犯罪対策室」を設置。経営企画部内に「未来デザイン室」を設置

2021年４月　ソリューション事業部内に「M&Ａ支援室」（現 M&Ａアドバイザリー部）等を設置

2022年４月　経営企画部内に「サステナビリティ推進室」を設置。人事部を「キャリアサポート部」（現 人財戦略部）に改組

2022年10月　ソリューション事業部内に「スタートアップ支援室」（現 スタートアップ営業部）、「ファイナンシャル・デザイン室」（現 ファイナンシャル・デザイン部）を設置。経営サポート部内に「コンサルティング室」を設置

2023年４月　本部組織の再編成を実施（統括本部として、「オペレーション統括本部」を設置。業務企画部を「ビジネス企画部」へ改組。融資管理室及び融資管理センターを「企業支援室」及び「企業支援センター」へ改組ほか）

2023年８月　投資専門子会社「商工中金キャピタル株式会社」を設立

2023年10月　ハノイ駐在員事務所を開設

2024年４月　本部組織の再編成を実施（統括本部制へ移行し、各統括本部を設置）

2024年６月　監査等委員会設置会社へ移行

2024年11月　人財サービス子会社「株式会社商工中金ヒューマンデザイン」を設立

2025年４月　障がい者雇用促進のための子会社「株式会社商工中金MIRAIハーベスト」を設立

ミッドタウン八重洲本部の開設

2025年６月　政府保有株式の全部売却が完了される

株式会社商工組合中央金庫法の改正（業務範囲の拡大ほか）

グループチーフオフィサー（ＣｘＯ）制を導入

2025年10月　コーポレート本部内に「戦略投資室」（2026年４月に未来デザイン室に統合）を設置

（2026年３月31日現在、本支店93ヵ所、出張所３ヵ所、営業所８ヵ所、海外駐在員事務所４ヵ所　合計108ヵ所）

３ 【事業の内容】

当金庫グループは、当金庫、子会社12社及び関連会社１社の計14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、事業系統図は以下のとおりです。なお、事業の区分は、「第５　経理の状況　１(１)連結財務諸表　注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

2026年３月31日現在

商工中金グループ	銀行業	株式会社商工組合中央金庫	(銀行業務) 本支店93ヵ所 出張所３ヵ所　営業所８ヵ所 海外駐在員事務所４ヵ所（合計108ヵ所）
	リース業	商工中金リース株式会社	(リース業務)
	その他	八重洲商工株式会社	(事務代行業務)
		株式会社商工中金情報システム	(ソフトウェアの開発、計算受託業務)
		商工サービス株式会社	(福利厚生業務)
		八重洲興産株式会社	(不動産管理業務)
		株式会社商工中金MIRAIハーベスト	(事務代行業務)
		株式会社商工中金経済研究所	(情報サービス、コンサルティング業務)
		商工中金カード株式会社	(クレジットカード業務)
		商工中金キャピタル株式会社	(投資業務)
		株式会社商工中金ヒューマンデザイン	(人材サービス業務)
		八重洲緑関連事業協同組合	(福利厚生業務)
		つながる未来ファンド（匿名組合）	(投資業務)
		サザンカパートナーズ株式会社	(投資業務)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当金庫との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 八重洲商工株式会社	東京都中央区	90	その他(事務代行業務)	100.00	1	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市	70	その他(ソフトウェアの開発、計算受託業務)	100.00 (100.00)	1	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
商工サービス株式会社	東京都中央区	32	その他(福利厚生業務)	100.00 (37.50)	1	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
八重洲興産株式会社	東京都中央区	35	その他(不動産管理業務)	100.00	1	―	預金取引	当金庫より土地建物の一部を賃借 当金庫へ土地建物の一部を賃貸	―
株式会社商工中金MIRAIハーベスト	東京都東村山市	15	その他(事務代行業務)	100.00	3	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
株式会社商工中金経済研究所	東京都中央区	80	その他(情報サービス、コンサルティング業務)	100.00 (76.92)	2 (1)	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
商工中金リース株式会社	東京都台東区	1,000	リース業務	100.00	1 (1)	―	金銭貸借取引 預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
商工中金カード株式会社	東京都中央区	70	その他(クレジットカード業務)	100.00	1	―	金銭貸借取引 預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区	100	その他(投資業務)	100.00	4 (2)	―	金銭貸借取引 預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―
株式会社商工中金ヒューマンデザイン	東京都中央区	50	その他(人材サービス業務)	100.00	4 (1)	―	預金取引	当金庫より建物の一部を賃借	―

(注) 1．「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2．上記関係会社は、特定子会社に該当しておりません。
3．上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出しておりません。
4．「議決権の所有割合」欄の(　)内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
5．「当金庫との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当金庫の役員（内書き）であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当金庫グループ（以下、本項目においては「当金庫」という。）の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当金庫が判断したものです。

１ 経営の基本方針

当金庫は、外部環境・内部環境が大きく変化するなか、「倫理憲章・コンプライアンス行動基準」によるコンプライアンスの遵守をすべての土台とし、行動の原点である「CHUKIN Way」をもとに、当金庫が果たすべき使命である「MISSION」を遂行し、「PURPOSE」の実現を目指してまいります。

なお、2023年６月14日に成立した改正商工中金法が、政府保有株式の全部処分を経て、2025年６月13日に施行されました。同法では、商工中金のサービスの「範囲」の一部を銀行法上の銀行と同様となるよう見直す一方で、株主資格制限や特別準備金の維持、危機対応業務の責務化等、必要な各種措置は維持するものとされております。当金庫の使命は、今後も変わりません。同法の施行により、今後当金庫の業務範囲を拡大させ、中小企業と中小企業組合の企業価値向上に、より一層貢献してまいります。

２ 経営環境

2025年度のわが国経済をみますと、全体として緩やかな回復基調を維持しました。物価は引き続き上昇基調で推移し、賃上げも高い水準で実施されました。個人消費は、物価高の影響から消費マインドに弱さがみられたものの、雇用・所得環境の改善を背景に、基調としては持ち直しの動きがみられました。企業の設備投資意欲は比較的堅調な様子がみられましたが、輸出や生産は概ね横ばい圏で推移しました。

こうした中で、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」から中小企業の景況感をみますと、年度前半には米国の通商政策を巡る不透明感などから弱含む局面もあったものの、年度後半には内需が底堅く推移する中、持ち直しの動きがみられました。もっとも、対中関係の影響などもあって、2026年２月調査の景況判断指数は49.1とわずかに「悪化」超となり、足もとではやや足踏みがみられました。先行きは52.9と「好転」超の見通しであるものの、中東情勢の不透明感や資源価格動向などを踏まえ、引き続き留意が必要な状況にあります。

金融面につきましては、日本銀行が2025年12月に政策金利を0.75％に引き上げ、約１年ぶりの利上げを実施しましたが、実質金利はなお大幅なマイナス圏にあり、緩和的な金融環境は引き続き維持されました。一方、年度末にかけては、中東情勢の緊迫化を背景に、原油価格や金融資本市場の変動への警戒が高まり、先行きの不透明感が意識される局面となりました。

３　対処すべき課題と経営戦略

国内経済は、人口減少や国内需要の縮退、労働供給力の低下等に対し、技術革新（ＤＸ・ＡＩ活用）で対抗するも、日本の国際競争力は大きく低下しております。他方で、足元では原材料価格や人件費の上昇、「金利のある世界」への移行等、日本経済を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。今後も、米国の通商政策や日中関係悪化の影響、海外経済の減速、資源価格の変動、地政学リスクの高まりなどの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

そういった状況下におきましても、当金庫はこれまでと同様に、長期安定的な融資スタンスを基本とし、大規模災害や経済危機の際には機動的な危機対応業務を実施するなど、資金繰りをサポートしてまいります。また、これまで各期の利益水準にかかわらず、また、経済環境に左右されず、中小企業の金融の円滑化を図ってまいりました。引き続きお客さまの企業価値向上に取り組んでまいります。

株主還元としましては、かねてより安定して一株当たり３円の配当を継続してまいりましたが、今般、足元の業績を踏まえ、期末配当を５円に引き上げるとともに、2026年度を目途とした自己株式の取得に係る方針を決定いたしました。引き続き株主還元の充実を図ってまいります。

安心と豊かさを生みだすパートナーとして、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というPURPOSEのもと、お客さまの経営課題の解決をお手伝いすることで変化につよい社会を実現すべく、これからも取り組んでまいります。

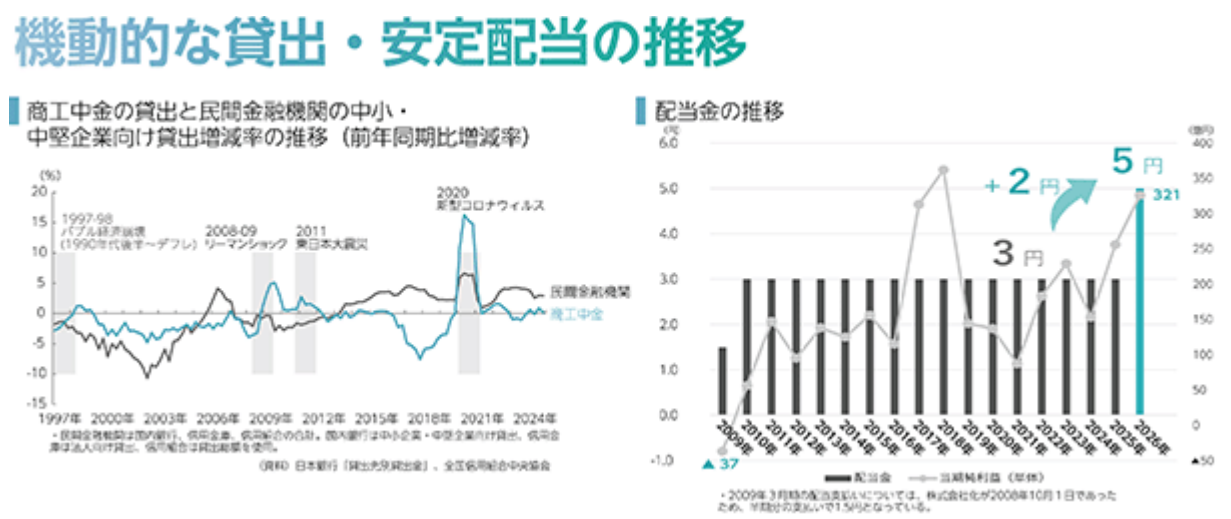

当金庫は、2022年５月18日に公表した2022年度から2024年度までの中期経営計画における目標を概ね達成し、そして、2025年６月に政府が保有していた当金庫株式全ての処分が完了したことで民営化を実現し、大きな転換点を迎えました。

このような外部環境や中小企業への影響、当金庫を取り巻く状況を踏まえ、新たに長期的に目指す姿と、その具体的な行動プランとして、「長期戦略・変革プラン」を策定し、2026年３月６日に公表いたしました。

長期戦略・変革プランは、「集めて・つなげて・価値を創る」をキーワードとして、当金庫のPURPOSEである「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」の実現に向け、中小企業に関わる様々な関係者が集まり・つながり・価値が生まれるオープンな社会「中小企業経済圏」の確立・活性化を目指し、当金庫が「プロデューサー」として主役である中小企業を支え、「中小企業経済圏」の参加者の価値向上に貢献することを目的としております。

外部情報と経営資源が不足する日本の中小企業のために、「中小企業経済圏」に「集まる」多様な参加者を「つなげて」、お客さま本位で新たな「価値を生み出し」、「顧客貢献Ｎｏ．１」を目指して取り組んでまいります。

今回策定した長期戦略・変革プランを推進・実行するために、中小企業専門金融機関としての90年の歴史が築き上げた当金庫が誇る「３つの資産」をこれまで以上に活用いたします。

「３つの資産」とは、①全国及び海外に広がる営業基盤と地域金融機関や中小企業支援団体、産学官、大企業などからなる「重層的な連携ネットワーク」、②株主である中小企業組合・中小企業や、中金会・ユース会などお客さまとのネットワークと経営環境に左右されない長期的な取引スタンスに基づく「全国に広がるお客さまとの信頼関係」、③中小企業専門金融機関として培った経験・ノウハウ・実績に基づくブレないスタンス、課題解決・成長支援を支える多様な人財からなる「志を持つ役職員のプロデューサー集団」です。

商工中金グループの持つ強み

これら「３つの資産」を掛け合わせ、さらに、「ビジネスモデル」、「経営の仕組み」、「人財・組織風土」を変革する全社改革と組み合わせることで、中小企業の皆さまに「５つの変革」を起こし、「中小企業経済圏」の確立・活性化の実現を目指してまいります。

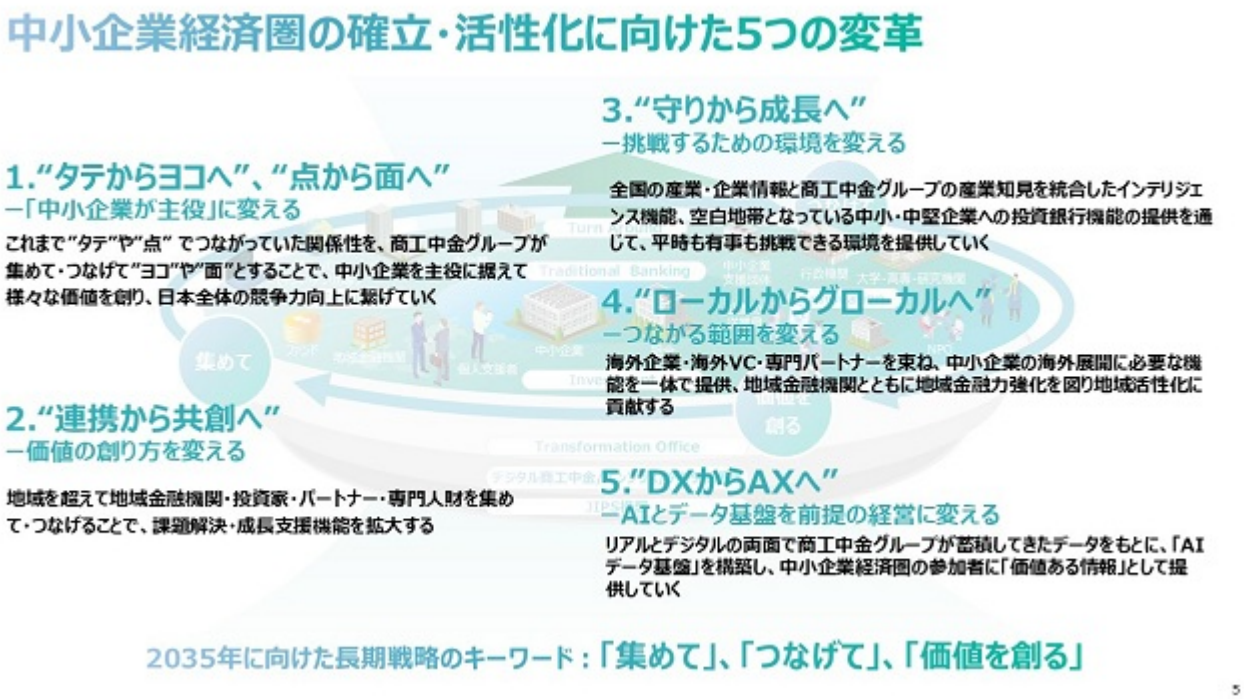

また、全社改革の一環として、「５つの変革」の実行を加速させるために注力すべき事業を踏まえた、事業本部制の導入等の組織再編を実施いたしました。

以上のように、長期戦略・変革プランを着実に実行し、「中小企業経済圏」の参加者とともに創出した付加価値は、還元充実・成長投資・内部留保のバランスを判断しながら、メンバーシップバンクとして株主の皆さまや「中小企業経済圏」のステークホルダーに還元してまいります。これまで継続してきた安定配当を基本としつつ、市場環境や経営環境を踏まえ、中長期的に配当額を引き上げていくことで、「中小企業経済圏」の確立・活性化とともに、株主かつお客さまである中小企業と当金庫が共に成長していく好循環の資本政策モデルを形成いたします。

資本循環・株主還元の充実

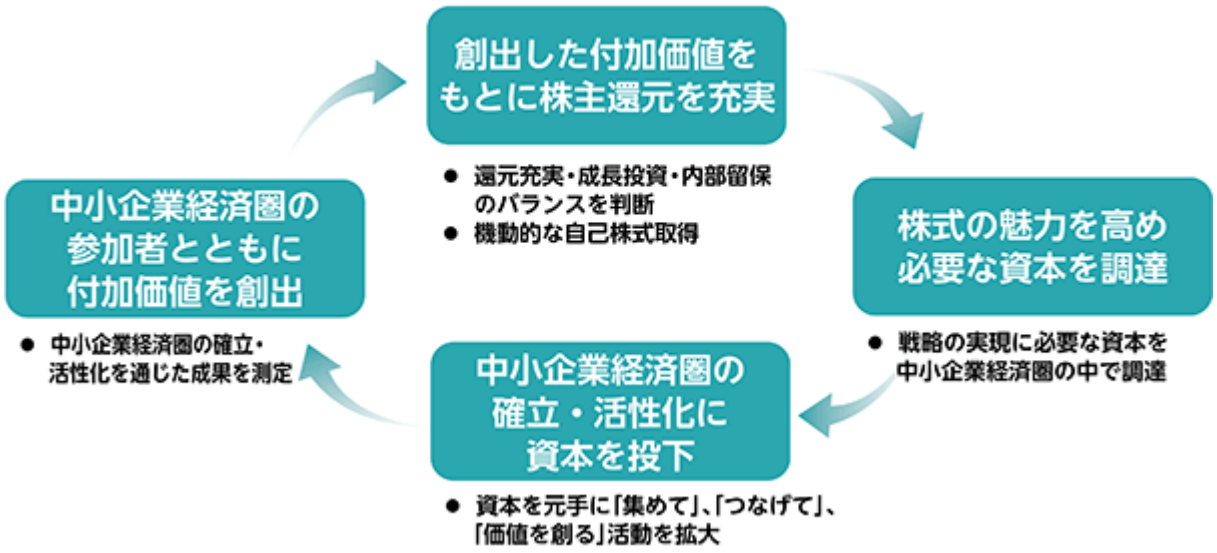

この考え方を明文化するべく、この度、以下の「株主還元方針」を新たに策定いたしました。

基本方針	株主でありお客さまでもある中小企業及び中小企業組合等の皆さまと当金庫が共に成長する好循環の資本政策モデルの構築を目指し、これまで継続してきた安定配当を基本としつつ、市場環境や経営環境を踏まえ、中長期的に配当額を引き上げてまいります。
還元手段	確保した利益を基に、安定配当による還元を中心に実施します。
配当方針	中小企業金融の円滑化という目的遂行の観点から、景気変動にかかわらず、必要なリスクテイクに取り組み、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに、将来の成長に向けた投資を行いながら、安定的な配当を行っていくことを基本方針とします。 また、併せて、業績や資本の状況、市場環境等を総合的に考慮しつつ、中長期的な配当の引き上げを目指すとともに、株主還元の充実と株式の流動性向上を実現します。

この方針に基づき、確保した利益については、安定配当による還元を中心としつつ、業績や資本の状況、市場環境等を総合的に勘案し、配当水準の引き上げや株式の流動性向上に取り組んでまいります。

加えて、株主でありお客さまでもある中小企業及び中小企業組合等との深度ある対話を通じ、長期戦略・変革プランで掲げる「中小企業経済圏」の確立・活性化と、商工中金自身の企業価値向上を図るため、同じく、以下の「株主コミュニケーション方針」を策定いたしました。

基本的な考え方	商工中金は、株主が中小企業および中小企業組合等に限定された「中小企業による中小企業のための金融機関」です。株主でありお客さまでもある皆さまとの深度ある対話と、「中小企業経済圏」の確立・活性化を通じて、皆さまの成長と発展に貢献するとともに、商工中金自身の企業価値向上も目指します。
対話の対象	株主および潜在的株主である全国の中小企業および中小企業組合等を対象とします。
対話の方法	商工中金のビジネスモデルに対して理解を深めていただくための統合報告書の発行、決算発表等の情報発信の他、株主総会、経営諮問委員会、地区懇談会、全国各支店にある中金会、ユース会、各支店の担当ラインによる面談等を通じた直接的な対話を行います。
社内体制	株主≒お客さまであるという特徴を活かし、経営陣（取締役、委任型執行役員、地区担当役員等）と営業店を中心に、本支店一体となって対応します。
フィードバックと対応	各対話の機会でいただいたご意見は、取締役会や経営会議等を通じて社内で共有し、お客さまの企業価値向上や各種サービスの改善につなげます。
情報開示と公平性	中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウンタビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家、預金者および各連携機関を含めたあらゆるステークホルダーの皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況などについて、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

当金庫は、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、全力で取り組みます。

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当金庫グループ（以下、本項目においては「当金庫」という。）のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当金庫が判断したものであります。

（１）ガバナンス

当金庫は、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というPURPOSEの実現のために、事業活動を通じて、重点的かつ効果的に貢献する社会の重要課題を、マテリアリティとして特定しております。具体的には、「地球温暖化・気候変動への対応」、「中小企業の生産性向上」、「地域経済の活性化」、「イノベーションの創出」、「ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン」を当金庫のマテリアリティとしております。

中小企業の皆さまの取組みを支援すること、また自身でも取組みを進めていくことでマテリアリティの解決を目指し持続可能な社会となるよう貢献していく、という考え方のもと、サステナビリティ基本規程を策定し、取締役会にて決議しております。

マテリアリティの解決に向けた重要な取組みとして、サステナビリティ及び人的資本に関する機会とリスクの識別、評価及び管理に関する事項を、社長執行役員を議長とする経営会議において年間８回程度議論し、逐次、取締役会に報告しております。取締役会は、過半数の社外取締役で構成されており、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

当金庫は、気候変動や自然資本に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、国際的なサステナビリティ開示基準が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでおります。当金庫は、こうした国際的な枠組みに基づく取組みとして、2019年にＴＣＦＤ（※１）、2025年にＴＮＦＤ（※２）へ賛同しました。詳細情報は、2026年３月に発行した最新のサステナビリティレポート2026をご覧ください。

※１：Task Force on Climate Related Financial Disclosures　気候関連財務情報開示タスクフォース

※２：Task Force on Nature Related Financial Disclosures　自然関連財務情報開示タスクフォース

サステナビリティを推進するための組織体制として、2022年４月より、経営企画部内に「サステナビリティ推進室」を設置、経営企画部担当役員を責任者とし、当金庫自身とお客さまへの浸透を統括する取組みを進めております。

お客さま本位で質の高いサービスソリューション提供を実現するため、2024年４月に統括本部制を全面的に導入し、意思決定とお客さまへのサービス提供の迅速化、経営効率の向上を図ってまいりました。こうした取組みを踏まえ、2026年４月に長期戦略の策定にあわせて組織を見直し、営業店と一部の統括本部を「事業本部」として改組し、各事業本部を設置しております。また、これまで進めてきたＤＥ＆Ｉ推進とキャリアサポートの取組みを基に、今後は経営戦略と連動した人財戦略の策定・実行を一層加速していくため、「ＤＥ＆Ｉ推進部」と「キャリアサポート部」を統合し、「人財戦略部」として設置いたしました。

さらに、商工中金グループ一体での企業価値向上を通じてPURPOSEを実現するため、2025年７月よりグループチーフオフィサー（ＣｘＯ）制を導入しました。グループＣＥＯによる全体統括のもと、企業変革及びデジタル変革の最高責任者としてＣＴｒＯ・ＣＤＩＯを、コンプライアンス及びリスク管理の最高責任者であるＣＣＯ・ＣＲＯを設置しました。また、2026年４月には、組織再編及び長期戦略の推進に向け、経営戦略の最高責任者であるＣＳＯ及び人財戦略の最高責任者であるＣＨＲＯを新設しております。

これらのガバナンス・組織体制により、産業構造等の環境変化に直面する中小企業の皆さまへのサポート強化や、経営戦略と人財戦略の一体化による人的資本経営の高度化等を通じ、マテリアリティの解決とPURPOSEの実現に向けて取り組んでおります。

（２）戦略

当金庫は、中小企業の皆さまの取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。そのためにも、お客さまを含むステークホルダーの皆さまとは“ＳＰＥＥＤ”の視点（※）を起点に活動の輪を広げ、「共感の創造」により、マテリアリティ解決に取り組んでまいります。

※当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点

Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの

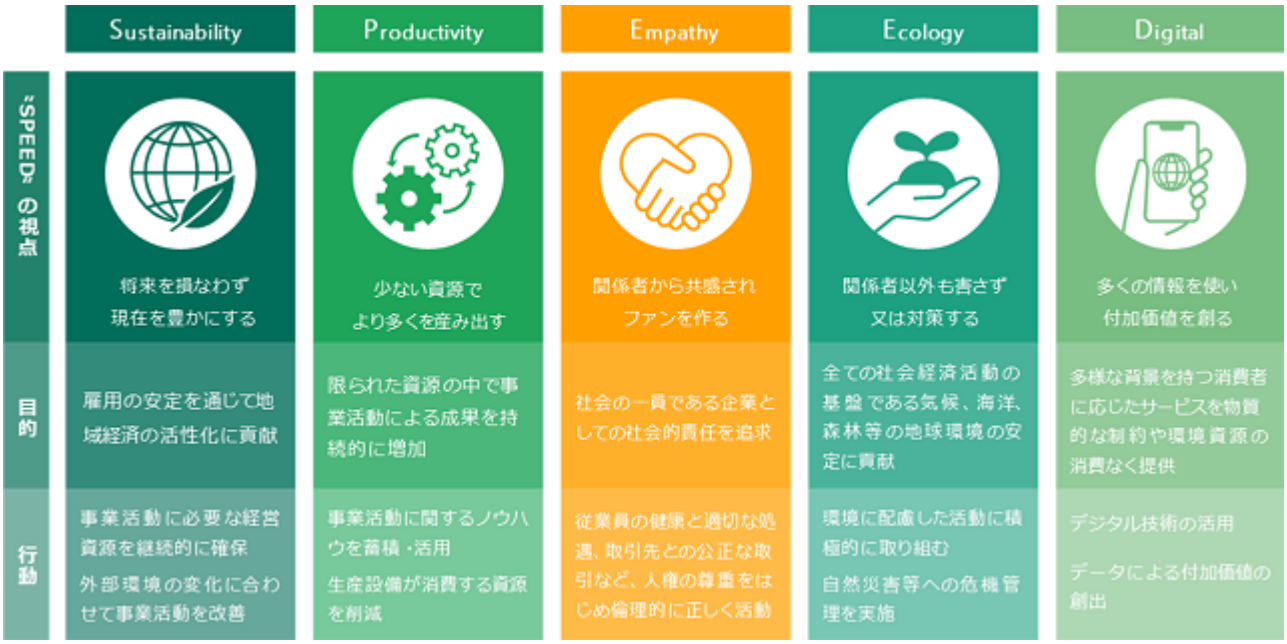

当金庫は、マテリアリティの解決に向けて、お客さまとともに創出する共通価値として、「経済的価値」「社会的価値」「働き手の幸せ」の３つを定め、価値創出に取り組んでおります。

気候変動リスクに関しては、経営にもたらす機会とリスクを評価するために、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、脱炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行っております。気候変動に対する組織のレジリエンスを高めていく観点で、移行リスクや物理的リスクが顕在化した場合の経営への影響について、シナリオ（仮説）に基づいた定量的分析を行っております。

また、自然資本に関しても当金庫のビジネス上、依存するリスク、影響を与えるリスクの双方があることを認識しています。自然資本の喪失がお客さまの事業継続に与えるリスクや、お客さまの事業活動が自然資本へ影響を及ぼすリスクを分析しております。

お客さま支援の取組みとして、2022年７月にサステナブルファイナンスの取扱いを開始しました。その中でもポジティブ・インパクト・ファイナンス（ＰＩＦ）を中心に、伴走支援を通じたお客さまの企業価値向上に取り組んでおります。2024年10月には新たにＧＸ・ＤＸファイナンス（中堅・中小企業向けのサステナビリティ・リンク・ローン）の取扱いを開始し、サステナブル経営に取り組むお取引先をサポートするメニューを拡充しております。

2023年２月より、地域経済の活性化と雇用創出への貢献を目指してサステナブルファイナンス業務における地域金融機関との業務提携・協力を進めており、2026年３月末時点で当該業務協力文書の締結金融機関は全国で14機関となっております。さらに、2025年９月には地域金融機関向けのウェブセミナーを開催し、サステナブルファイナンスにおける連携事例を紹介いたしました。

また、2023年５月に「脱炭素経営コンサルティングサービス」を開始し、お客さまの中長期的な企業価値向上と、持続可能な社会の実現のため、中堅・中小企業のカーボンニュートラル促進に向けた取組みを積極的に支援しております。具体的には、外部パートナーとの脱炭素支援の広域な枠組みの構築、脱炭素に向けて一貫して伴走支援するソリューションの提供により、事業成長と脱炭素を両立する体制を強化してまいります。

自然資本への取組みとしては、2024年12月に、本邦初となる、森林由来クレジット（Ｊ－クレジット）によるカーボン・オフセットを付与する「Ｊ－クレジット預金」の取扱いを開始いたしました。森林由来クレジットの活用を通じて、森林の適正な管理への貢献を目指してまいります。また、2024年12月にブルーローンの取扱いを開始し、持続可能な海洋経済、海洋・淡水領域の取組みをサポートしてまいります。

このような、当金庫のサステナビリティ向上に貢献した点が評価され、2025年12月、「第11回（2025年）サステナブルファイナンス大賞」において「サステナビリティ・サポート賞」を受賞しました。

産業構造の変化に対応するための取組みとしては、2025年１月よりクラウド型車両・採算管理サービス「ロジプッシュ」の提供を開始し、運送業界全体の持続可能な成長への後押しを目指しております。

さらに、人権の尊重を、社会的責任を果たす上で積極的に取り組むべき重要な経営課題と認識し、2024年４月に

「商工中金グループ人権方針」を策定しております。同方針の策定にあたっては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参照しております。

当方針に基づいて、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために適切な人権デュー・ディリジェンスを実施しております。

＜商工中金グループ人権方針＞

商工中金グループは、社会的責任を果たす上で人権の尊重を積極的に取り組むべき重要な経営課題と認識し、事業活動の全てにおいて、人権尊重の責任を果たす努力を行うことを約束します。

1．方針

商工中金グループは、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等、人権に関する国際規範を尊重します。また、事業活動を行う地域で適用される法律等を遵守するとともに、国際的な規範等と当該地域の法令等との間に矛盾がある場合、国際的な規範等を尊重するための方法を追求いたします。

2．人権方針の適用範囲

本方針は、商工中金グループのすべての役職員に適用されます。また、本方針をお客さまやサプライヤー等各ステークホルダー皆さまに共有し、本方針の主旨をご理解いただくよう、努めてまいります。

3．役職員の人権の尊重

商工中金グループは、一人ひとりが多様な価値観を尊重し、お互いを認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築し、働きがいのある職場づくりと風通しの良い組織風土を醸成することに努めます。また、あらゆる事業活動において、人種、民族、宗教、国籍、出身、信条、年齢、障がいの有無、性別、性的指向や性自認等を理由とした差別や、人間の尊厳を傷つけるいかなるハラスメントも容認しません。

商工中金グループは、雇用や就業におけるあらゆる差別の解消・撤廃に取り組むほか、結社の自由および団体交渉権を尊重します。また、労働基準法をはじめとする法令に従い、過重労働の抑制に努め、役職員が健康かつ安全に働ける職場づくりに努めます。

4．お客さまとの協調

商工中金グループは、すべてのお客さまの人権を尊重し、公正で責任あるサービスを提供します。

商工中金グループは、中小企業の金融の円滑化を目的とする金融機関としての役割を常に意識し、お客さまとの建設的な対話と相互の理解に基づき、人権に対する負の影響を確認しその縮小に向けた対応策実施の働きかけを行うよう努めます。

なお、お客さまの経営資源及び事業内容、並びに取引先を取り巻く事業環境の変化に適したソリューションを提供し、中小企業の金融円滑化に反する支援消極化を画一的には行いません。

5．サプライヤー（購買先、外部委託先等）との協調

商工中金グループの事業活動は、サプライヤーの協力により支えられています。

商工中金グループは、すべてのサプライヤーの人権を尊重するとともに、公正・適正な取引に努めます。主要なサプライヤーに対し、本方針を共有し、人権尊重への理解と協力を求めていきます。サプライヤーとの取引関係を通じて人権侵害が生じるおそれがある場合は、建設的な対話と相互の理解に基づき、ともに協力して適切に対応するよう努めます。

6．人権デュー・ディリジェンス

商工中金グループは、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために適切な人権デュー・ディリジェンスを行うよう努めます。

7．救済メカニズム

商工中金グループは、役職員や、提供する商品・サービスが人権に対して負の影響を引き起こした、あるいは負の影響を助長したことが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済に努めます。

また、商工中金グループの事業・サービスを通じて人権に対する負の影響に直接関連していた場合にも、お客さまやサプライヤーとの建設的な対話と相互の理解のもと、適切な働きかけを行うことにより、負の影響の防止・軽減に努めます。

相談を受け付ける窓口としては、お客さまをはじめとするステークホルダーからは、店頭、電話、ホームページ等、社員等からは内部・外部の相談窓口を通して相談を受け付け、適切な対応を講じるよう努めます。

８．ガバナンス

商工中金グループでは、人権尊重に関する取り組みは、経営会議等において定期的に意思決定した上で、取締役会に報告をし、監督します。

９．ステークホルダーとの対話

商工中金グループは、本方針に基づく取組みにおいて、関連するステークホルダーとの対話や協議により、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めていきます。

10．啓発活動

商工中金グループは、役職員一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、人権啓発研修に取り組みます。

11．定期的な見直し

商工中金グループは、グループ内外の環境変化を踏まえて、人権尊重に関する取り組みを強化していくため、本方針について、定期的な見直しの要否を検討するほか、必要に応じて見直しを行います。

（3）リスク管理

当金庫は、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つとして認識しております。

こうした認識のもと、「気候変動リスクへの対応」、「産業構造の変化」及び人的資本の充実を含む「人財の確保・育成」をトップリスクとして位置づけ、定期的に、課題と取組状況や対応方針を取締役会で決定しております。なお、トップリスクと、当金庫のリスクマネジメントについては、「第２　事業の状況　３事業等のリスク」へ記載しております。

また、当金庫が環境・社会に配慮した活動に取り組むにあたり、サステナビリティの視点で重要となるリスクを適切に管理する観点から、投融資等に対する基本的な考え方を定めるとともに、「環境又は社会に配慮した取組の方針」を策定し、これに沿った対応を行っております。

＜環境又は社会に配慮した取組の方針＞

当金庫は、中小企業の金融円滑化を目的とした金融機関であります。この目的を常に意識し、国内法令及び国際規範と整合した倫理的な取引を行うため、お客さまの取り巻く環境の変化や事業活動について確認と働きかけを行い、環境や社会課題の解決に向けて取り組んでまいります。

確認の結果、環境・社会に対し負の影響を及ぼす可能性が高い事業との取引については、取組方針を定め、それに従って対応をしてまいります。具体的には、環境・社会に対し、重大な負の影響を及ぼす可能性がある以下の３つ（非人道兵器の製造を行っている事業、児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業、生態系維持・世界遺産保護等の観点から問題がある事業）については、取引を行いません。

１．非人道兵器の製造を行っている事業

クラスター弾は非人道的な兵器として国際社会から認知されております。また、核兵器、生物・化学兵器、対人地雷は、クラスター弾同様に人道上の問題が大きいと認識しております。こうした認識のもと、これら非人道兵器の製造行為に対する投融資等の取引は行いません。

２．児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業

当金庫は世界人権宣言をはじめとする国際規範を尊重しております。責任ある企業活動を促進し、国際社会を含む社会全体の人権保護に貢献していく観点から、特に、搾取的労働慣行には加担すべきではないと認識しております。こうした認識のもと、児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業に対する投融資等は行いません。

３．生態系維持・世界遺産保護等の観点から問題がある事業

複雑で多様な生態系が支え合い、食料や水、気候の安定等の恵みがもたらされております。生態系を支える生物多様性に配慮し、自然環境等の維持・保全に努めていくことが重要と認識しております。こうした認識のもと、以下に該当する事業については投融資等を行いません。

・ラムサール条約指定湿地に負の影響を与える事業
・ユネスコ指定の世界遺産に負の影響を与える事業（注１）
・ワシントン条約（国内法では種の保存法）に違反する事業（注２）

（注１）当該国政府及びＵＮＥＳＣＯからの事前同意ある場合を除く
（注２）各国の留保事項は配慮する

なお、環境・社会に対し負の影響度がある「石炭火力発電事業」「森林伐採事業」「パーム油農園開発事業」については、事業内容について十分な確認と対話や働きかけを行い、その結果をもとに、対応を検討してまいります。

「人財の確保・育成」については、労働市場の動きや働き手の価値観の変化等、企業と従業員を取り巻く環境を適切に認識しながら、人的資本の一層の充実を図るための施策を講じてまいります。

（４）指標及び目標

トップリスクである「気候変動リスクへの対応」について、指標及び目標を設定し、取組みを進めております。ＧＨＧ排出量については、2024年度の算定結果について一般財団法人日本品質保証機構による第三者検証を受けております。また、環境・社会課題の解決に向けた指標及び目標を設定し、モニタリングしております。サステナブルファイナンスにおいては、2030年度までに中小企業向けサステナブルファイナンス累計実行5,000億円（うち、環境ファイナンス1,500億円）を目標としており、2025年度までの累計実行額は3,019億円（うち、環境ファイナンス1,184億円）であります。

＜CO_2排出量（Scope１，２）＞

当金庫の国内事業所におけるガスや電力等の使用量を基に算出した2024年度のCO_2排出量は8,190トン、当該CO_2排出量の削減目標として2030年度までのカーボンニュートラルを目指しております。

（単位：トン）

国内事業所におけるCO_2排出量の削減実績・目標（Scope１，２が対象）	
2024年度の実績	8,190（※） （2013年度比　46％削減）
2030年度までの目標	カーボンニュートラル

※ＧＨＧプロトコルに基づき算出、Scope２（電力）についてはマーケット基準により算出しております。

＜ＧＨＧ排出量（Scope３）＞

Scope３のうち、カテゴリ１、２、３、６、７、15の排出量を算定しております。Scope３カテゴリ15は、ビジネスローンを算定対象とし、ＰＣＡＦ「グローバルＧＨＧ計測・報告スタンダード」に基づき算定しております。

2024年度のCO_2排出量は6,807,864トンであり、2050年までのカーボンニュートラル実現を目標としております。

（単位：トン）

ＧＨＧ排出量の削減実績・目標（Scope３が対象）		
2024年度の実績		6,807,864
	カテゴリ１（購入商品）	25,631
	カテゴリ２（資本財）	63,179
	カテゴリ３（エネルギー関連）	1,623
	カテゴリ６（出張）	604
	カテゴリ７（通勤）	1,069
	カテゴリ15（投融資）	6,715,758
2050年までの目標		カーボンニュートラル

人的資本戦略の実践状況を可視化するための指標及び目標を以下のとおり設定し、取組みを進めております。今後もステークホルダーとの対話を踏まえ、比較可能性、継続性を保ちつつ、経営戦略と連動し随時見直し、拡充を行ってまいります。

戦略	指標（※１）	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
a．価値観醸成の取組み	管理職に占める女性労働者の割合	13.2%	15.6%	20%
	新卒者採用に占める女性労働者の割合	46.1%	41.9%	50%
	新規採用に占めるキャリア採用者の割合	30.6%	34.4%	―
	有給休暇取得率	76.9%	77.3%	90%
	男性の育児休業取得率	87.4%	94.2%	100%
	女性の育児休業取得率	121.2%	107.1%	―
	パーパスワークショップ参加人数	3,784人	3,854人	―
b．キャリアサポート施策の取組み	インハウスインターン応募者数（累計）（※２）	790人	947人	―
	社内兼業応募者数（累計）（※２）	331人	433人	―
	キャリア・チャレンジ制度応募者数（累計）（※２）	157人	213人	―
c．企業内大学の取組み	一人当たり研修費	84,323円	101,409円	―
人的資本アウトカム	従業員エンゲージメント調査項目「今後も今の会社で働きたいと思う」	79.2%	79.3%	―
	ｅＮＰＳ（※３）	△43.3	△50.9	―

※１ 指標は全て当金庫単体で集計

※２ 累計値はPURPOSE・MISSIONを制定した2022年度以降の応募者数で集計

※３ ｅmployee Ｎet Ｐromoter Ｓcore

「現在の職場で働くことを親しい友人や知人に、どの程度おすすめしたいと思いますか？」を数値化したもの。職場推奨度を０～10点で従業員が評価、回答し、９～10点を付けた「推奨者」の割合から０～６点を付けた「批判者」の割合を引いた数値。ｅＮＰＳはベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems,Inc.の役務商標であります。

３ 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当金庫グループ（以下、本項目においては「当金庫」という。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクは独立して発生するとは限らず、あるリスクの発生が他のリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当金庫は、経営環境の変化を踏まえて、適切にリスク事象の抽出と評価を行いながら実効性のある対応策を講じていくとともに、リスクマネジメントの更なる強化に取り組んでまいります。

本項目においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

１　トップリスク

当金庫では、経営層による議論のもと、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象を選定するとともに、経営として最も注視すべきリスク事象をトップリスクとして決定し、必要な対応策を講じてリスクを適切に管理・コントロールしていく態勢を整備しております。

2026年３月の取締役会において、長期戦略・変革プランの中で新たに想定し得るリスクも考慮し、従来、トップリスク以外の主要なリスクとして認識していた「企業倒産の増加」及び「大口与信先の企業業績の悪化」を「投融資の毀損増加」と見直した上でトップリスクとすることを決定しました。また、「システム障害」をトップリスクとすることを決定しました。一方で、従来、トップリスクとして認識していた「当金庫グループのビジネス戦略に関するリスク」及び「ＤＸに関するリスク」について、長期戦略・変革プランの決定を以て、引き続き主要なリスクとして認識しつつも、トップリスクからは除外することを決定しました。

これに伴い、当金庫が認識するトップリスクは、以下の９個のリスク事象となります。

① 人財の確保・育成
② 投融資の毀損増加
③ 産業構造の変化
④ 気候変動リスクへの対応
⑤ 大規模自然災害の発生
⑥ サイバー攻撃に関するリスク
⑦ システム障害
⑧ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備
⑨ 地政学リスク・経済安全保障

①　人財の確保・育成

労働力人口の減少に加え、労働市場における流動化の動きや働き手の価値観の多様化等を背景に、企業と従業員を取り巻く環境が大きく変化しています。当金庫は、幅広い分野で高度な専門性を要する業務を展開しており、戦略の遂行に必要な人財の確保・育成が重要な経営課題となっています。

必要な人財を確保・育成できない場合には、主要分野におけるビジネス戦略が想定通りに実施できず、その結果、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、人的資本経営に対して、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中で、企業の取組みや情報開示が不十分であると見なされた場合には、必要な人財の確保が困難となるほか、当金庫のレピュテーションの毀損や資金調達への影響を通じて、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、こうした課題への対応として、採用活動にさらに力を入れるとともに、従業員一人ひとりのWell-beingや働きがいのある組織の実現、働き方改革、キャリア開発・スキルアップ支援に取り組み、経営戦略と連動した人財の確保・育成を図っております。詳細な内容については、「第２　事業の状況　２サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

② 投融資の毀損増加

当金庫は、お取引先の業況、債権の保全状況及び過去の貸倒実績率等に基づき、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、国内外の経済動向、特定の地域や業種における経営環境の変化等、様々な原因によって、お取引先の業況が想定を超えて悪化した場合、あるいは地価下落等に伴い担保価値が低下し債権の保全状況が悪化した場合等には、不良債権及び貸倒引当金の積み増しによる与信関係費用が大幅に増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、長期戦略・変革プランのもとで、高度ファイナンスやエクイティ投資などを拡充していくため、これらのリスクが増大する可能性があります。

当金庫では、過去からの融資ノウハウに基づく融資審査基準及び審査体制により信用リスクの把握及び評価を適切に行った上で、信用ポートフォリオの状況をモニタリングするなど必要な管理を行っておりますが、今後、より一層の高度化に取り組んでまいります。また、長期戦略・変革プランの注力分野の１つとして「経営改善・事業再生」の取組みを強化し、お取引先の経営危機の未然防止や業況回復に向けた支援に積極的に取り組むことで投融資毀損額を抑制してまいります。

③ 産業構造の変化

日本を含む世界各国で、経済安全保障等の観点から産業政策を強化する動きが加速しており、特にデジタル分野・グリーン分野では顕著となっています。急速に進む技術革新とあわせて、今後、産業構造が大きく変容し、当金庫の事業環境・競争環境が大きく変化する可能性があります。この場合、当金庫が想定していたビジネス戦略の前提条件が崩れ、戦略投資の効果が剥落する、または、必要な人財を確保できないことで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、自動車産業のＥＶ化の動向の変化や物流産業における規制強化の動き等が、当金庫のお取引先の事業に影響を及ぼし、これにより、当金庫の信用ポートフォリオが影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、こうした事業環境・競争環境の変化に対応するため、広く情報収集を行い、当金庫の経営に与える影響を分析・評価するとともに、様々な戦略や施策を実行しております。自動車産業のＥＶ化の動向の変化に対しては、トランジション支援のための外部関係先との連携強化やお取引先との課題共有に注力しております。物流産業における規制強化、それに伴う業界構造変化の動きに対しては、お取引先の属性ごとにソリューションメニューを用意し、お取引先のニーズに対応しております。今後は、インダストリー事業本部を中心に、ＤＸ・ＧＸ等、大きな産業構造の変革により生じる業界ごとの課題並びに社会的課題に対するソリューションの構築・提供をこれまで以上に進めてまいります。

④ 気候変動リスクへの対応

近年、異常気象による被害が甚大化しており、世界各国で気候変動に対応する動きが広がっています。日本でも2050年温室効果ガス排出ネット・ゼロが宣言され、今後、脱炭素社会への移行に向けた社会の変革が予想されます。

異常気象等によってもたらされる物理的な被害や、脱炭素社会への移行に伴う政策変更及び規制強化、社会通念や産業構造の変化等が、当金庫のお取引先の事業に影響を及ぼし、これにより、当金庫の事業戦略や信用ポートフォリオが影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、気候変動問題に対して、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中で、企業としての取組みや情報開示が不十分であると見なされた場合には、当金庫のレピュテーションを毀損する、あるいは資金調達に影響するなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、お取引先の脱炭素化策の実行を伴走支援するとともに、当金庫におけるCO_2排出量の削減に向けて取り組んでおります。詳細な内容については、「第２　事業の状況　２サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

⑤　大規模自然災害の発生

当金庫は国内外の営業拠点やシステムセンター等の施設において事業活動を行っております。これらの施設等は大規模な地震や風水害等の自然災害により被害を受け、被害の程度によっては、業務の一部が停止する可能性があります。かかる事態が発生した場合には、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当金庫のお取引先の事業所が被災した場合、お取引先の業績や担保資産の価値が悪化し、これにより、当金庫の信用ポートフォリオが影響を受けることで、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、不測の事態の発生に対し、迅速に対応できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）を整備し、シナリオに基づく事前対策を検討するとともに、実効性を高めるため、定期的に各種訓練や研修を実施しております。加えて、地方自治体が公表しているハザードマップをもとに、年１回、浸水リスクのある拠点と被害予測を調査するなど、リスクを適切に認識しております。また、お取引先の被災リスクに関しては、自然災害の発生を想定したストレステストを定期的に実施し、ストレス下におけるリスク量と資本の十分性を検証しております。

⑥　サイバー攻撃に関するリスク

近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も急速に進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクは一層高まっております。サイバー攻撃によるシステムの停止、データ改ざん、情報漏洩、不正送金等が発生した場合、それに伴う損失により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、組織内ＣＳＩＲＴとして「商中ＳＩＲＴ」を設置し、サイバー攻撃に関する情報収集・分析や、サイバー攻撃に備えた定期的な対応訓練、コンティンジェンシープランの見直し等を実施するとともに、サイバー攻撃への多層防御対策やマルウェア侵入に備えた対策を講じております。

また、2024年金融庁から発出された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」への対応ロードマップを策定し対応を進めるとともに、2026年４月にコンプライアンス統括部に「情報セキュリティ対策室」を設置する等、継続して管理態勢の高度化を図っております。

⑦　システム障害

システムの停止又は誤作動等の不具合が生じた場合、当金庫業務やサービスの停止等に伴う損失により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。長期戦略・変革プランの実行の中で、利便性の高い資金決済サービスの提供や、様々なサービス・ソリューション・サポートを提供するための外部システムとのＡＰＩ連携拡大等により、大規模システム障害が今後発生した場合には、お客さまへの影響や社会的影響が極めて大きくなる可能性があります。この場合、障害に伴う損失やレピュテーションの毀損から、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、システム構築段階から障害を未然防止する対策を講じるほか、重要なシステムの二重化やバックアップ体制の構築、大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を行うとともに、大規模システム障害及びＢＣＰ（業務継続）訓練にも努め、システムリスクに対し万全の態勢で臨んでおります。

⑧　マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備

金融犯罪が複雑化・巧妙化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」という）の重要性が急速に高まっております。したがって、当金庫のマネロン対策が有効に機能せず、仮に法令諸規制への違反やマネロン対策の重大な不備等の事態が発生した場合には、内外の金融当局からの業務停止・制裁金等の行政処分、コルレス契約の解除による海外送金業務等の停止、レピュテーションの毀損等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、有効性検証による実効性の確保や、役職員に対する教育・研修の充実に努める等、マネロン対策の強化に継続的に取り組んでおります。2026年度は、2028年のＦＡＴＦ対日審査や、社会問題となっている詐欺事件からの顧客保護に向けて、「2026年度金融犯罪対策プログラム」を策定し、計画的に対策を実施しております。

⑨　地政学リスク・経済安全保障

米中を軸として大国間競争が激化しており、制裁・関税・投資規制・輸出管理が安全保障の手段として常態化しつつあり、また、中東・ウクライナ情勢の緊迫を受けた原油価格上昇等、物価や経済動向の不確実性も高まっております。グローバルなサプライチェーンの分断が意識され、世界的な供給網の見直しが進む可能性があります。これらの動きが、お取引先のビジネスモデルや業況に影響を及ぼし、ひいては当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関は、基幹的なインフラの一つとして、情報の適切な管理や、機器・システムの利用、業務提携・委託等について、わが国を含む各国の経済安全保障政策の観点から制約を受ける可能性があり、この場合、当金庫の業務に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等により影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象とする「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を、2026年３月23日、全営業店に設置しました。影響を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた対応を行ってまいります。

２　トップリスク以外の主要なリスク

有価証券報告書提出日現在、認識しているリスクは以下のとおりであります。

①　当金庫グループのビジネス戦略に関するリスク

当金庫は、2023年６月の改正商工中金法成立を受け、政府保有株式が処分され、民間株主のみがオーナーの金融機関となりました。民営化により、真に「中小企業による中小企業のための金融機関」として、長期的な産業構造・社会構造の変化を見据えたマーケティング機能の発揮や、当金庫及びお取引先の生産性向上、グリーン化、デジタル化に向けての施策立案・実行など、当金庫が果たすべき機能・役割がより問われていく中、仮に求められる機能・役割を果たせない場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、当金庫の機能・役割がより一層問われている重要な転換期にあるとの認識のもと、長期的に目指す姿に向け、「中小企業経済圏」と「集めて・つなげて・価値を創る」をキーワードとして、ビジネスモデル・経営の仕組み・人財・組織風土の変革に全社を挙げて取り組む方針を示した、長期戦略・変革プランを策定しました。PURPOSE実現に向け、中小企業を支える「プロデューサー」として「中小企業経済圏」の確立・活性化を通じ、圏の参加者の価値向上に貢献してまいります。詳細な内容については、「第２　事業の状況　１経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

②　ＤＸに関するリスク

生成ＡＩを始めとするデジタル・ＩＴ分野における技術革新の進展は早く、企業経営を大きく転換させる可能性があります。また、多くの企業が導入課題として「専門人材が不足している」ことを挙げており、本分野の人財確保が困難化する可能性が高まっております。あわせて、デジタル技術や生成ＡＩの活用にあたっては、システム障害やサイバー攻撃によるサービス停止、誤った情報に基づく判断、ガバナンスやルール整備が追いつかないことによる影響等が生じるリスクがあります。これらの対応が不十分になることにより、デジタル・ＩＴを活用したサービスや業務の浸透が遅れ、変革が進まない結果、生産性や競争力が大きく劣後し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、法人・個人事業主さま向けにポータルサイト（「商工中金Bizリンク」）を提供し、全店で利用拡大を進めております。また、同サイトと営業支援システム、顧客関係管理システムを連携させ、お取引先の生産性向上、課題解決支援の一層の強化を図っております。生成ＡＩにつきましては、全役職員向け生成ＡＩの利用環境を導入しており、文章の要約や校正、社内ナレッジ検索等、具体的な活用により効率化が進んでおります。ハルシネーション等、活用に伴うリスクに留意しつつ、本部企画業務への活用、お取引先に対する事業性評価や融資審査における調査への活用等、様々な用途・領域での活用を着実に進めてまいります。あわせて、デジタル技術全般について、業務の重要性や影響度に応じた適切な管理のもとで活用を進めてまいります。その他、ＤＸ・デジタル人財の確保と環境整備、全役職員のデジタルスキル向上につきましても、より一層、取り組んでまいります。

③　資金調達に関するリスク

金利環境の一段の変化やデジタルバンクの台頭等により、金融機関同士の預金獲得競争が激化する中、国内外の急激な景気の悪化や金融市場の混乱等の資金調達環境の悪化だけではなく、平常時も含めてビジネス戦略の実行に必要な資金調達コストが想定以上に上昇する可能性があります。また、金融市場の混乱や当金庫に対する評判の悪化が生じた場合には、必要な資金を確保できずに資金繰りが悪化する可能性や通常の取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。かかる事態が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、預金調達強化に向けた施策を検討するとともに、資金繰りに関する各種リミットを設定し、運用と調達のバランスを意識しながら、資金繰りを適切にコントロールしております。また、ストレス時を想定して、流動性の高い資産を一定以上保有するなど円滑な資金繰りに努めております。

④　格付低下

格付機関により当金庫の格付が引き下げられた場合、当金庫の資金調達や市場業務等が悪影響を受けるおそれがあります。具体的には、金融債の発行や外貨調達において、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化が想定されるほか、デリバティブ業務において、追加担保の提供、一部取引の困難化、既存取引の解約等が発生する可能性があります。かかる事態が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、財務体質の強化策や収益力増強策等の諸施策に取り組み、格付の維持・向上に努めております。また、ストレス時を想定して流動性の高い資産を一定以上保有するなど安定的な資金繰り運営に努めております。

⑤　コンダクトリスク

当金庫においては、役職員の行動や判断が、法令・社会規範、並びに当金庫が掲げる理念やお客さま本位の考え方から逸脱した場合、お客さまや社会からの信頼を損なうおそれのあるリスク（コンダクトリスク）が想定されます。

特に、長期戦略・変革プランを進めていく過程において、その趣旨や目的の理解が十分に浸透・徹底されないまま推進された場合などには、結果としてお客さま本位を欠いた対応や、社会通念に照らし不適切な行動につながり、当金庫が中長期的に目指す方向性と乖離するリスクがあるものと認識しております。

当金庫では、こうしたリスクに対し、倫理憲章及びコンプライアンス行動基準の徹底を図るとともに、長期戦略・変革プランを支える基盤として、PURPOSE起点での行動を重視した教育・研修、各部室店における自律的なリスク管理の取組み、並びに各種モニタリングなどを通じて、役職員一人ひとりが適切な行動判断を行うための態勢整備に取り組んでおります。

これらの取組みを継続・高度化することにより、健全な企業文化の醸成を通じて、長期戦略・変革プランの実行を支える基盤を確かなものとし、長期的な企業価値の維持・向上に努めてまいります。

⑥　情報漏洩・情報管理の不備

サイバー攻撃リスクの高まりや、外部委託先をはじめとしたサードパーティとの連携拡大等に伴い、当金庫が保有する情報資産の管理に係るリスクが高まっております。

役職員による不適切な取扱いや管理不備、委託先等における情報管理態勢の不十分さ等により、お取引先の情報等の重要な情報が外部に漏洩した場合、また、不正に利用された場合には、お取引先からの信用や社会的信用の失墜のほか、損害賠償請求や行政処分の対象となるなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、情報セキュリティに関する規定等を整備するとともに、役職員に対する研修等を通じて情報管理の重要性の周知徹底を図っております。また、システム上の統制や外部委託先を含めた情報管理態勢の整備を行うなど、保有する情報資産の適切な管理に継続的に取り組んでおります。

⑦　国内外の金融経済環境の悪化

米中を軸とした大国間競争の激化、中東・ウクライナ情勢の緊迫を受けた原油価格上昇等、世界経済を巡る不確実性は高く、先行きの国内外の金融経済環境への影響には注意が必要な状況であります。国内外において、経済状況の悪化や金融市場の混乱等が生じた場合には、お取引先の企業業績の悪化に伴う与信関係費用の増加や、保有有価証券の価格下落、資金調達環境の悪化等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、こうした金融経済環境の悪化に対して、リスク管理態勢の整備・高度化を進めながら、様々な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合の影響の極小化に努めております。

⑧　日本銀行の金融政策に関するリスク

当金庫の収益は、運用・調達の金利収益に大きく依存します。日本銀行は2025年12月に政策金利を0.75％に引き上げ、「金利のある世界」が次第に本格化しており、今後、更なる政策の見直しがあった場合には、貸出債権や有価証券ポートフォリオに変動が生じ、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、金利や株価などのリスクの種類や業務の内容に応じてリスク限度や損失限度等を設定し、市場環境に応じて適切にリスクコントロールを行うとともに、市場環境急変時には速やかに必要な対応を審議する態勢を構築する等のリスク管理態勢を整備するとともに、お取引先への影響等を分析・評価しております。また、市場金利の低下に伴う金利収益の低下リスクも念頭に入れたＡＬＭ（※）運営を行い、金利収益の適切なコントロールに努めております。

※Asset Liability Management　資産・負債の一元的な総合管理

⑨　コーポレートガバナンスの機能低下

コーポレートガバナンスが有効に機能しない場合、ステークホルダーの利益に反する企業運営や組織的な不祥事に繋がる可能性があり、この場合、社会的信用を大きく失墜し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、過去、危機対応業務における不正行為並びにその他の不適切な業務運営により二度の行政処分を受けたことを教訓に、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するためのガバナンス体制とし、過半数の社外取締役を登用するとともに、毎年、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施する等、企業価値向上の実現に向けて、取締役会の機能強化に取り組んでまいりました。

2024年６月20日には監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任することで、迅速な意思決定、業務執行を可能とし、更なるガバナンス強化を図ってまいりました。また、2025年７月１日に、グループチーフオフィサー（ＣｘＯ）制を導入し、グループＣＥＯによる全体統括のもと、ＣＴｒＯ・ＣＤＩＯ及びＣＣＯ・ＣＲＯを設置し、グループの一体性を持ったガバナンス体制の確立も図ってまいりました。2026年４月１日には、組織再編及び長期戦略の推進に向けて、グループ一体で一層の経営管理体制の高度化を図るべく、ＣＳＯ及びＣＨＲＯを新設しております。

2026年度取締役会の取組方針は、「パーパス実現に向けた中長期的な戦略を議論する取締役会」の定義のもと、「中長期的な方向性や戦略に関する議論の充実」「多様なステークホルダーとの関係性の深化」を重点テーマとして取り組み、重点テーマの議論に注力するため、審議時間の有効活用及び議論の質向上にも取り組んでおります。

⑩　サードパーティ管理に関するリスク

長期戦略・変革プランでは、「中小企業経済圏」の確立・活性化のためのキーワードは、中小企業に関わる様々な関係者を「集めて」、「つなげて」、「価値を創る」であり、より一層、多種多様なカウンターパーティと連携や協働をしていくこととなります。当金庫業務の委託先や業務提携先をはじめとした様々なサードパーティにおいて、サイバー攻撃やシステム障害、重大な事務ミスの発生等により、情報漏洩や業務の一部停止が発生する可能性があります。かかる事態が発生した場合、お取引先からの信用、並びに社会的な信用が失墜するほか、損害賠償請求や行政処分の対象となり、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、外部委託業務に係る管理手続きに基づき、業務委託先の経営の健全性や委託業務の遂行能力、情報管理態勢等の確認・検証を実施し、内在するリスクの低減に取り組んでおりますが、より幅広い経済主体を含むサードパーティに係るリスク管理態勢の整備にも取り組んでまいります。

⑪　人権問題への対応

企業には社会の持続可能な発展に貢献することが期待されており、企業の事業活動について、社会や環境に及ぼす影響への配慮と倫理的な行動が求められています。人権問題への対応もその一つであり、企業は国際的に認められた人権を尊重し、あらゆる事業活動の中で、児童労働・強制労働等の搾取的労働慣行を排除していくことが必要となります。人権問題に対し、機関投資家を含めたステークホルダーや社会の関心が高まる中、企業としての取組みが不十分である場合、当金庫のレピュテーションを毀損する、または資金調達に影響するなど、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当金庫では、人権の尊重は企業の社会的責任を果たすうえで重要な経営課題であるとの認識のもと、役職員を対象に人権意識を高める研修・啓蒙活動を行っております。また、人権問題に関して広く情報収集を行い、当金庫の経営に与える影響を分析・評価する取組みを実施しております。「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿って2024年４月に策定いたしましたグループ人権方針に基づき、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために、適切な人権デュー・ディリジェンスを行うよう努めております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当金庫グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 財政状態

貸出金は、金利の上昇等先行きの不透明感が強まる中、事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比989億円増加し、９兆7,194億円となりました。なお、金融再生法開示債権及びリスク管理債権の期末残高は前連結会計年度末比215億円増加し、3,996億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ分散投資を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比384億円増加し、１兆3,572億円となりました。

預金は、流動性預金、定期預金ともに増加した結果、期末残高は前連結会計年度末比5,703億円増加し、６兆7,870億円となりました。また、債券の期末残高は前連結会計年度末比812億円減少し、３兆1,283億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比2,443億円増加し、12兆5,097億円となりました。連結総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第１項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第２号）に基づき算出したもの）は、11.59％となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

（銀行業）

セグメント資産は12兆4,256億円（前連結会計年度末比2,379億円増加）、セグメント負債は11兆5,049億円（前連結会計年度末比3,392億円増加）となりました。

（リース業）

セグメント資産は1,077億円（前連結会計年度末比74億円増加）、セグメント負債は936億円（前連結会計年度末比71億円増加）となりました。

（その他）

セグメント資産は115億円（前連結会計年度末比５億円増加）、セグメント負債は44億円（前連結会計年度末比３億円増加）となりました。

○金融再生法開示債権及びリスク管理債権

	前連結会計年度 (億円)(A)	当連結会計年度 (億円)(B)	増減(億円) (B)－(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,352	1,420	67
危険債権額	1,617	1,449	△168
要管理債権額	810	1,126	316
三月以上延滞債権額	36	70	33
貸出条件緩和債権額	773	1,056	282
合計額	3,781	3,996	215

正常債権額	95,100	96,009	909
総与信残高	98,881	100,006	1,125

(2) 経営成績

当連結会計年度の連結粗利益は、金利リスクコントロールの観点から保有国債を圧縮したことによってその他業務収支が前連結会計年度比57億円減少したものの、国内金利上昇効果等によって資金運用収支が同84億円増加したことに加え、シンジケートローンやストラクチャードファイナンス等の伸長により役務取引等収支が同17億円増加したことから、合計では同36億円増加し、1,432億円となりました。

営業経費は、システム関連投資や人的資本投資などの将来に向けた投資等により、同49億円増加し、871億円となりました。

与信費用は、お客さまの業績回復に伴う区分上方遷移等が減少したことによって、同75億円増加し、342億円とな

りました。

以上により、経常利益は前連結会計年度比73億円増加し404億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同68億円増加し、326億円となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

（銀行業）

経常収益は2,234億円（前連結会計年度比527億円増加）、セグメント利益は397億円（前連結会計年度比68億円増加）となりました。

（リース業）

経常収益は230億円（前連結会計年度比３億円増加）、セグメント利益は４億円（前連結会計年度比２億円増加）となりました。

（その他）

経常収益は62億円（前連結会計年度比25億円減少）、セグメント利益は２億円（前連結会計年度比１億円増加）となりました。

○損益の概要

	前連結会計年度（億円）（A）	当連結会計年度（億円）（B）	増減（億円）（B）－（A）
連結粗利益	1,395	1,432	36
資金運用収支	1,206	1,291	84
役務取引等収支	130	148	17
特定取引収支	79	70	△8
その他業務収支	△20	△77	△57
営業経費 （△）	821	871	49
与信費用（注） （△）	267	342	75
その他	23	186	162
経常利益	330	404	73
特別損益	7	22	14
税金等調整前当期純利益	337	426	88
法人税等合計 （△）	80	100	20
当期純利益	257	326	68
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0	－
親会社株主に帰属する当期純利益	257	326	68

（注）与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比897億円増加し、１兆163億円となりました。

当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により2,476億円（前連結会計年度比8,116億円増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により△467億円（前連結会計年度比941億円増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等により△1,111億円（前連結会計年度比1,096億円減少）となりました。

① 国内・海外別収支

当連結会計年度におきまして、国内は、資金運用収支が1,283億86百万円、役務取引等収支が148億80百万円、特定取引収支が70億27百万円、その他業務収支が△77億75百万円となりました。

海外は、資金運用収支が７億14百万円、役務取引等収支が△16百万円、その他業務収支が△０百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支は前連結会計年度比84億81百万円増加して1,291億円、役務取引等収支は同17億66百万円増加して148億64百万円、特定取引収支は同８億78百万円減少して70億27百万円、その他業務収支は同57億11百万円減少して△77億75百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	120,080	538	－	120,619
	当連結会計年度	128,386	714	－	129,100
うち資金運用収益	前連結会計年度	141,765	3,766	△3,213	142,318
	当連結会計年度	178,445	3,627	△2,853	179,219
うち資金調達費用	前連結会計年度	21,684	3,227	△3,213	21,699
	当連結会計年度	50,059	2,913	△2,853	50,118
役務取引等収支	前連結会計年度	13,112	△15	－	13,097
	当連結会計年度	14,880	△16	－	14,864
うち役務取引等収益	前連結会計年度	15,804	0	－	15,804
	当連結会計年度	17,439	0	－	17,439
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,692	15	－	2,707
	当連結会計年度	2,558	16	－	2,575
特定取引収支	前連結会計年度	7,905	－	－	7,905
	当連結会計年度	7,027	－	－	7,027
うち特定取引収益	前連結会計年度	7,927	－	－	7,927
	当連結会計年度	7,027	－	－	7,027
うち特定取引費用	前連結会計年度	21	－	－	21
	当連結会計年度	－	－	－	－
その他業務収支	前連結会計年度	△2,228	164	－	△2,064
	当連結会計年度	△7,775	△0	－	△7,775
うちその他業務収益	前連結会計年度	23,910	164	－	24,074
	当連結会計年度	24,626	－	－	24,626
うちその他業務費用	前連結会計年度	26,139	0	－	26,139
	当連結会計年度	32,402	0	－	32,402

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）であります。

２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

３．「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

② 国内・海外別資金運用／調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は12兆6,174億23百万円、利息は1,784億45百万円、利回りは1.41％となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は11兆6,755億83百万円、利息は500億59百万円、利回りは0.42％となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は703億78百万円、利息は36億27百万円、利回りは5.15％となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は711億３百万円、利息は29億13百万円、利回りは4.09％となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比491億98百万円減少して12兆6,189億49百万円、利息は同369億円増加して1,792億19百万円、利回りは同0.29％上昇して1.42％となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同353億13百万円増加して11兆6,778億33百万円、利息は同284億19百万円増加して501億18百万円、利回りは同0.24％上昇して0.42％となりました。

○ 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,667,906	141,765	1.11
	当連結会計年度	12,617,423	178,445	1.41
うち貸出金	前連結会計年度	9,506,621	122,334	1.28
	当連結会計年度	9,548,886	150,010	1.57
うち有価証券	前連結会計年度	1,335,063	8,572	0.64
	当連結会計年度	1,484,127	15,279	1.02
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	349,210	1,146	0.32
	当連結会計年度	162,493	1,252	0.77
うち買現先勘定	前連結会計年度	－	－	－
	当連結会計年度	－	－	－
うち預け金	前連結会計年度	1,269,173	2,913	0.22
	当連結会計年度	1,248,378	7,034	0.56
資金調達勘定	前連結会計年度	11,641,755	21,684	0.18
	当連結会計年度	11,675,583	50,059	0.42
うち預金	前連結会計年度	6,272,718	7,834	0.12
	当連結会計年度	6,660,087	23,718	0.35
うち譲渡性預金	前連結会計年度	257,051	287	0.11
	当連結会計年度	185,183	1,318	0.71
うち債券	前連結会計年度	3,257,222	7,503	0.23
	当連結会計年度	3,170,645	17,911	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	63,981	210	0.32
	当連結会計年度	76,451	563	0.73
うち売現先勘定	前連結会計年度	－	－	－
	当連結会計年度	－	－	－
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	362,136	1,648	0.45
	当連結会計年度	388,801	2,733	0.70
うち借用金	前連結会計年度	1,323,340	2,993	0.22
	当連結会計年度	1,083,767	1,833	0.16

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年ごとの残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

３．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度1,888百万円、当連結会計年度1,963百万円）を控除して表示しております。

○　海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	64,186	3,766	5.86
	当連結会計年度	70,378	3,627	5.15
うち貸出金	前連結会計年度	59,426	3,532	5.94
	当連結会計年度	64,215	3,375	5.25
うち有価証券	前連結会計年度	1,488	68	4.63
	当連結会計年度	1,715	67	3.94
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち買現先勘定	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち預け金	前連結会計年度	3,271	164	5.03
	当連結会計年度	4,448	184	4.15
資金調達勘定	前連結会計年度	64,709	3,227	4.98
	当連結会計年度	71,103	2,913	4.09
うち預金	前連結会計年度	760	14	1.88
	当連結会計年度	2,218	58	2.62
うち譲渡性預金	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち債券	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	4	0	5.82
	当連結会計年度	―	―	―
うち売現先勘定	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	31	1	4.53
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち借用金	前連結会計年度	0	0	4.63
	当連結会計年度	0	0	3.42

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2．「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度540百万円、当連結会計年度536百万円）を控除して表示しております。

○　合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額(△)	合計	小計	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	12,732,092	△63,944	12,668,147	145,532	△3,213	142,318	1.12
	当連結会計年度	12,687,802	△68,853	12,618,949	182,073	△2,853	179,219	1.42
うち貸出金	前連結会計年度	9,566,047	－	9,566,047	125,867	－	125,867	1.31
	当連結会計年度	9,613,101	－	9,613,101	153,385	－	153,385	1.59
うち有価証券	前連結会計年度	1,336,552	－	1,336,552	8,641	－	8,641	0.64
	当連結会計年度	1,485,843	－	1,485,843	15,346	－	15,346	1.03
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	349,210	－	349,210	1,146	－	1,146	0.32
	当連結会計年度	162,493	－	162,493	1,252	－	1,252	0.77
うち買現先勘定	前連結会計年度	－	－	－	－	－	－	－
	当連結会計年度	－	－	－	－	－	－	－
うち預け金	前連結会計年度	1,272,444	－	1,272,444	3,078	－	3,078	0.24
	当連結会計年度	1,252,826	－	1,252,826	7,219	－	7,219	0.57
資金調達勘定	前連結会計年度	11,706,465	△63,944	11,642,520	24,912	△3,213	21,699	0.18
	当連結会計年度	11,746,687	△68,853	11,677,833	52,972	△2,853	50,118	0.42
うち預金	前連結会計年度	6,273,478	－	6,273,478	7,848	－	7,848	0.12
	当連結会計年度	6,662,305	－	6,662,305	23,776	－	23,776	0.35
うち譲渡性預金	前連結会計年度	257,051	－	257,051	287	－	287	0.11
	当連結会計年度	185,183	－	185,183	1,318	－	1,318	0.71
うち債券	前連結会計年度	3,257,222	－	3,257,222	7,503	－	7,503	0.23
	当連結会計年度	3,170,645	－	3,170,645	17,911	－	17,911	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	63,985	－	63,985	210	－	210	0.32
	当連結会計年度	76,451	－	76,451	563	－	563	0.73
うち売現先勘定	前連結会計年度	－	－	－	－	－	－	－
	当連結会計年度	31	－	31	1	－	1	4.53
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	362,136	－	362,136	1,648	－	1,648	0.45
	当連結会計年度	388,801	－	388,801	2,733	－	2,733	0.70
うち借用金	前連結会計年度	1,323,340	－	1,323,340	2,993	－	2,993	0.22
	当連結会計年度	1,083,767	－	1,083,767	1,833	－	1,833	0.16

（注）１．「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
２．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度2,428百万円、当連結会計年度2,500百万円）を控除して表示しております。

③　国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は174億39百万円となりました。また、役務取引等費用は25億58百万円となりました。

海外の役務取引等収益は０百万円、役務取引等費用は16百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前連結会計年度比16億34百万円増加して174億39百万円、役務取引等費用は同１億32百万円減少して25億75百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	15,804	0	－	15,804
	当連結会計年度	17,439	0	－	17,439
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	12,363	－	－	12,363
	当連結会計年度	13,712	－	－	13,712
うち為替業務	前連結会計年度	1,142	0	－	1,142
	当連結会計年度	1,236	0	－	1,236
うち証券関連業務	前連結会計年度	23	－	－	23
	当連結会計年度	47	－	－	47
うち代理業務	前連結会計年度	1,050	－	－	1,050
	当連結会計年度	1,245	－	－	1,245
うち保証業務	前連結会計年度	844	－	－	844
	当連結会計年度	823	－	－	823
役務取引等費用	前連結会計年度	2,692	15	－	2,707
	当連結会計年度	2,558	16	－	2,575
うち為替業務	前連結会計年度	301	15	－	317
	当連結会計年度	299	16	－	316

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

④　国内・海外別特定取引の状況

○　特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前連結会計年度比９億円減少して70億27百万円となりました。また、特定取引費用は同21百万円減少し、計上はありません。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	7,927	―	―	7,927
	当連結会計年度	7,027	―	―	7,027
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	15	―	―	15
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	7,927	―	―	7,927
	当連結会計年度	7,011	―	―	7,011
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
特定取引費用	前連結会計年度	21	―	―	21
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	21	―	―	21
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○　特定取引資産・負債の内訳（末残）

国内の特定取引資産は前連結会計年度比162億99百万円増加して418億22百万円となりました。また、特定取引負債は同152億26百万円増加して308億４百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	25,522	―	―	25,522
	当連結会計年度	41,822	―	―	41,822
うち商品有価証券	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	25,522	―	―	25,522
	当連結会計年度	41,822	―	―	41,822
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
特定取引負債	前連結会計年度	15,578	―	―	15,578
	当連結会計年度	30,804	―	―	30,804
うち売付商品債券	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	15,578	―	―	15,578
	当連結会計年度	30,804	―	―	30,804
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑤　国内・海外別預金残高の状況

○　預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	6,216,258	499	－	6,216,758
	当連結会計年度	6,782,945	4,118	－	6,787,063
うち流動性預金	前連結会計年度	2,468,935	126	－	2,469,061
	当連結会計年度	2,580,728	281	－	2,581,009
うち定期性預金	前連結会計年度	3,647,445	373	－	3,647,819
	当連結会計年度	4,093,472	3,837	－	4,097,309
うちその他	前連結会計年度	99,878	－	－	99,878
	当連結会計年度	108,744	－	－	108,744
譲渡性預金	前連結会計年度	101,800	－	－	101,800
	当連結会計年度	32,650	－	－	32,650
総合計	前連結会計年度	6,318,058	499	－	6,318,558
	当連結会計年度	6,815,595	4,118	－	6,819,713

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。
３．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
４．定期性預金＝定期預金

⑥　国内・海外別債券残高の状況

○　債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付商工債	前連結会計年度	3,209,590	－	－	3,209,590
	当連結会計年度	3,128,390	－	－	3,128,390
合計	前連結会計年度	3,209,590	－	－	3,209,590
	当連結会計年度	3,128,390	－	－	3,128,390

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑦　国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金　額(百万円)	構成比(%)	金　額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,560,359	100.00	9,653,563	100.00
製造業	2,815,076	29.45	2,765,159	28.64
農業，林業	32,512	0.34	36,032	0.37
漁業	7,039	0.07	6,222	0.06
鉱業，採石業，砂利採取業	10,828	0.11	10,473	0.11
建設業	289,515	3.03	292,649	3.03
電気・ガス・熱供給・水道業	51,887	0.54	54,387	0.56
情報通信業，運輸業，郵便業	1,272,238	13.31	1,287,289	13.34
卸売業，小売業	2,607,292	27.27	2,532,947	26.24
金融業，保険業	69,307	0.73	74,196	0.77
不動産業，物品賃貸業	866,260	9.06	1,000,915	10.37
各種サービス業	1,530,034	16.00	1,585,648	16.43
地方公共団体	180	0.00	80	0.00
その他	8,185	0.09	7,560	0.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	60,197	100.00	65,910	100.00
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	60,197	100.00	65,910	100.00
合計	9,620,557	―	9,719,474	―

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
　　２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○　外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2025年10月８日）に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前連結会計年度及び当連結会計年度の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

⑧　国内・海外別有価証券の状況

○　有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	764,694	－	－	764,694
	当連結会計年度	869,469	－	－	869,469
地方債	前連結会計年度	347,115	－	－	347,115
	当連結会計年度	249,641	－	－	249,641
社債	前連結会計年度	56,267	－	－	56,267
	当連結会計年度	48,338	－	－	48,338
株式	前連結会計年度	59,340	－	－	59,340
	当連結会計年度	64,506	－	－	64,506
その他の証券	前連結会計年度	89,888	1,495	－	91,384
	当連結会計年度	123,691	1,604	－	125,295
合計	前連結会計年度	1,317,306	1,495	－	1,318,802
	当連結会計年度	1,355,647	1,604	－	1,357,251

（注）１．「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
２．「海外」とは、当金庫の海外店であります。
３．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

（自己資本比率等の状況）

（参考）

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第１項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第２号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。なお、マーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第１項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」（平成31年金融庁・財務省・経済産業省告示第３号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2026年３月31日
１．連結総自己資本比率（４／７）	11.59
２．連結Tier１比率（５／７）	10.37
３．連結普通株式等Tier１比率（６／７）	9.30
４．連結における総自己資本の額	10,840
５．連結におけるTier１資本の額	9,702
６．連結における普通株式等Tier１資本の額	8,702
７．リスク・アセットの額	93,494
８．連結総所要自己資本額	7,479

連結レバレッジ比率（国際統一基準）

（単位：％）

	2026年３月31日
連結レバレッジ比率	8.39

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2026年３月31日
１．単体総自己資本比率（４／７）	11.55
２．単体Tier１比率（５／７）	10.33
３．単体普通株式等Tier１比率（６／７）	9.25
４．単体における総自己資本の額	10,703
５．単体におけるTier１資本の額	9,570
６．単体における普通株式等Tier１資本の額	8,570
７．リスク・アセットの額	92,634
８．単体総所要自己資本額	7,410

単体レバレッジ比率（国際統一基準）

（単位：％）

	2026年３月31日
単体レバレッジ比率	8.34

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当金庫の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１.から３.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年３月31日	2026年３月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,344	1,411
危険債権	1,613	1,447
要管理債権	810	1,126
正常債権	94,329	95,198

２　経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当金庫の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において判断したものです。

＜当連結会計年度の位置づけと経営環境に対する認識＞

当連結会計年度は、政府保有株式の全ての処分が完了し、当金庫の民営化が実現された節目の年度でありました。外部環境においては、地政学的リスクの高まりや資源価格動向等、不確実性の高い状況が継続しており、加えて、金利のある世界への移行など、金融機関を取り巻く事業環境も構造的な転換期にありました。

このような環境下において、当期は、民営化後の当金庫の事業運営をどのような方向性のもとで進めていくべきかについて、経営としての検討を深め、長期的な経営の方向性を明確にする重要な年度であったと位置づけております。

＜当連結会計年度の経営成績に対する評価及び今後の見通し＞

当連結会計年度の経営成績につきましては、金融市場環境や金利動向の変化の影響を受けつつも、業務粗利益、経常利益及び純利益は概ね安定的に推移いたしました。与信費用については、お客さまの業況や将来見通しを踏まえ、適切なリスク管理を行うことで、財務の健全性を確保いたしました。

経費においては、ＤＸ・ＡＩ等の先行投資や人的資本投資にも取り組みつつ、業務プロセスの見直しや効率化も継続的に進めることで、経費構造の適正化を図ってまいりました。これらを総合すると、当連結会計年度の経営成績は、外部環境の変化に耐え得る安定性を維持しつつ、翌連結会計年度以降の経営展開に向けた基盤を確保する内容であったと評価しております。

また、翌連結会計年度につきましては、外部環境の先行き不透明感や金利動向等を踏まえ、資金利益及びソリューション収益の伸長による業務粗利益の拡大を図るとともに、人財投資や長期戦略の推進に伴う経費増加を見込んだうえで、経費構造の適正化を進め、業務純益の増益を確保する計画としております。

一方、経常利益は、当連結会計年度に計上した引当金戻入益や有価証券売却益の剥落により減益を見込むものの、これらの特殊要因を除いた実質ベースでは増益を確保する想定としております。

○目標とする経営指標（単体）

経営指標	2025年度実績	2026年度目標
業務粗利益	1,405億円	1,460億円
経常利益	397億円	380億円
純利益	321億円	280億円
ＯＨＲ（経費率＝経費／業務粗利益）	60.3%	60%程度

＜長期戦略策定の背景と価値創造の考え方（ＳＣＶ）＞

国内人口減少や生産性の伸び悩み、技術革新の進展などを背景として、日本の中小企業は外部環境の変化の影響を受けやすく、経営資源にも制約があることから、そのポテンシャルを十分に発揮できていない局面が生じ得ると考えております。一方で、中小企業の中には独自の技術やサービスを有し、高い付加価値を創出している企業も多く、日本経済や地域社会を支え、変えていく潜在力を有しているとの課題意識を、長期戦略策定にあたっての前提として整理いたしました。

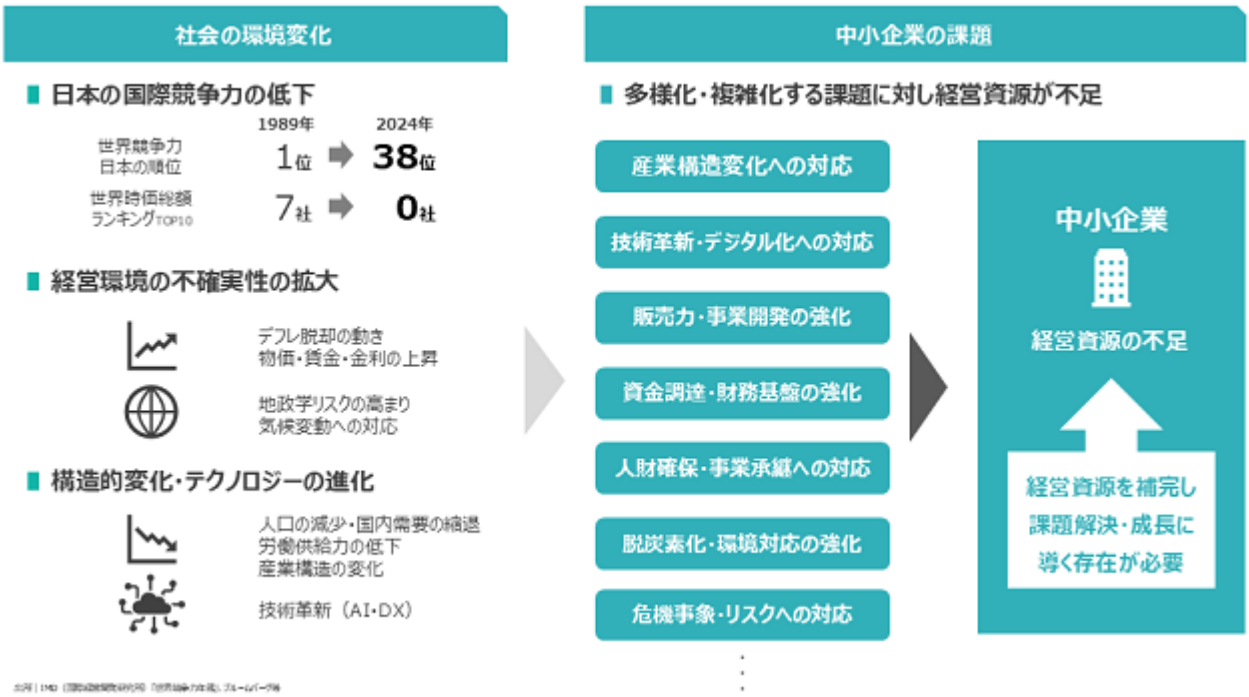

こうした課題意識のもと、当金庫は、中小企業専門金融機関として、従来の金融仲介機能にとどまらず、多様な関係者や経営資源を集め、つなぐことで、中小企業の課題解決や成長を後押しし、社会全体に新たな価値を生み出す役割を果たすべきであると考え、当連結会計年度末にかけて新たな長期戦略・変革プランを策定し、公表いたしました。

また、その取組みの成果を捉えるにあたっては、財務的な成果のみならず、中小企業や関係者の労働生産性向上や売上高の成長、顧客満足度の向上、従業員の幸福度といった社会的価値の創出についても、長期的な視点から適切に把握・評価していくことが重要であると、経営として判断いたしました。この考え方に基づき、当金庫グループの取組みが中小企業経済圏の確立・活性化にどのような社会的インパクトをもたらしているかを測定していくための枠組みとして、Ｓhokochukin Ｃo‐creation Ｖalue（ＳＣＶ）を設定いたしました。

中小企業経済圏の確立・活性化を測る"SCV"

PURPOSE実現に向け、商工中金グループは主役である中小企業を支える「プロデューサー」として、「中小企業経済圏」の確立・活性化を通じ、圏の参加者の価値向上に貢献します。

集めて	つなげて	価値を創る
中小企業経済圏への参加者増加	中小企業経済圏参加者の生産性・収益力・社会貢献力・幸福度の向上	
商工中金グループがソリューション提供する法人数（資金・預金取引先、その他ソリューション利用先…）	参加者同士の連携件数累計（M&A・事業承継、ビジネスマッチング、地域金融機関と協調したソリューション…）	参加中小企業の従業員幸福度（「幸せデザインサーベイ」利用先の従業員幸福度…）
参加法人数（連携協定先、資本業務提携先、その他アライアンス先…）	参加中小企業の成長性（総売上高、売上高成長率…）	参加中小企業の顧客満足度（顧客アンケートの「NPS」…）
参加個人数（リテール取引先数、法人取引先従業員数…）	参加中小企業の生産性（労働生産性、付加価値額…）	商工中金グループの従業員満足度（「e-NPS」…）

以上の価値創造の考え方に基づき、今後はＳＣＶによる測定を通じて、当金庫の取組みが社会にもたらす価値を継続的に把握しながら、必要に応じて戦略や取組みの見直しを行っていく考えであります。「中小企業経済圏」の参加者とともに創出された価値を成長投資、内部留保、株主還元へと適切に循環させることで、株主かつお客さまである中小企業と当金庫がともに成長する好循環の実現を目指してまいります。

3　重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当金庫が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては以下のとおりであります。

＜貸倒引当金の計上＞

当金庫及び連結子会社における貸出金、支払承諾見返等の債権の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2022年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループごとに、主としてそれぞれ今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、連結決算日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。

その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前連結会計年度は、新型コロナ制度融資返済開始等に伴う2024年３月期の貸倒実績率の高まりに着目し、今後３年間の予想損失率の見積りにあたって、前連結会計年度までに観測された貸倒実績率から予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しておりました。当連結会計年度は、前連結会計年度までに見込んでいた予想損失額が貸倒実績率に反映されたことから、将来見込み等必要な修正は終了しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権（キャッシュ・フロー見積法適用先を除く）の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当連結会計年度は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

当金庫の経営者は、貸倒引当金の計上にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、現時点の最善の見積りであると判断しております。ただし、当該見積りに用いた仮定には一定の不確実性があり、個別貸出先の業績やその他経済環境の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において、当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

（参考）当連結会計年度における貸倒引当金の算出基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">取引先区分(※１)</td><td rowspan="2">引当金算定区分</td><td colspan="2">貸出金等のグルーピングごとの引当金算定方法</td></tr>
<tr><td>右記以外の債権</td><td>損害担保付貸出</td></tr>
<tr><td colspan="2">正常先(※２)</td><td>同　　左</td><td rowspan="2">今後１年間の予想損失率を使用</td><td rowspan="2">今後１年間の予想損失率を使用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要注意先(※２)</td><td rowspan="2">その他の要注意先</td><td>貸出条件緩和の無い債権</td></tr>
<tr><td>貸出条件緩和を有する債権</td><td>今後３年間の予想損失率を使用</td><td>今後３年間の予想損失率を使用</td></tr>
<tr><td>要管理先</td><td>同　　左</td><td>今後３年間の予想損失率を使用(※３)</td><td>今後３年間の予想損失率を使用(※３)</td></tr>
<tr><td colspan="2">破綻懸念先</td><td>同　　左</td><td colspan="2">担保・保証による回収見込み額を控除した金額に対し、今後７年間の予想損失率を使用し、個別貸倒引当金を計上(※３)(※４)</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質破綻先</td><td>同　　左</td><td colspan="2" rowspan="2">担保・保証により回収見込み額を控除した金額を個別貸倒引当金として計上</td></tr>
<tr><td colspan="2">破綻先</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

（※１）取引先区分は、貸出先の業況や財務内容等の実態に基づき、経営改善計画の実現可能性等の将来の見通しを検討した上で判定
また、担保等の保全を含む、貸出金等の回収の確実性を検討した上で資産分類を判定

（※２）大口債権の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加的に計上

（※３）要管理先債権及び破綻懸念先債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者の一部にはＤＣＦ法等を適用

（※４）貸倒実績率の過去の平均値に基づき損失率を求め、直近の経済指標の実績から推計した損失率と比較し、高い率を適用

＜睡眠債券払戻損失引当金の計上＞

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

当連結会計年度において、負債計上を中止した債券等のうち、現物債及び登録債形式の商工債券（以下、「現物債等」という。）について、すべての元金と利子の支払いを2027年９月30日（以下、「払戻終了日」という。）までとすることを決定し、公表しております。

睡眠債券払戻損失引当金の見積りにあたって用いた主要な仮定は、負債計上を中止した現物債等に関する将来の払戻請求見込額であります。払戻終了日までの期間における現物債等に関する払戻請求見込額が、公表に伴い増加することを想定しております。

そのため、当連結会計年度においては、過去の払戻実績額を現物債等の償還年度ごとかつ払戻時期ごとに分解し、払戻実績額の上位層を基礎として、払戻終了日までの払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金を算定しております。

当金庫の経営者は、睡眠債券払戻損失引当金の計上にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、現時点の最善の見積りであると判断しております。ただし、当該見積りに用いた仮定には一定の不確実性があり、翌連結会計年度の実際の払戻状況等によって、当初の見積りに用いた将来の払戻請求見込額が変化した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表における睡眠債券払戻損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業では、お客さまの利便性向上及び顧客基盤の強化・拡大を図るため、当連結会計年度は、8億円の設備投資を実施しました。

リース業、その他では重要性のある投資はありません。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

２ 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2026年３月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数（人）
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当金庫	—	本店・神田支店・東京支店他１店舗	東京都中央区	銀行業	店舗・出張所	1,724.46	1,285	1,361	—	192	2,840	938
	—	札幌支店他４店舗	北海道	銀行業	店舗・営業所	786.78	47	182	—	32	262	66
	—	仙台支店他８店舗	東北地区	銀行業	店舗・営業所	4,576.33 (1,296.02)	410	247	—	46	704	133
	—	横浜支店他13店舗	関東地区（東京都を除く）	銀行業	店舗・営業所出張所	4,952.03 (1,690.54)	182	1,049	—	92	1,324	282
	—	新宿支店他10店舗	東京都（中央区を除く）	銀行業	店舗・営業所・出張所	3,546.64	4,422	1,031	—	96	5,549	341
	—	名古屋支店他19店舗	中部地区	銀行業	店舗・営業所	8,866.07 (2,019.77)	414	1,000	—	120	1,535	412
	—	神戸支店他７店舗	近畿地区（大阪府を除く）	銀行業	店舗	3,339.42 (898.65)	166	417	—	56	640	185
	—	大阪支店他６店舗	大阪府	銀行業	店舗・営業所	2,733.86	410	1,561	—	60	2,031	292
	—	広島支店他９店舗	中国地区	銀行業	店舗・営業所	5,029.66 (925.63)	131	255	—	68	456	158
	—	高松支店他３店舗	四国地区	銀行業	店舗	2,104.66	93	274	—	22	391	61
	—	福岡支店他10店舗	九州地区	銀行業	店舗	5,698.25	350	811	—	77	1,239	213
	—	ニューヨーク支店	アメリカ合衆国	銀行業	店舗	—	—	0	—	6	6	7
	—	上海駐在員事務所他３事務所	中華人民共和国他	銀行業	海外駐在員事務所	—	—	13	—	3	17	6
	—	代田舎宅他11件	東京都世田谷区他	銀行業	社宅・寮	11,034.24	1,567	144	—	0	1,712	—
	—	その他の施設	東京都東村山市他	銀行業	研修所他	31,459.18	9,752	2,760	—	668	13,181	205

2026年３月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数（人）
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
連結子会社	商工中金リース㈱	本社他	東京都台東区他	リース業	事務所他	―	―	1	―	3	5	57
	八重洲商工㈱他８社	本社他	東京都中央区他	その他	事務所他	3,107.61	522	369	―	1	894	231

（注）１．土地の面積欄の（　）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含め89百万円であります。

２．その他の有形固定資産は、事務機械645百万円、その他886百万円であります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である、翌連結会計年度中の重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

重要な設備の新設、改修については、該当ありません。

(2) 売却

重要な設備の売却については、該当ありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年６月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	―	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	―	―

（注）危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、事業年度末現在及びこの有価証券報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

（１）議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

（２）配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

（３）残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式１株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３第３項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

（４）取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３第３項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式１株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

（５）単元株式数

単元株式数は、１株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2008年10月１日（注１）	△3,037,671	2,186,531	△303,767	218,653	－	－
2009年７月14日（注２）	0	2,186,531	－	218,653	－	－
2009年８月19日（注３）	△0	2,186,531	－	218,653	－	－

（注）１．2008年10月１日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第５条に基づき、資本金から特別準備金への振替を行ったことによる資本金の減少であります。
発行済株式総数増減数(千株)は、資本金増減額に対する出資が特別準備金に振り替えられたため、出資口数増減数(千口)と読み替えます。

２．2009年７月14日、危機対応準備金株式１株の政府に対する第三者割当て（発行価格150,000百万円の有償割当て）を実施しましたが、第三者割当て実施時の株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第３項の規定に基づき、危機対応準備金150,000百万円を計上しているため、資本金増減額及び資本準備金増減額はありません。

３．2009年８月19日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、危機対応準備金株式１株が減少いたしました。

４．2019年３月29日、危機対応準備金15,000百万円を国庫納付し、同額を危機対応準備金から減額いたしました。

５．2020年３月31日、危機対応準備金5,500百万円を国庫納付し、同額を危機対応準備金から減額いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2026年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	111	－	16,044	－	－	69	16,224	－
所有株式数（単元）	－	63,506	－	1,211,255	－	－	909,176	2,183,937	2,594,448
所有株式数の割合(%)	－	2.91	－	55.46	－	－	41.63	100.00	－

（注）自己株式905,811,646株は「個人その他」に905,811単元、「単元未満株式の状況」に646株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
全日本火災共済協同組合連合会	東京都中央区日本橋浜町二丁目11番２号	11,030	0.86
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目５番21号	8,085	0.63
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6,639	0.51
鹿児島県火災共済協同組合	鹿児島県鹿児島市城山町１番24号	6,039	0.47
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市瑞穂区上山町三丁目14番地１	5,930	0.46
MUFGファイナンス＆リーシング株式会社	東京都中央区新川二丁目27番１号	5,300	0.41
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番８号	5,290	0.41
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目５番47号	5,091	0.39
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番１号	4,823	0.37
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目７番１号	4,662	0.36
計	－	62,889	4.91

（注）１．上記のほか当金庫所有の自己株式905,811千株があります。
２．前事業年度末現在主要株主であった財務大臣は、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 905,811,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,278,126,000	1,270,272	－
単元未満株式	普通株式 2,594,448	－	１単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	－	－
総株主の議決権	－	1,270,272	－

（注）１．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第６条第３項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式7,854,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数7,854個は含まれておりません。
２．「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式646株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	905,811,000	―	905,811,000	41.48
計	―	905,811,000	―	905,811,000	41.48

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第３号及び第７号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（2025年１月21日）での決議状況（取得期間2025年１月22日～2025年６月14日）	1,016,000,000	158,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	894,970,000	139,615,320,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	121,030,000	18,384,680,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	11.91	11.63
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	11.91	11.63

（注）当該決議における自己株式の取得は、2025年６月13日をもって終了しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	45,904	7,941,392
当期間における取得自己株式	6,276	1,085,748

（注）当期間における取得自己株式には、2026年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（単元未満株式の買増請求）	1,400	242,200	―	―
保有自己株式数	905,811,646	―	905,817,922	―

（注）その他（単元未満株式の買増請求）及び保有自己株式数の当期間には、2026年６月１日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

３ 【配当政策】

配当につきましては、中小企業金融の円滑化という目的遂行の観点から、景気変動にかかわらず、必要なリスクテイクに取り組みつつ、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに、将来の成長に向けた投資を行いながら、安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。その上で、業績や資本の状況、市場環境等を総合的に考慮しつつ、中長期的な配当の引き上げを目指すとともに、株式の流動性向上に努めてまいります。なお、毎年３月31日を基準日とする年１回の期末配当を実施しております。当事業年度の配当につきましては、上記に基づき１株当たり５円とすることを株主総会の決議事項としております。

株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。また、株式会社商工組合中央金庫法第42条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たりの金額 （円）
2026年６月23日 定時株主総会決議（予定）	6,403	5.00

４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当金庫は、1936年の設立より「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、ガバナンスの強化・整備を行ってまいりました。

2024年６月20日の定時株主総会にて決議された定款変更により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。その結果、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

取締役会は、取締役の過半数を社外取締役とした「パーパス実現に向けた長期的な戦略を議論する取締役会」と定義することで、ステークホルダーの皆さまに対して訴求力のある「中長期的な経営方針及び実行戦略の策定」を行うため、長期的な視点での監督・助言を行っております。また、取締役会の実効性向上を目指し、毎年、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施する等、取締役会の機能強化に取り組んでおります。さらに、取締役会の諮問機関として、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させるため、当金庫の株主又は取引先の役員の中から構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する客観性、透明性を高めるため、４名以上の取締役及び執行役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役とする「指名委員会」、役員報酬（制度）及び退職慰労金に関する客観性、透明性を高めるため、４名以上の取締役及び執行役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役とする「報酬委員会」、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関である「コンプライアンス委員会」等を設置し、「中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めております。

② 企業統治に関する事項

（ｉ）会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は過半数の社外取締役（７／13名）で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

B. 監査等委員会及び監査等委員

監査等委員会は監査等委員５名、そのうち社外監査等委員３名（非常勤監査等委員を含む）で構成されております。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査、株主総会に提出する監査等委員以外の取締役の選任等に関する議案についての意見の決定及び監査報告の作成等を行っております。

C. 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の選任にあたり、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を選任するため、「社外役員の独立性基準」を定めております。社外取締役は全て、この「社外役員の独立性基準」を満たしております。

D. 経営諮問委員会

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させるため、当金庫の株主又は取引先の役員の中から構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

E. 指名委員会

役員人事について、４名以上の取締役及び執行役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役とする「指名委員会」を設置しております。

F. 報酬委員会

役員報酬（制度）や役員退職慰労金に係る業績評価について、４名以上の取締役及び執行役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役とする「報酬委員会」を設置しております。

G. コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

H. 経営会議

取締役会に付議すべき事項を審議し、また、一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議機関として、社長執行役員、専務執行役員等で構成する「経営会議」を設置しております。

I. 内部監査会議・コンプライアンス会議

取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委任された内部監査及びコンプライアンスに関する事項を審議決定する機関として、「内部監査会議」、「コンプライアンス会議」を設置しております。

J. 各種会議

業務執行の効率化のため、投融資、ＣＳ推進、信用リスク管理等の事項に関しての各種会議を設けております。

当金庫は、2026年６月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」「監査等委員である取締役５名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当金庫の取締役は13名（うち、社外取締役７名）となります。

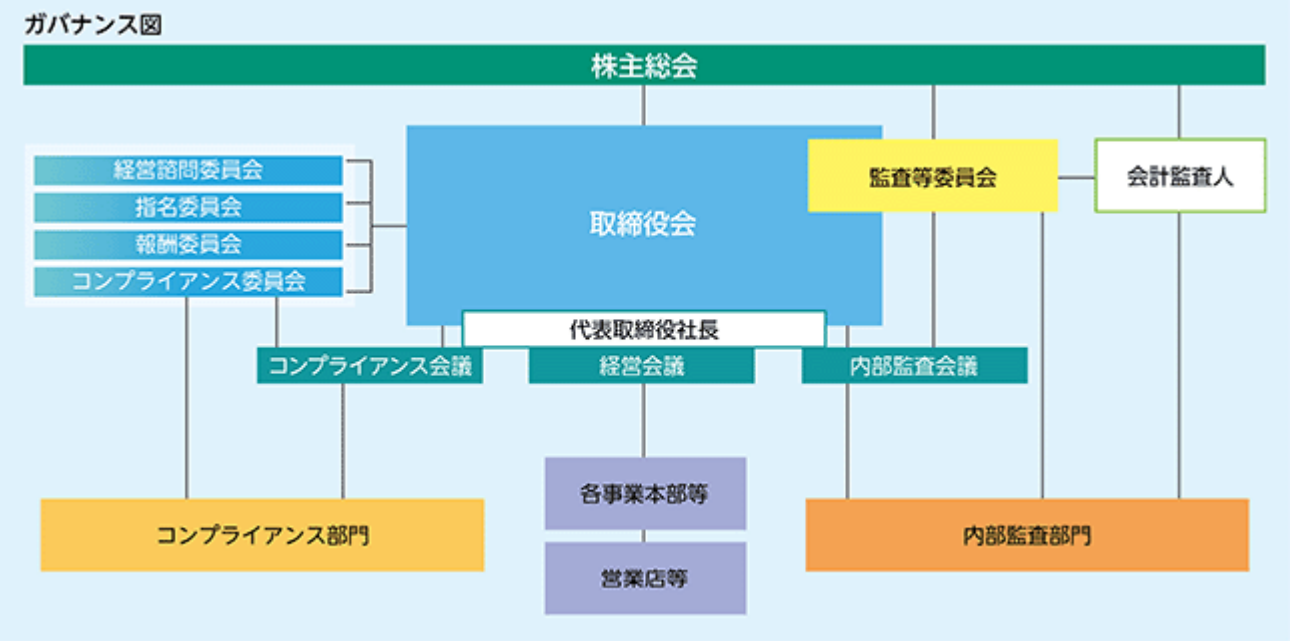

（ⅱ）内部統制システムの整備の状況

当金庫は、会社法第362条第５項に基づき、同条第４項第６号に規定する当金庫の業務並びに当金庫及び子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

A.　取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念（PURPOSE・MISSION）、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。

・コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。

・取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。

・コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

・不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。

・全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。

・反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

B.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。

・監査等委員会が選定する監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる。

C.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。

・取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

・全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。

D.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、監査等委員会設置会社として取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、事業本部等を設置し、経営会議へ付議する事項を審議等するため、各事業本部長が議長を務める各種会議を設置する。

・取締役会は、長期戦略並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。

・取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。また、グループチーフオフィサー（ＣｘＯ）制を導入し、グループＣＥＯによる全体統括・指揮命令のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサー（ＣｘＯ）を設置することでグループ・全社横断的な経営管理体制を構築する。

・当金庫の株主又は取引先の役員の中から構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

E.　当金庫及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a). 当金庫の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、当金庫及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念（PURPOSE・MISSION）、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

・取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下、「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下、「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

・子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

・コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査等委員会へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

・子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

(b). 当金庫の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

・統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。

・当金庫は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

(c). 当金庫の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

・取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

・統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

・子会社等は、当金庫の指導の下、適正なリスク管理を行う。

(d). 当金庫の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

(e). その他

・全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。

・当金庫と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

F. 当金庫及び子会社等から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

G. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。

・監査等委員会室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動・処分については、監査等委員会の同意を必要とする。

H. 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a). 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

・取締役、委任型執行役員及び使用人は、当金庫の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当金庫に重要な影響を及ぼす情報について監査等委員会へ報告を行う。

・取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査等委員会が報告を求める事項の報告を行う。

・社内及び社外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査等委員会へ報告を行う体制を整備する。

(b). 子会社等の取締役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

・子会社等の取締役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査等委員会へ報告を行う。

・子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査等委員会へ報告を行う体制を整備する。

(c). 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当金庫及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

I. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

・取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査等委員会による監査の実施に協力する。

・監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準を制定し、これらの規定に基づき監査を実施する。

・監査等委員会は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査等委員の請求に応じて、適正に処理する。

・監査等委員会は、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

・監査等委員会は、内部監査部門に指揮・命令することができる。不祥事件等と疑われる事案が発生し、業務執行取締役と監査等委員会からの事案に関する指揮命令に齟齬が生じる場合には、監査等委員会の指揮・命令が優先する。

・内部監査部門長の人事評価・異動・処分については、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

（iii）顧客保護に対する取組み

当金庫は、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、当金庫の業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）及びお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しております。

また、顧客保護等の管理は、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置する等、所要の管理体制を整備しております。なお、コンプライアンス統括部は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議及び取締役会へ報告しております。

（iv）リスク管理体制の整備の状況

A.　リスク管理体制

当金庫では、リスク管理規程及び各種リスク管理関連規定を定め、各リスクの管理部署及びリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。

業務に付随する様々なリスクに対し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理に関する事項を統括しております。また、リスク統括部は、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己資本の健全性を確認しております。

こうしたリスク管理の状況については、経営会議で検討を行い、取締役会に報告しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部はリスク管理態勢に係る監査を行い、結果については内部監査会議、監査等委員会及び取締役会に報告することとしております。

≪リスク管理体制図≫

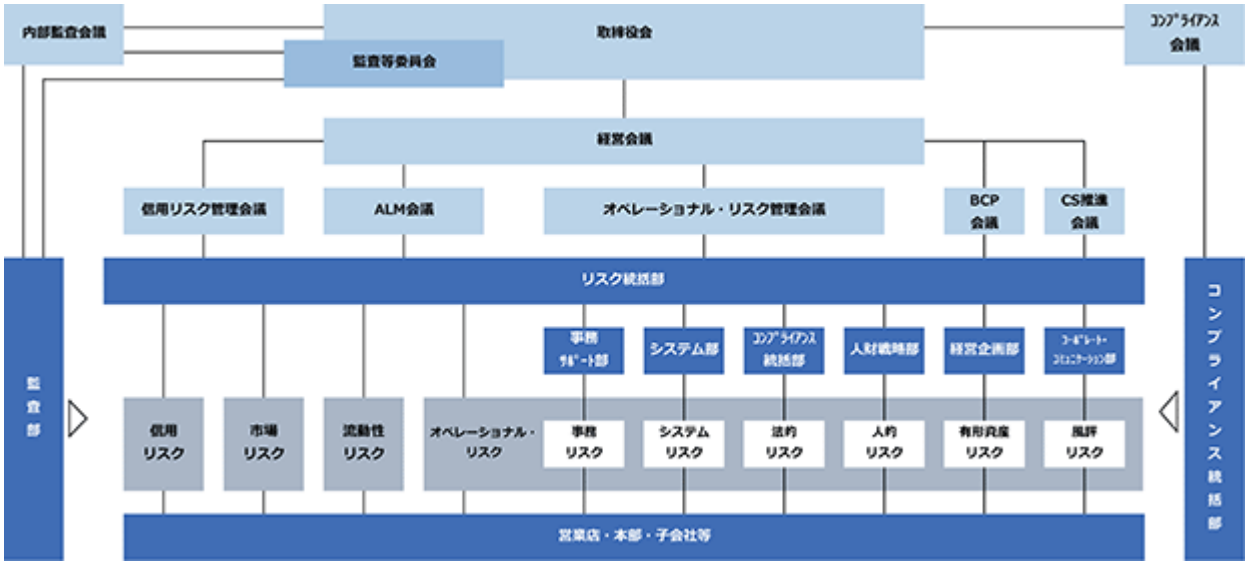

B.　コンプライアンス態勢

当金庫では、グループのコンプライアンスに係る基本方針として、「倫理憲章」を制定し、当金庫内外に発表しております。倫理憲章のもと、コンプライアンス規程、コンプライアンス関連規定及びコンプライアンス・マニュアルを定め、コンプライアンス態勢を整備しております。

コンプライアンスに関する統括セクションとして、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンスに係る企画及び管理を行っております。また、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、それぞれの部室店においてコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンスに関する取組みは、毎年、取締役会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施事項を決定しております。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況は、コンプライアンス会議で審議され、取締役会へ報告しております。

C.　危機管理体制

大規模災害等の発生に伴う危機対応を適切に行うため、「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定するとともに、「ＢＣＰ会議」を設置しております。危機発生時には必要に応じて「災害対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D.　グループ管理体制

当金庫グループにおける業務の適正を確保するため、子会社等管理規程を定め、子会社等各社の規模・特性に応じた適切な管理を行っております。子会社等の業務運営及び推進に係る基本方針等については、経営会議において審議し、取締役会で決定しております。

各社は、コンプライアンス、各種リスク管理等に係る事項について、諸規定を定めるとともに、重要な業務の執行にあたっては、当金庫へ適時・適切に協議・報告を行う体制としており、必要に応じ、当金庫の経営指導等を受けております。

一方、当金庫の監査部署が、独立した監査部署として各社の監査を実施し、当金庫グループ全体の業務の適正を確保しております。

（ⅴ）役員の報酬等の内容

当事業年度については、2025年７月１日付で役員報酬制度を改正しており、各期間における報酬制度については以下のとおりとなります。

A.　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

＜2025年６月30日以前における役員報酬制度＞

(a)．基本方針

当金庫の取締役の報酬等は、以下を考慮したものとしております。

・役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること

・当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること

上記の考え方を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会において決議しております。なお、当金庫は過半数を独立社外取締役とし、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

(b)．個人別報酬の決定プロセス

当該事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等については、報酬委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定しております。

また、当該事業年度に係る監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容について、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(c)．役員報酬制度の概要

１．報酬体系

業務執行取締役の報酬体系については、固定的な報酬である固定報酬、短期インセンティブとしての変動報酬、中長期の功労への報奨としての役員退職慰労金の構成としております。

なお、監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性確保の観点より、業績に左右されない報酬体系として、固定報酬及び役員退職慰労金のみとしております。

２．報酬水準

報酬水準については、役員の報酬に関する社会的動向、当金庫の業績、従業員給与との衡平、その他決定に際して勘酌すべき事項を勘案のうえ、役員の役位、期待される役割及び職責に応じて設定しております。

３．報酬構成比率

業務執行取締役の固定報酬、変動報酬（基準額ベース）の支給比率は、固定報酬が約85%、変動報酬が約15%となっております。業績への責任の大きさを反映できるよう、役位が上がるほど変動報酬の割合が大きくなるように設定しております。

また、監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬の割合が100%となっております。

４．固定報酬

役員の固定報酬は、各役員の役位、期待される役割及び職責に応じて決定された額を、毎月支給しております。

なお、監査等委員である社外取締役に対しては、委員（長）手当を固定報酬に加えて支給しております。

５．変動報酬

業務執行取締役の変動報酬の額は、役位、期待される役割及び職責に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（０～2.25）」を乗じて決定し、毎月支給しております。

（算定式）

変動報酬支給額＝役位別基準額×当期純利益による支給率×個人成果による支給率

（業績評価指標の選定理由）

業績評価指標	選定理由
当期純利益	当金庫の経営計画における重要指標であり、役員に目標達成への意識づけを図ることを目的に設定
個人成果	役員個人の成果創出への意識づけを図ることを目的に設定

６．役員退職慰労金

役員退職慰労金は、以下の算定式に基づいて決定された額を、役員の退任時に支給しております。

（算定式）

・業務執行取締役

役員退職慰労金支給額＝退職日における報酬月額×0.125×在籍月数×業績勘案率

※「業績勘案率」＝「年次評価の率」＋「その他功績等に応じた加減算」

・監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役

役員退職慰労金支給額＝退職日における報酬月額×0.125×在籍月数

※経営に対する独立性確保の観点より、業績勘案率は適用しておりません。

＜2025年７月１日以降の役員報酬制度＞

(a)．役員報酬制度改定の目的

当金庫は、PURPOSE・MISSIONの実現をこれまで以上に強く役員に動機づけるために、以下の考え方に基づく新たな役員報酬制度を導入いたします。

①	PURPOSE・MISSIONの実現を通じてステークホルダーへの価値創出を実現していくために、役員が変化・チャレンジしていくことを動機づける報酬制度であること
②	取締役・執行役員の職責を反映し、優秀かつ多様な人財の獲得・定着に向けた競争力ある水準であること
③	中長期的な企業価値向上・お客さまへの還元とともに、短期的な経営目標に対する貢献・挑戦意欲を高め、適切に機能するインセンティブ制度であること
④	全てのステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、透明性・客観性を確保した役員報酬決定プロセスであること

(b). 役員報酬制度の概要

1．報酬体系

業務執行取締役の報酬体系については、固定的な報酬である固定報酬、短期インセンティブとしての変動報酬、中長期の功労への報奨としての役員退職慰労金の構成としております。

なお、監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性確保の観点より、業績に左右されない報酬体系として、固定報酬及び役員退職慰労金のみとしております。

2．報酬水準

役員の報酬水準については、PURPOSE・MISSIONの実現に向けた経営戦略を推進できる優秀な人財を確保していくために、報酬水準の適正化を図っております。具体的な水準については、第三者による報酬水準の調査データを参考に、同業の国内の企業群において、競争力のある水準を役位、期待される役割及び職責に応じて設定しております。

3．報酬構成比率

業務執行取締役の固定報酬、変動報酬（基準額ベース）の支給比率は、従来よりも業績連動の度合いを強くするために、変動報酬の割合を大きくしており、固定報酬が約80%、変動報酬が約20%となっております。設定においては、第三者による報酬構成比率の調査データを参考にしております。

なお、業績への責任の大きさを反映できるよう、役位が上がるほど変動報酬の割合が大きくなるように設定しております。

また、監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬の割合が100%となっております。

4．固定報酬

役員の固定報酬は、各役員の役位、期待される役割及び職責に応じて決定された額を、毎月支給します。

なお、監査等委員会、指名委員会、報酬委員会の委員（長）である社外取締役に対しては、委員（長）手当を固定報酬に加えて支給します。

5．変動報酬

業務執行取締役の変動報酬の額は、役位、期待される役割及び職責に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に業績による支給率を乗じて決定し、毎月支給します。

報酬に反映する業績は、当金庫が重要な経営指標と位置付けている「当期純利益」、「ＯＨＲ（注１）」、「ＥＳＧ総合評価」、「ＮＰＳ（注２）」、「ｅＮＰＳ（注３）」と、「個人成果」に見直しております。

（注１）Over Head Ratio

銀行業務の効率性を示す指標で、経費を業務粗利益で除して算出しております。

（注２）Net Promoter Score

顧客ロイヤルティを示す指標で、顧客における推奨者の割合から批判者の割合を引いて算出しております。ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

（注３）employee Net Promoter Score

「現在の職場で働くことを親しい友人や知人に、どの程度おすすめしたいと思いますか？」を数値化したもの。職場推奨度を０～10点で従業員が評価、回答し、９～10点を付けた「推奨者」の割合から０～６点を付けた「批判者」の割合を引いた数値。ｅＮＰＳはベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems,Inc.の役務商標です。

（算定式）

変動報酬支給額＝役位別基準額×業績による支給率

※「業績による支給率」＝「①当期純利益」×ウエイト＋「②ＯＨＲ」×ウエイト＋「③ＥＳＧ総合評価」×ウエイト＋「④ＮＰＳ」×ウエイト＋「⑤ｅＮＰＳ」×ウエイト＋「⑥個人成果」×ウエイト

（業績評価指標の選定理由とウェイト）

業績評価指標	選定理由	ウェイト
①　当期純利益	当金庫の経営計画における重要な財務指標であり、役員に目標達成への意識づけを図ることを目的に設定	30%～50%
②　ＯＨＲ		12%～20%
③　ＥＳＧ総合評価	当金庫における重要な非財務指標であり、企業価値向上に向けた取組みを役員に動機づけることを目的に設定	10%～20%
④　ＮＰＳ		4%～5%
⑤　ｅＮＰＳ		4%～5%
⑥　個人成果	役員個人の成果創出への意識づけを図ることを目的に設定	0%～40%

※ウェイトは役位別に設定しており、①～⑥の総計は100%となります。

６．役員退職慰労金

役員退職慰労金は、以下の算定式に基づいて決定された額を、役員の退任時に支給します。現行制度から、基準額及び係数を見直しております。

（算定式）

・業務執行取締役

役員退職慰労金支給額＝役位別基準額×役位別係数×在籍月数×業績勘案率

※「業績勘案率」＝「年次評価の率」＋「その他功績等に応じた加減算」

・監査等委員でない非業務執行取締役及び監査等委員である取締役

役員退職慰労金支給額＝役位別基準額×役位別係数×在籍月数

※経営に対する独立性確保の観点より、業績勘案率は適用しておりません。

(c)．役員の１事業年度あたりの報酬限度額

対象者	決議年月日	決議内容	
		報酬限度額	員数
監査等委員でない取締役	第17回定時株主総会（2025年６月19日開催）	年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額75百万円以内）	８名（うち社外取締役４名）
監査等委員である取締役	第17回定時株主総会（2025年６月19日開催）	年額135百万円以内	５名（うち社外取締役３名）

B.　役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における役員に対する報酬等は以下のとおりであります。

当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額
	（人）	（百万円）
取締役 （監査等委員である取締役を除く） （社外取締役を除く）	6	235
監査等委員である取締役 （社外取締役を除く）	2	62
社外役員	8	84
計	16	382

（注）１．取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数には、2025年６月19日の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。

２．社外役員の員数には、2025年６月19日の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。

３．取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額41百万円及び役員退職慰労金47百万円を含めております。監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対する報酬には、役員退職慰労引当金繰入額６百万円が含まれております。

４．社外役員に対する報酬等には、役員退職慰労金１百万円及び役員退職慰労引当金繰入額８百万円が含まれております。

C.　報酬等の総額が１億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

D.　取締役の報酬決定に係る報酬委員会・取締役会の審議内容

(a)．報酬委員会の構成・審議内容

詳細については、「⑨報酬委員会の活動状況」に記載しております。

(b)．取締役会の審議内容

個人別の報酬の支給額及び退任する役員の役員退職慰労金の支給額については2026年６月23日開催予定の取締役会で決議予定であります。

③ 責任限定契約、補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当金庫と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、当金庫はすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び委任型執行役員との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。

（１）会社法第430条の２第１項第１号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訴費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第２号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。

（２）訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。

（３）当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。

また、当金庫は、被保険者の範囲を当金庫のすべての取締役及び委任型執行役員とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

④ 取締役の定数

当金庫は、定款（2025年６月19日第17回定時株主総会承認、同日主務大臣認可）に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は13名以内、監査等委員である取締役は７名以内とする旨を定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当金庫は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当金庫は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑦ 種類株式の内容

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るため、危機対応準備金を創設し、危機対応準備金に対する政府出資受入れに当たり、政府に対して普通株式とは異なる種類株式である危機対応準備金株式を発行するため、当金庫定款に、次のとおり規定しております。

なお、危機対応準備金株式の趣旨を踏まえ、危機対応準備金株式は議決権を有せず、剰余金の配当請求権を有しません。また、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける権利を有しますが、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３第３項の規定に基づき、危機対応準備金に払込金相当額が計上された時以降はかかる優先権を有さず、普通株式と同順位で残余財産の分配を受ける権利を有するにとどまります。

（第６条） 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000,010株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	4,000,000,000株
危機対応準備金株式	10株

（第９条） 当会社の単元株式数は、普通株式については1,000株とし、危機対応準備金株式については１株とする。

２ 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

（第13条の２） 危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

（第13条の３） 当会社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

（第13条の４） 当会社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式１株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３第３項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

２ 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

（第13条の５） 当会社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３第３項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式１株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

⑧ 取締役会の活動状況

取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、当連結会計年度において15回開催しております。取締役会の平均所要時間は、２時間程度であります。

各取締役の取締役会への出席状況は以下のとおりであります。

（2025年４月１日～2025年６月18日）

役職名	氏名	当連結会計年度の取締役会 出席回数／開催回数
取締役社長執行役員 （代表取締役）	関　根　正　裕	３回／３回（出席率100％）
取締役副会長	中　谷　肇	３回／３回（出席率100％）
取締役専務執行役員	鍛　治　克　彦	３回／３回（出席率100％）
取締役専務執行役員	牧　野　秀　行	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	大 久 保 和 孝	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	石 黒 不 二 代	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	牧　浦　真　司	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	有　馬　充　美	３回／３回（出席率100％）
取締役（監査等委員）	寺　内　真　彦	３回／３回（出席率100％）
取締役（監査等委員）	早　川　美　佳	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	小　粥　純　子	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	川　村　雄　介	３回／３回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	石　川　貴　教	３回／３回（出席率100％）

（2025年６月19日～2026年３月31日）

役職名	氏名	当連結会計年度の取締役会 出席回数／開催回数
取締役社長執行役員 （代表取締役） グループCEO	関　根　正　裕	12回／12回（出席率100％）
取締役副会長	牧　野　秀　行	12回／12回（出席率100％）
取締役常務執行役員	中　塩　浩　幸	12回／12回（出席率100％）
取締役常務執行役員	山　田　真　也	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	大 久 保 和 孝	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	石 黒 不 二 代	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	有　馬　充　美	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外取締役）	夜　久　敏　和	12回／12回（出席率100％）
取締役（監査等委員）	寺　内　真　彦	12回／12回（出席率100％）
取締役（監査等委員）	早　川　美　佳	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	小　粥　純　子	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	川　村　雄　介	12回／12回（出席率100％）
取締役（社外監査等委員）	石　川　貴　教	12回／12回（出席率100％）

取締役会においては、支配人の選解任、計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書の承認等を主な検討事項にしているほか、2025年度は「長期戦略」をテーマに委任型執行役員以上で議論を行うなど、経営の重要課題については、「討議事項」として取締役会メンバーによる意見交換会を事前に複数回実施し十分議論をしたうえで審議するスケジュールを立てております。また、2023年度から通常の取締役会とは別に「集中討議」を開催し、中長期的な企業価値向上を志向した議論の場を設けるなど、引き続き取締役会の実効性向上を図っております。

⑨ 報酬委員会の活動状況

当金庫は、経営の透明性・客観性をより高めるために、執行役員のほか社外取締役等を委員とする任意の委員会である報酬委員会を設置し、取締役の報酬方針・報酬制度、取締役の個人別業績連動報酬の決定について社外取締役等が積極的に参画し、助言を得ることとしております。

報酬委員会の活動状況は以下のとおりであります。

（2025年４月１日～2025年６月18日）

役職名	氏名	当連結会計年度の委員会 出席回数／開催回数
委員長 （社外取締役）	大 久 保 和 孝	３回／３回（出席率100％）
委員長代理 （社外取締役）	有　馬　充　美	３回／３回（出席率100％）
委員 （社外取締役（監査等委員））	川　村　雄　介	３回／３回（出席率100％）
委員 （代表取締役社長兼社長執行役員）	関　根　正　裕	３回／３回（出席率100％）
委員 （取締役副会長）	中　谷　肇	３回／３回（出席率100％）

（2025年６月19日～2026年３月31日）

役職名	氏名	当連結会計年度の委員会 出席回数／開催回数
委員長 （社外取締役）	有　馬　充　美	実施なし
委員長代理 （社外取締役）	夜　久　敏　和	
委員 （社外取締役(監査等委員)）	川　村　雄　介	
委員 （代表取締役社長兼社長執行役員 グループCEO）	関　根　正　裕	
委員 （取締役副会長）	牧　野　秀　行	

⑩ 指名委員会の活動状況

当金庫は、経営の透明性・客観性をより高めるために、執行役員のほか社外取締役等を委員とする任意の委員会である指名委員会を設置し、役員人事について社外取締役等が積極的に参画し、助言を得ることとしております。

指名委員会の活動状況は以下のとおりであります。

（2025年４月１日～2025年６月18日）

役職名	氏名	当連結会計年度の委員会 出席回数／開催回数
委員長 （社外取締役）	大 久 保 和 孝	１回／１回（出席率100％）
委員長代理 （社外取締役）	有　馬　充　美	１回／１回（出席率100％）
委員 （社外取締役(監査等委員)）	川　村　雄　介	１回／１回（出席率100％）
委員 （代表取締役社長兼社長執行役員）	関　根　正　裕	１回／１回（出席率100％）
委員 （取締役副会長）	中　谷　肇	１回／１回（出席率100％）

（2025年６月19日～2026年３月31日）

役職名	氏名	当連結会計年度の委員会 出席回数／開催回数
委員長 （社外取締役）	有　馬　充　美	２回／２回（出席率100％）
委員長代理 （社外取締役）	夜　久　敏　和	２回／２回（出席率100％）
委員 （社外取締役(監査等委員)）	川　村　雄　介	２回／２回（出席率100％）
委員 （代表取締役社長兼社長執行役員 グループCEO）	関　根　正　裕	２回／２回（出席率100％）
委員 （取締役副会長）	牧　野　秀　行	２回／２回（出席率100％）

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a　2026年６月18日（有価証券報告書提出日）現在の当金庫の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性9名　女性4名　（役員のうち女性の比率30.76%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役社長（代表取締役）社長執行役員 グループCEO	関　根　正　裕	1957年５月18日生	1981年４月 2005年２月 2007年４月 2008年６月 2009年６月 2010年６月 2018年２月 2018年３月 2018年６月 2025年７月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 西武鉄道株式会社出向 同入社 株式会社西武ホールディングス入社 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）入社 株式会社西武ホールディングス 取締役上席執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広報室長 株式会社プリンスホテル 取締役上席執行役員 西武鉄道株式会社 取締役上席執行役員 株式会社西武プロパティーズ（現株式会社西武不動産） 取締役 株式会社プリンスホテル 取締役常務執行役員 株式会社商工組合中央金庫 顧問 同代表取締役社長 同代表取締役社長兼社長執行役員 同代表取締役社長兼社長執行役員 グループＣＥＯ（現職）	注１	―
取　締　役 副　会　長	牧　野　秀　行	1964年10月７日生	1987年４月 2015年６月 2018年６月 2020年６月 2023年６月 2024年４月 2024年６月 2025年４月 2025年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫組織金融部長 同常勤監査役 同常務執行役員 株式会社商工中金情報システム 代表取締役社長 株式会社商工組合中央金庫 専務執行役員兼システム部長 同取締役専務執行役員兼システム部長 同取締役専務執行役員 同取締役副会長（現職）	注１	―
取　締　役 常務執行役員	中　塩　浩　幸	1965年11月30日生	1989年４月 2019年２月 2020年４月 2021年４月 2022年４月 2025年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫人事部長 同執行役員人事部長兼管理部長 同執行役員営業店サポート部長 同常務執行役員 同取締役常務執行役員（現職）	注１	―
取　締　役 常務執行役員 グループCSO	山　田　真　也	1966年４月８日生	1989年４月 2020年４月 2022年４月 2024年４月 2025年４月 2025年６月 2026年４月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫 執行役員経営企画部長 同常務執行役員 同常務執行役員兼マーケティング部長 同常務執行役員兼ソリューション事業部長 同取締役常務執行役員兼ソリューション事業部長 同取締役常務執行役員兼経営企画部長 グループＣＳＯ（現職）	注１	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取　締　役	大 久 保 和 孝	1973年３月22日生	1995年11月 2016年２月 2019年６月 2019年９月 2019年12月 2020年２月 2020年６月 2020年11月 2021年９月 2022年６月 2024年６月	センチュリー監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 新日本有限責任監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）経営専務理事ＥＲＭ本部長 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長（現職） セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 株式会社ブレインパッド 社外監査役 株式会社ＬＩＦＵＬＬ 社外取締役（現職） 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職） 武蔵精密工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職） 株式会社ＳＳ Ｄｎａｆｏｒｍ 代表取締役社長（現職） 株式会社ブレインパッド 社外取締役（監査等委員） セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職） サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職）	注１	――
取　締　役	石 黒 不 二 代	1958年２月１日生	1981年１月 1988年１月 1994年９月 1999年１月 1999年７月 2000年５月 2013年６月 2014年３月 2014年６月 2015年６月 2021年５月 2021年６月 2022年６月 2023年６月	ブラザー工業株式会社入社 株式会社スワロフスキー・ジャパン入社 Ａｌｐｈａｍｅｔｒｉｃｓ，Ｉｎｃ．社長 Ｎｅｔｙｅａｒ Ｇｒｏｕｐ，Ｉｎｃ．取締役 ネットイヤーグループ株式会社 取締役 同代表取締役社長 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社） 社外監査役 株式会社ホットリンク 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社） 社外取締役 ウイングアーク１ｓｔ株式会社 社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現職） ネットイヤーグループ株式会社 取締役 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職） 三井物産株式会社 社外取締役（現職）	注１	――

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取　締　役	有　馬　充　美	1962年８月11日生	1986年４月 2014年４月 2016年４月 2019年４月 2020年５月 2021年６月 2022年４月 2023年６月 2024年６月 2026年３月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 同執行役員コーポレートアドバイザリー部長 同執行役員国際営業部長 西武鉄道株式会社 社外取締役 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）社外取締役 株式会社高島屋 社外取締役（現職） 株式会社大創産業 社外取締役 株式会社西武ホールディングス 社外取締役（現職） 西武鉄道株式会社 取締役 株式会社プリンスホテル 取締役 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド 取締役 株式会社西武リアルティソリューションズ（現株式会社西武不動産） 取締役 カルチュア・エンタテインメント株式会社（現カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社） 社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職） キヤノン株式会社　社外取締役（現職）	注１	――
取　締　役	夜　久　敏　和	1962年３月３日生	1984年４月 2012年４月 2014年４月 2016年４月 2017年４月 2019年４月 2020年５月 2023年４月 2025年６月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社三井住友銀行 執行役員 同行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員グループＣＣＯ兼グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長グループＣＣＯ兼グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表執行役副社長グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員 株式会社三井住友銀行 上席顧問 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職）	注１	――
取　締　役 監査等委員 （常勤）	寺　内　真　彦	1967年１月19日生	1990年４月 2021年４月 2022年６月 2024年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫監査部長 同常勤監査役 同取締役監査等委員（現職）	注２	――
取　締　役 監査等委員 （常勤）	早　川　美　佳	1965年９月４日生	1988年４月 2019年１月 2023年４月 2024年４月 2024年６月	株式会社日経リサーチ入社 株式会社商工組合中央金庫入庫 同執行役員Ｄ＆Ｉ推進部長 同執行役員ＤＥ＆Ｉ推進部長 同取締役監査等委員（現職）	注２	――

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役 監査等委員	小粥 純子	1967年10月10日生	1991年４月 1994年３月 2006年９月 2012年８月 2012年10月 2020年１月 2020年３月 2020年４月 2020年12月 2021年６月 2021年12月 2022年３月 2022年６月 2024年６月 	中央新光監査法人入所 公認会計士登録 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部調査・相談グループ長 東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現職） 小粥純子公認会計士事務所開設（現職） 税理士登録 竹内絢子税理士事務所入所（現職） 日本調理機株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職） 株式会社日新 社外取締役（監査等委員） 大和ハウスリート投資法人 監督役員（現職） 株式会社セレス 社外取締役（監査等委員） 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 監査役 同取締役監査等委員（現職） 株式会社ＴＢＳホールディングス 社外監査役（現職） 株式会社ＴＢＳテレビ 監査役（現職）	注２	――
取締役 監査等委員	川村 雄介	1953年12月５日生	1977年４月 2000年４月 2010年４月 2011年１月 2012年４月 2013年２月 2017年６月 2017年10月 2018年４月 2019年４月 2020年４月 2021年３月 2024年６月	大和証券株式会社入社 長崎大学経済学部経済学研究科教授 株式会社大和総研 専務理事 財務省財政制度等審議会委員 株式会社大和総研 副理事長 金融庁企業会計審議会委員 三井製糖株式会社（現ＤＭ三井製糖株式会社） 取締役（監査等委員）（現職） 商工中金の在り方検討会座長 商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長 日本証券業協会 特別顧問 一般社団法人グローカル政策研究所 代表理事（現職） キヤノン株式会社社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役監査等委員（現職）	注２	――
取締役 監査等委員	石川 貴教	1974年10月13日生	1999年４月 2003年10月 2013年７月 2015年１月 2017年10月 2024年６月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 森・濱田松本法律事務所入所 弁護士登録（東京弁護士会所属） 金融庁監督局銀行第一課出向（課長補佐） 森・濱田松本法律事務所パートナー（現職） 商工中金コンプライアンス委員会委員長 株式会社商工組合中央金庫 取締役監査等委員（現職）	注２	――
計						――

（注）１．任期は、2025年６月19日から2025年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
２．任期は、2024年６月20日から2025年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
３．取締役大久保 和孝、石黒 不二代、有馬 充美、夜久 敏和、小粥 純子、川村 雄介及び石川 貴教は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

4．当金庫は、執行役員制度を導入しております。また、監督と執行の分離を進め、ガバナンスの強化を図るべく、従来の雇用型執行役員制度に加え、委任型の執行役員制度を導入しております。
なお、委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。専務・常務執行役員が該当）10名及び雇用型執行役員（執行役員が該当）16名は次のとおりであります。

役職名	氏名
専務執行役員	鍛　治　克　彦
専務執行役員 グループCTrO兼CDIO	牧　浦　真　司
常務執行役員 グループCCO兼CRO	山　口　智　之
常務執行役員	佐　藤　　淳
常務執行役員	高　畑　和　憲
常務執行役員	佐　野　吉　浩
常務執行役員	垂　石　　享
常務執行役員	山　中　秀　彦
常務執行役員	中　島　秀　記
常務執行役員 グループCHRO	田　中　広　郎
執 行 役 員	二　岡　　勝
執 行 役 員	斉　藤　篤　人
執 行 役 員	山　﨑　久　義
執 行 役 員	高　橋　大　輔
執 行 役 員	阿　曽　延　晃
執 行 役 員	田　岡　靖　之
執 行 役 員	中　田　直　之
執 行 役 員	鈴　木　巖　道
執 行 役 員	村　山　裕　昭
執 行 役 員	的　場　紀　彦
執 行 役 員	出　口　典　正
執 行 役 員	末　次　隆　浩
執 行 役 員	安　達　　哲
執 行 役 員	荒　井　哲　郎
執 行 役 員	船　曳　泰　雄
執 行 役 員	髙　橋　幸　一

b　当金庫は、2026年６月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」「監査等委員である取締役５名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当金庫の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職名）も含めて記載しております。

男性9名　女性4名　（役員のうち女性の比率30.76%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役社長（代表取締役）社長執行役員グループCEO	関　根　正　裕	1957年５月18日生	1981年４月 2005年２月 2007年４月 2008年６月 2009年６月 2010年６月 2018年２月 2018年３月 2018年６月 2025年７月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 西武鉄道株式会社出向 同入社 株式会社西武ホールディングス入社 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。）入社 株式会社西武ホールディングス 取締役上席執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広報室長 株式会社プリンスホテル 取締役上席執行役員 西武鉄道株式会社 取締役上席執行役員 株式会社西武プロパティーズ（現株式会社西武不動産） 取締役 株式会社プリンスホテル 取締役常務執行役員 株式会社商工組合中央金庫 顧問 同代表取締役社長 同代表取締役社長兼社長執行役員 同代表取締役社長兼社長執行役員 グループＣＥＯ（現職）	注１	―
取締役副会長	牧　野　秀　行	1964年10月７日生	1987年４月 2015年６月 2018年６月 2020年６月 2023年６月 2024年４月 2024年６月 2025年４月 2025年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫組織金融部長 同常勤監査役 同常務執行役員 株式会社商工中金情報システム 代表取締役社長 株式会社商工組合中央金庫 専務執行役員兼システム部長 同取締役専務執行役員兼システム部長 同取締役専務執行役員 同取締役副会長（現職）	注１	―
取締役常務執行役員	中　塩　浩　幸	1965年11月30日生	1989年４月 2019年２月 2020年４月 2021年４月 2022年４月 2025年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫人事部長 同執行役員人事部長兼管理部長 同執行役員営業店サポート部長 同常務執行役員 同取締役常務執行役員（現職）	注１	―
取締役常務執行役員グループCSO	山　田　真　也	1966年４月８日生	1989年４月 2020年４月 2022年４月 2024年４月 2025年４月 2025年６月 2026年４月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫 執行役員経営企画部長 同常務執行役員 同常務執行役員兼マーケティング部長 同常務執行役員兼ソリューション事業部長 同取締役常務執行役員兼ソリューション事業部長 同取締役常務執行役員兼経営企画部長 グループＣＳＯ（現職）	注１	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取　締　役	石　黒　不　二　代	1958年２月１日生	1981年１月 1988年１月 1994年９月 1999年１月 1999年７月 2000年５月 2013年６月 2014年３月 2014年６月 2015年６月 2021年５月 2021年６月 2022年６月 2023年６月	ブラザー工業株式会社入社 株式会社スワロフスキー・ジャパン入社 Ａｌｐｈａｍｅｔｒｉｃｓ，Ｉｎｃ．社長 Ｎｅｔｙｅａｒ　Ｇｒｏｕｐ，Ｉｎｃ．取締役 ネットイヤーグループ株式会社 取締役 同代表取締役社長 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社） 社外監査役 株式会社ホットリンク 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社） 社外取締役 ウイングアーク１ｓｔ株式会社 社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現職） ネットイヤーグループ株式会社 取締役 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職） 三井物産株式会社 社外取締役（現職）	注１	――
取　締　役	有　馬　充　美	1962年８月11日生	1986年４月 2014年４月 2016年４月 2019年４月 2020年５月 2021年６月 2022年４月 2023年６月 2024年６月 2026年３月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 同執行役員コーポレートアドバイザリー部長 同執行役員国際営業部長 西武鉄道株式会社 社外取締役 株式会社プリンスホテル（現株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド。以下同じ。） 社外取締役 株式会社高島屋 社外取締役（現職） 株式会社大創産業 社外取締役 株式会社西武ホールディングス 社外取締役（現職） 西武鉄道株式会社 取締役 株式会社プリンスホテル 取締役 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド 取締役 株式会社西武リアルティソリューションズ（現株式会社西武不動産） 取締役 カルチュア・エンタテインメント株式会社（現カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社） 社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職） キヤノン株式会社 社外取締役（現職）	注１	――

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取　締　役	夜　久　敏　和	1962年３月３日生	1984年４月 2012年４月 2014年４月 2016年４月 2017年４月 2019年４月 2020年５月 2023年４月 2025年６月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社三井住友銀行 執行役員 同行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員グループＣＣＯ兼グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長グループＣＣＯ兼グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表執行役副社長グループＣＨＲＯ 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員 株式会社三井住友銀行 上席顧問 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職）	注１	――
取　締　役	宮 原 幸 一 郎	1957年３月10日生	1979年４月 1988年４月 2015年６月 2020年６月 2022年４月 2023年６月 2025年４月 2025年６月 2026年６月	電源開発株式会社入社 東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループＣｏーＣＯＯ 株式会社ＪＰＸ総研 代表取締役社長 株式会社日本取引所グループ 取締役 株式会社ＪＰＸ総研 参与 株式会社阪急阪神ホールディングス 社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役（現職）	注１	――
取　締　役 監査等委員 （常勤）	早　川　美　佳	1965年９月４日生	1988年４月 2019年１月 2023年４月 2024年４月 2024年６月	株式会社日経リサーチ入社 株式会社商工組合中央金庫入庫 同執行役員Ｄ＆Ｉ推進部長 同執行役員ＤＥ＆Ｉ推進部長 同取締役監査等委員（現職）	注２	――
取　締　役 監査等委員 （常勤）	中　田　直　之	1971年８月５日生	1995年４月 2019年４月 2020年９月 2023年４月 2025年４月 2026年６月	商工組合中央金庫入庫 株式会社商工組合中央金庫 甲府支店長 同営業店サポート部参事役 同経営企画部副部長兼サステナビリティ推進室長 執行役員業務改革部長兼システム部長 同取締役監査等委員（現職）	注２	――

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役 監査等委員	小粥 純子	1967年10月10日生	1991年４月 1994年３月 2006年９月 2012年８月 2012年10月 2020年１月 2020年３月 2020年４月 2020年12月 2021年６月 2021年12月 2022年３月 2022年６月 2024年６月	中央新光監査法人入所 公認会計士登録 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部調査・相談グループ長 東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現職） 小粥純子公認会計士事務所開設（現職） 税理士登録 竹内絢子税理士事務所入所（現職） 日本調理機株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職） 株式会社日新 社外取締役 大和ハウスリート投資法人 監督役員（現職） 株式会社セレス 社外取締役（監査等委員） 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 監査役 同取締役監査等委員（現職） 株式会社ＴＢＳホールディングス 社外監査役（現職） 株式会社ＴＢＳテレビ 監査役（現職）	注２	―
取締役 監査等委員	川村 雄介	1953年12月５日生	1977年４月 2000年４月 2010年４月 2011年１月 2012年４月 2013年２月 2017年６月 2017年10月 2018年４月 2019年４月 2020年４月 2021年３月 2024年６月	大和証券株式会社入社 長崎大学経済学部経済学研究科教授 株式会社大和総研 専務理事 財務省財政制度等審議会委員 株式会社大和総研 副理事長 金融庁企業会計審議会委員 三井製糖株式会社（現ＤＭ三井製糖株式会社） 取締役（監査等委員）（現職） 商工中金の在り方検討会座長 商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会委員長 日本証券業協会 特別顧問 一般社団法人グローカル政策研究所 代表理事（現職） キヤノン株式会社 社外取締役（現職） 株式会社商工組合中央金庫 取締役監査等委員（現職）	注２	―
取締役 監査等委員	石川 貴教	1974年10月13日生	1999年４月 2003年10月 2013年７月 2015年１月 2017年10月 2024年６月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 森・濱田松本法律事務所入所 弁護士登録（東京弁護士会所属） 金融庁監督局銀行第一課出向（課長補佐） 森・濱田松本法律事務所パートナー（現職） 商工中金コンプライアンス委員会委員長 株式会社商工組合中央金庫 取締役監査等委員（現職）	注２	―
計						―

（注）１．任期は、2026年６月23日から2026年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
２．任期は、2026年６月23日から2027年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
３．取締役石黒 不二代、有馬 充美、夜久 敏和、宮原 幸一郎、小粥 純子、川村 雄介及び石川 貴教は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

② 当金庫と当金庫の社外取締役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は、当金庫のその他の取締役と人的関係を有さず、当該契約に係る取引を除き当金庫との間に特に利害関係はありません（2026年６月23日開催予定の定時株主総会の議案における選任予定の取締役を含む。）。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当金庫は、2024年６月20日開催の第16回定時株主総会における定款変更の承認、主務大臣の認可を受けて、監査等委員会設置会社へ移行しております。

A. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は取締役５名（うち、社外取締役３名）で構成されております。委員長である社外取締役の川村 雄介は資本市場業務等に関する相当程度の知見を有し、監査等委員である社外取締役の小粥 純子は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、監査等委員である社外取締役の石川 貴教は弁護士の資格を有しており、法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査等委員会を補助する監査等委員会室を設置し、専任の補助使用人４名を配置しております。監査等委員会室の使用人の人事評価・異動に関しては監査等委員会の同意が必要であり、監査等委員以外の取締役からの一定の独立性を確保しております。

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針、監査計画及び職務の分担等に基づき、監査等委員会監査を実施します。

また、監査等委員会は、内部監査部門から内部監査方針等の重要な事項について承認を行うとともに、内部監査部門に対して調査等の具体的な指揮・命令を行う優先的な権限を持つ等、内部監査部門と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備しております。

B. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、当連結会計年度において17回開催しております。監査等委員会の平均所要時間は、１時間８分程度であります。

各監査等委員の監査等委員会への出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	監査等委員会	
		開催回数	出席回数
常勤監査等委員	寺内　真彦	17	17
常勤監査等委員	早川　美佳	17	17
監査等委員（社外）	川村　雄介	17	17
監査等委員（社外）	小粥　純子	17	16
監査等委員（社外）	石川　貴教	17	17

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査報告の作成、監査方針及び監査計画、その他監査等委員会の職務の執行に関する事項のほか、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査等委員会の決議による事項であります。

C. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保する体制の状況を監視及び検証するなど、取締役の職務執行について、適法性・妥当性の観点から監査を行うほか、必要に応じて意見・提言を行っております。

連結会計年度の本支店等における業務及び財産の状況の調査に係る監査実績は、本部150回、支店22ヵ所、営業所２ヵ所、海外拠点１ヵ所、子会社２社・１組合です。

監査等委員会は、代表取締役のほか、社外取締役も含めた取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しており、必要に応じた提言を行っております。

また、常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議、内部監査会議、コンプライアンス会議等の重要な会議への出席、本部各部の定例監査、支店往査等を通じて、日常的に監査しており、監査等委員会にて、社外監査等委員に定期的に報告しております。

当連結会計年度は以下を重点監査方針として取り組みました。

(a) 民営化後の長期戦略について、今後の経営の基軸となる「長期的ありたい姿」「長期実行戦略」「企業

変革の方向性」の策定状況を注視する。あわせて、長期戦略の策定後の「単年度計画」見直し状況を注視し、「ローリング型」経営管理への移行状況を確認する。以上について、社内外のステークホルダーへの周知や浸透の状況を確認する。

(b) 2025年度業務運営方針に沿った本支店の取組み状況について、本支店における「実行体制」と「経営管理体制」の整備状況を検証する。「実行体制」は、本支店の役割分担や連携・協働の状況、人的資本の充実（適正配置、評価制度等）、営業店運営計画のＰＤＣＡ、役職員のマインド変化など拠点往査等により確認する。「経営管理体制」は、収益力の向上、コスト管理・効率化、新たなソリューション等の重点施策の進捗について、本部監査あるいは本部長等への面談等により確認する。

(c) リスク管理体制の高度化について、取締役会におけるトップリスク議論に則したリスク管理の実行体制、また民営化における自立的な収益確保と新たなリスクアペタイト運営に応じたリスク管理体制の構築と運用状況を注視する。

(d) コンプライアンス・内部統制システムの整備・運用状況について、社会環境変化を踏まえ、自律的なコンプライアンスの土台の再構築、声を上げる組織風土、予兆管理の高度化、監査の3 線体制の強化など、内部統制システム強化の状況を確認する。ハラスメント撲滅に向けてグループ全体の人権意識の醸成と浸透、インサイダー取引のリスク認識と対策の有効性等を確認する。

また、会計監査人による監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）については、会計監査人が監査等委員会と協議した事項に対して潜在的影響額と発生可能性の観点で実施した評価に基づき、会計監査人と複数回にわたり意見交換・協議を行いました。具体的には会計監査人がＫＡＭ項目の候補とした、「貸出金等に対する貸倒引当金の評価」「睡眠債券払戻損失引当金の計上」等について、監査の状況・結果の報告を受け、確認を行いました。

② 内部監査の活動状況

A. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査部署として、監査部（2026年３月末現在39名）が内部監査機能を担い、業務監査及び資産監査を実施しております。監査部は社長執行役員直属の部署として、営業店や本部各部からの独立性を確保しております。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店や子会社の経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでおります。資産監査では、自己査定及び償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しております。

監査は、監査等委員会の事前承認を経て取締役会で承認された中期監査計画・年度間の内部監査方針に基づき実施し、監査結果等については、社長執行役員を議長とする内部監査会議及び取締役会に定期的に報告するとともに、監査等委員会にも報告・意見交換を行い、デュアル・レポーティングを実現しております。また、内部監査方針は経営陣との意見交換等を踏まえて、定期的な見直しを実施しております。

B. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携

内部監査部署は、毎月１回常勤の監査等委員と内部監査結果や内部監査実施状況等の情報交換、四半期ごとに内部監査方針等について社外監査等委員も含めた意見交換を行うなど、緊密な連携を図っております。また、会計監査人とは監査結果を踏まえた情報交換を定期的に実施し、監査の発見事項等を共有しております。

監査等委員会は、内部監査部署から上記のとおり定期的に報告を受け、また会計監査人から監査計画とその結果報告を受け、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行うなど連携を密にしております。また、内部監査部署、監査等委員会及び会計監査人の三者による会合を開催して、連携強化に努めております。

③ 会計監査の状況

A. 監査法人の名称

会計監査人については、PwC Japan有限責任監査法人を選任し、会計監査証明を受けております。

B. 継続監査期間

22年間

当金庫は、2007年３月期から継続してPwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。なお、2007年３月期に当金庫の監査業務を執行した公認会計士は、あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）の設立に伴い同一ネットワークに属する旧中央青山監査法人から異動しております。また、当金庫は、2005年３月期から2006年３月期まで継続して旧中央青山監査法人による監査を受けておりました。

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、連続して７会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

C. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は、遠藤 英昭氏、本間 正彦氏、原澤 哲史氏の３名であります。

D. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他28名で構成されております。

E. 監査法人の選定方針と理由

当金庫の会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を有していることから、PwC Japan有限責任監査法人を会計監査人に選定しております。

当金庫は、会社法第340条に基づき監査等委員会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

F. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は会計監査人の評価基準を定めており、当該評価基準に基づき、会計監査人の評価を実施しております。会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、監査等委員会は、PwC Japan有限責任監査法人が、会計監査人に求められる監査品質、独立性、専門性、品質管理体制等を有していると評価いたしました。

④ 監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	140	23	101	21
連結子会社	11	－	11	－
計	151	23	112	21

前連結会計年度の当金庫における非監査業務の内容は、ニューヨーク支店の法人税申告に関する助言業務及び特別目的の四半期連結財務諸表レビュー、「全銀協ＴＩＢＯＲ行動規範の遵守態勢」に対する保証業務であります。

当連結会計年度の当金庫における非監査業務の内容は、特別目的の四半期連結財務諸表レビュー及びコンフォート・レター作成業務等であります。

なお、提出会社において、当連結会計年度は上記報酬の額以外に、前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬への追加額が19百万円あります。

B. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

E. 監査等委員会が会計監査人の監査報酬に同意した理由

過年度における監査内容は相当であり、監査時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当事業年度の報酬額について監査等委員会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意しております。

５ 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループでは、PURPOSE・MISSIONの実現に向け、今般策定した「長期戦略・変革プラン」を推進・実行するために、経営戦略と連動した人財戦略の策定を進めております。

役職員の人権を尊重するとともに、働きがいのある職場づくりと風通しの良い組織風土を醸成することに努めます。従業員のWell-being・ＤＥ＆Ｉの実現に向けて、求める人財像である“お客さまの企業価値向上のため、変革しつづける人財”の採用、育成を基本構想とし、「人財育成、社内環境整備に関する方針」を定めています。また、当金庫で働く役職員全員が、心身共に健康で、活き活きとやりがいをもって働くために「多様性の確保の方針」を定めています。これらの方針に沿って、経営戦略と連動した人財戦略により人的資本の充実を図るべく、毎年実施するエンゲージメント調査にて働きがい向上や組織風土醸成の観測を行いながら具体的な取組みを進め、従業員一人ひとりのWell-beingの実現を目指してまいります。

人口減少の加速に伴う人手不足・人材不足は規模の大小を問わず企業の事業展開における重大なリスクであり、企業が価値創出に取り組むうえでの喫緊の課題となっています。当社グループを支える人財を確保し、最大限に能力を発揮できる環境整備に向けて、2024年に人事制度の見直しを実施し、ジョブディスクリプションに基づく役割等級制度へ移行いたしました。これにより、担う職務に応じて適正に報いる仕組みを整備し、公平で納得感のある処遇の実現を図っています。

さらに、足元の物価動向や労働市場の変化を踏まえた定期的な給与水準の改定や、業績と連動した賞与支給の運用を通じて、処遇水準の維持・向上も進めております。これらの取組みにより、多様な人財が意欲的に挑戦し続けられる環境を整備するとともに、持続的な成長を支える人財基盤を構築し、お客さまと当金庫の共通価値創出につなげ、マテリアリティの解決を目指しております。

また、お客さま支援の取組みとしては2024年11月に人財サービス子会社「株式会社商工中金ヒューマンデザイン」を設立いたしました。お客さまへの経営人材の紹介や、従業員エンゲージメント調査である幸せデザインサーベイをはじめとした人材育成プログラムの提供を通じて、中小企業における人的資本経営の浸透を図り、お客さまの生産性向上と企業価値向上を進めてまいります。

＜人財育成、社内環境整備に関する方針＞

●人事戦略の基本構想

『お客さまの企業価値向上のため、変革しつづける人財』 を採用・育成し、経営戦略と連動した人財戦略を実施することでPURPOSEの実現に繋げます

●人財育成方針

自ら考え学びを得る自律的なプロフェッショナル人財の育成を図るために、従業員の多様性や自主性を尊重した、効率的かつ効果的に学べる環境の整備を図っていきます

●社内環境整備方針

〔商工中金が従業員の皆さんに約束すること〕

３つの充実（仕事、個人、家庭・社会）に向けた取り組みを通じて、従業員一人ひとりのWell-beingの実現を支援します

１．仕事の充実

お客さまへの価値向上に向け、どのような役割を担ってチャレンジし、成果を生み出したのかを評価する人事制度に移行します

２．個人の充実

一人ひとりの主体的なキャリア選択を尊重し、金融のプロフェッショナルに向けた自律的な成長を支援します

３．家庭・社会の充実

ライフステージに応じた多様な選択肢や柔軟な働き方を提供し、仕事と家庭の両立を支援します

〔従業員の皆さんに期待すること〕

環境変化に対して柔軟かつスピーディに対応し、お客さまの価値向上のために、自律的に変革し続けること

＜多様性の確保の方針＞

●ＤＥ＆Ｉトップステイトメント

私たち商工中金にとり最も大切な経営資本である役職員全員が、心身共に健康で、活き活きとやりがいを持って働ける組織とするために、「ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン」を推進します。

ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン推進を通じ、組織として目指すこと

1．役職員一人ひとりが持つ個性や多様性（人種、民族、宗教、国籍、出身、信条、年齢、障がいの有無、性別、性的指向や性自認の他、キャリアや働き方、考え方等）を尊重し、バックグランドに関わらず公平・公正な機会を提供することに努め、その能力を最大限発揮できる職場にします
その取組みの中で、特に女性の活躍推進を図り、管理職への登用を拡大させます

2．本部と営業店の全ての組織間・内の風通しを良くし、誰もが安心して自由闊達に意見を述べ合い、助け合い、協力し合いながら、共に成長する組織風土を醸成します

ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン推進を通じ、商工中金で働く皆さんに期待すること

1．自分に限界を設けず、自分の力を信じ、自己研鑽に励み、チャレンジすること
2．前例にとらわれず、柔軟な発想で業務に取り組むこと
3．役職、経験に縛られることなく前向きな意見具申をし、他者の意見にも耳を傾けること
4．日々共に働く仲間を思いやり、敬意をもって接すること
5．社内外のつながりを積極的に持ち、多様な価値観に触れること

皆さんの前向きなチャレンジを奨励し、働きがいのある組織とするため、経営陣一同は積極的に皆さんの声を聴き、全力で皆さんの成長をサポートします。

＜具体的な取組み＞

「長期戦略・変革プラン」の実現に向けて、「５つの変革」の実行を加速させるために注力すべき事業を踏まえた、事業本部制の導入等の組織再編を行いました（詳細な内容については、「第２　事業の状況　１経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「５つの変革を実現するための組織再編」をご参照ください。）。人財ポートフォリオの再構築を行い、重点分野において専門人財の採用・育成を強化するとともに、戦略に即したリソースシフトを実現します。また、社員の自律的成長の促進と高付加価値業務へのシフトを通じて、人財価値の最大化を支える基盤強化を図ります。

a. 価値観醸成の取組み

役職員一人ひとりのWell-beingを後押しすべく、当金庫では2022年３月に制定した企業理念（PURPOSE・MISSION）に基づくパーパス経営を進めております。企業理念制定後、定期的に全役職員を対象とした「パーパスワークショップ」を開催し、PURPOSEの自分ごと化に向けた取組みを継続しております。

2024年10月にはPURPOSE実現に向けた組織文化を一層醸成するため、役職員が共有する価値観と行動の原点「CHUKIN Way」を制定しました。策定プロセスでは3,500名を超える役職員が参加し、役職員それぞれの実際のエピソードから当金庫が大切にしてきた価値観を言語化し、その価値観にこれから必要となる価値観を加えて編纂しております。制定した「CHUKIN Way」を原点とし、役職員一人ひとりの自律的な行動を促進することで、PURPOSE・MISSIONの実現を目指してまいります。

2025年度の全役職員を対象とした「パーパスワークショップ」では、「ありたい姿アワード」と題して、「CHUKIN Way」の1つである「変化に、向き合う。」をテーマに、時代や社会、自社の変化を自分ごととして捉え、役職員が自身のあるべき姿を考えるとともに、ステークホルダーに向けて新たな価値を創出することを目指して、社会課題や業務に即したテーマをもとに、主体的なアイデア発想・創出に取り組みました。

また、当金庫ではPURPOSEを実現する組織風土への変革に向け、ＤＥ＆Ｉを重要な経営課題と位置付けております。経営トップの信念の下、女性活躍の推進、キャリア採用の拡大、障がい者雇用の促進、性的指向・性自認を含む多様性の尊重に向けた取組みを通じ、人財のダイバーシティの確保に努めております。特に女性管理職比率向上は喫緊の課題であると認識し、役員メンター制度やチャレンジカレッジ（将来のリーダーに向けた意識改革プログラム）などの施策を実行した結果、2025年度末までに女性管理職比率は15.6％と、前年度末比

2.4ポイント向上いたしました。障がいのある社員に対しては研修などにおいて情報保障を行うなど、公平・公正な機会を提供するための社内環境整備に努めるとともに、障がい者の活躍推進のため、2025年４月には「株式会社商工中金MIRAIハーベスト」を設立しました。性的指向・性自認に関しては、すべての従業員が自分らしく働ける職場づくりを目指し、社内研修の拡充や社内規定・相談体制の整備など、理解促進に向けた取組みを進めております。

b. キャリアサポート施策の取組み

PURPOSE・MISSIONの実現に向けて人的資本充実を行うために、2024年４月より新人事制度「NEXT PLAN」を導入し、現在においても同制度を基盤として各種施策の運用・改善を行っています。「NEXT PLAN」は役職員のライフステージに応じたWell-beingの実現を支援するとともに、PURPOSE・MISSIONを評価の基軸に設定し、お客さまの企業価値向上に向け、より付加価値の高い業務にチャレンジしつづける風土を作る人事制度としております。本制度では総合職と担当職のコース制度を統合し、年齢や性別に関わらずチャレンジ可能な体制を確立し、男女間の職位や処遇の格差是正を目指すほか、「スペシャリスト制度」を設けるなど専門性の高さ等に応じた処遇を可能としています。

また、「社内兼業制度（社内副業）」や「インハウス・インターンシップ（社内短期インターンシップ）」、将来のキャリア形成のために短期集中的に専門スキルの習得を目指す「社内短期留学制度」、お取引先や連携支援機関への出向、希望する部署への社内公募制度である「キャリア・チャレンジ制度」、セカンドキャリア支援制度など、社員のキャリア自律を後押しするさまざまな制度を設けて多様な経験に基づく多面的な価値観の醸成を図っています。加えて、2025年からパルスサーベイを導入し、社員のモチベーションをスピード感もって定点観測できる仕組みを構築しました。これにより、人的資本経営のＰＤＣＡを継続的に回し、制度や施策の改善につなげています。

c. 企業内大学「人づくりカレッジ（通称ヒト☆カレ）」の取組み

企業内大学「人づくりカレッジ」では「わかった」から「できた！」をコンセプトとし、PURPOSE実現に必要な高度な業務スキルとヒューマンスキル向上のため、グループワークやゼミ形式といった双方向型のコンテンツを中心に、外部交流型や越境学習、体験型プログラムを取り入れています。年齢や役職を問わずともに学び合う環境のもと、自らのキャリアを描きながら、対面・Webにて合計120以上のバラエティーに富んだ講座を受講することができ、人づくりカレッジ講座の応募者は、延べ7,000名を超えるなど、社員の自律的な学びを後押しする「手挙げ」風土を醸成しております。また、2025年度は、経営人財の育成を目的とした高度な学びの場として「ヒト☆カレ大学院」を設置しました。本プログラムでは、組織文化を変革できる経営視点を持った人財の育成に重点を置き、実践的かつ体系的な講座を通じて、次世代を担う人財の成長を支援しています。

(2) 【従業員の状況】

①連結会社における従業員数

2026年３月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3,299 [984]	57 [25]	231 [91]	3,587 [1,100]

(注) １．従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,110人を含んでおりません。
２．嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

②当金庫の従業員数

2026年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
3,299 [984]	38.7	14.9	8,522	3.9

(注) １．従業員数は、嘱託及び臨時従業員989人を含んでおりません。
２．当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
３．嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
５．当金庫の従業員組合は、商工組合中央金庫従業員組合と称し、組合員数は2,740人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

③管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当金庫及び連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%)（注１）	男性労働者の育児休業取得率(%)（注２）	労働者の男女の賃金の差異（%）（注１）（注３）		
			全労働者	正規雇用労働者（注４）	パート・有期労働者（注４）
当金庫	15.6	94.2	43.3	50.4	60.1
株式会社商工中金情報システム	10.5	100.0	64.9	72.8	32.5

(注) １．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
３．賃金には賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．正規雇用労働者には嘱託社員を含んでおります。パート・有期労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間（１日７時間半）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しております。

女性を含む多様な人財の活躍推進にあたっては、2024年４月より、新人事制度「NEXT PLAN」を導入し、コース制度を見直し、年齢・性別に関わらずチャレンジ可能な制度を確立しました。管理職や採用に占める女性従業員割合を高めていくほか、社内育成体系充実化や両立支援施策などの社内環境整備に取り組んでまいります。

第５ 【経理の状況】

１．当金庫の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第１号。以下「商工組合中央金庫法施行規則」という。）に準拠しております。

２．当金庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。

３．当金庫は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（自2025年４月１日　至2026年３月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2025年４月１日　至2026年３月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査証明を受けております。

４．当金庫は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備をするため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
資産の部		
現金預け金	942,360	1,033,714
コールローン及び買入手形	15,532	4,549
買入金銭債権	23,577	18,639
特定取引資産	25,522	41,822
有価証券	※1,※2,※4,※10 1,318,802	※1,※2,※4,※10 1,357,251
貸出金	※2,※3,※5 9,620,557	※2,※3,※5 9,719,474
外国為替	※2,※3 20,966	※2,※3 19,691
その他資産	※2,※4 191,338	※2,※4 199,174
有形固定資産	※6,※7 35,989	※6,※7 32,995
建物	12,728	11,452
土地	21,156	19,758
建設仮勘定	145	252
その他の有形固定資産	1,958	1,532
無形固定資産	36,065	29,816
ソフトウエア	35,838	28,309
その他の無形固定資産	226	1,507
退職給付に係る資産	37,312	61,607
繰延税金資産	46,204	37,864
支払承諾見返	※2 147,483	※2 153,146
貸倒引当金	△196,246	△199,949
資産の部合計	12,265,465	12,509,799
負債の部		
預金	※4 6,216,758	※4 6,787,063
譲渡性預金	101,800	32,650
債券	3,209,590	3,128,390
債券貸借取引受入担保金	※4 169,705	※4 179,661
特定取引負債	15,578	30,804
借用金	※4,※8 1,135,662	※4,※8 999,250
外国為替	801	1,463
社債	※9 100,000	※9 130,000
その他負債	85,783	100,978
賞与引当金	4,695	4,752
退職給付に係る負債	691	677
役員退職慰労引当金	228	263
睡眠債券払戻損失引当金	38,140	22,975
その他の引当金	90	83
繰延税金負債	46	51
支払承諾	147,483	153,146
負債の部合計	11,227,055	11,572,213

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	1	1
利益剰余金	275,685	301,777
自己株式	△1,169	△140,792
株主資本合計	1,023,481	909,950
その他有価証券評価差額金	10,553	1,920
繰延ヘッジ損益	401	6,743
退職給付に係る調整累計額	177	15,174
その他の包括利益累計額合計	11,131	23,837
非支配株主持分	3,796	3,796
純資産の部合計	1,038,410	937,585
負債及び純資産の部合計	12,265,465	12,509,799

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当連結会計年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
経常収益	194,286	247,422
資金運用収益	142,318	179,219
貸出金利息	125,867	153,385
有価証券利息配当金	8,641	15,346
コールローン利息及び買入手形利息	1,146	1,252
預け金利息	3,078	7,219
その他の受入利息	3,585	2,015
役務取引等収益	15,804	17,439
特定取引収益	7,927	7,027
その他業務収益	24,074	24,626
その他経常収益	4,160	19,110
償却債権取立益	810	84
その他の経常収益	※1 3,349	※1 19,025
経常費用	161,268	207,012
資金調達費用	21,699	50,118
預金利息	7,848	23,776
譲渡性預金利息	287	1,318
債券利息	7,503	17,911
コールマネー利息及び売渡手形利息	210	563
売現先利息	－	1
債券貸借取引支払利息	1,648	2,733
借用金利息	2,993	1,833
社債利息	1,157	1,409
金利スワップ支払利息	36	283
その他の支払利息	13	287
役務取引等費用	2,707	2,575
特定取引費用	21	－
その他業務費用	26,139	32,402
営業経費	※2 82,179	※2 87,126
その他経常費用	28,520	34,790
貸倒引当金繰入額	24,334	32,209
その他の経常費用	※3 4,186	※3 2,581
経常利益	33,018	40,409
特別利益	983	3,497
固定資産処分益	983	3,497
特別損失	225	1,250
固定資産処分損	41	181
減損損失	※4 184	※4 1,068
税金等調整前当期純利益	33,776	42,657
法人税、住民税及び事業税	10,861	7,500
法人税等調整額	△2,839	2,534
法人税等合計	8,021	10,034
当期純利益	25,754	32,623
非支配株主に帰属する当期純利益	3	3
親会社株主に帰属する当期純利益	25,750	32,619

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当連結会計年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
当期純利益	25,754	32,623
その他の包括利益	※1 △21,070	※1 12,706
その他有価証券評価差額金	△17,113	△8,633
繰延ヘッジ損益	289	6,342
退職給付に係る調整額	△4,246	14,996
包括利益	4,684	45,329
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	4,680	45,325
非支配株主に係る包括利益	3	3

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	256,462	△1,159	1,004,267
当期変動額							
剰余金の配当					△6,527		△6,527
親会社株主に帰属する当期純利益					25,750		25,750
自己株式の取得						△9	△9
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	0	19,223	△9	19,213
当期末残高	218,653	129,500	400,811	1	275,685	△1,169	1,023,481

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	27,666	111	4,423	32,201	3,796	1,040,266
当期変動額						
剰余金の配当						△6,527
親会社株主に帰属する当期純利益						25,750
自己株式の取得						△9
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△17,113	289	△4,246	△21,070	－	△21,070
当期変動額合計	△17,113	289	△4,246	△21,070	－	△1,856
当期末残高	10,553	401	177	11,131	3,796	1,038,410

当連結会計年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	1	275,685	△1,169	1,023,481
当期変動額							
剰余金の配当					△6,527		△6,527
親会社株主に帰属する当期純利益					32,619		32,619
自己株式の取得						△139,623	△139,623
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	0	26,092	△139,623	△113,530
当期末残高	218,653	129,500	400,811	1	301,777	△140,792	909,950

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,553	401	177	11,131	3,796	1,038,410
当期変動額						
剰余金の配当						△6,527
親会社株主に帰属する当期純利益						32,619
自己株式の取得						△139,623
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,633	6,342	14,996	12,706	－	12,706
当期変動額合計	△8,633	6,342	14,996	12,706	－	△100,824
当期末残高	1,920	6,743	15,174	23,837	3,796	937,585

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当連結会計年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	33,776	42,657
減価償却費	7,439	10,664
減損損失	184	1,068
貸倒引当金の増減（△）	823	3,702
賞与引当金の増減額（△は減少）	3	56
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△2,411	△2,872
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	33	△14
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	25	35
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	△3,063	△15,165
環境対策引当金の増減額（△は減少）	△66	－
その他の引当金の増減額（△は減少）	△0	△6
資金運用収益	△142,318	△179,219
資金調達費用	21,699	50,118
有価証券関係損益（△）	924	△257
為替差損益（△は益）	492	△1,483
固定資産処分損益（△は益）	△942	△3,316
特定取引資産の純増（△）減	△4,599	△16,299
特定取引負債の純増減（△）	3,927	15,226
貸出金の純増（△）減	△8,482	△98,917
預金の純増減（△）	△12,609	570,304
譲渡性預金の純増減（△）	△406,980	△69,150
債券の純増減（△）	△86,410	△81,200
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△339,324	△141,411
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	11,597	△1,618
コールローン等の純増（△）減	446,470	15,912
コールマネー等の純増減（△）	△102,271	－
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△114,283	9,956
外国為替（資産）の純増（△）減	4,520	1,274
外国為替（負債）の純増減（△）	△498	661
資金運用による収入	142,422	179,011
資金調達による支出	△19,769	△39,522
その他	15,331	8,996
小計	△554,358	259,196
法人税等の支払額	△9,632	△11,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	△563,991	247,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△751,338	△1,036,285
有価証券の売却による収入	173,216	199,265
有価証券の償還による収入	448,852	789,415
有形固定資産の取得による支出	△1,240	△1,006
無形固定資産の取得による支出	△11,508	△2,442
有形固定資産の売却による収入	1,048	4,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	△140,969	△46,788

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当連結会計年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	5,000
劣後特約付社債の発行による収入	－	40,000
劣後特約付社債の償還による支出	－	△10,000
自己株式の取得による支出	△9	△139,623
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△6,527	△6,527
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,540	△111,153
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△706,501	89,736
現金及び現金同等物の期首残高	1,633,160	926,658
現金及び現金同等物の期末残高	※1 926,658	※1 1,016,394

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　10社

主要な連結子会社名は、「第１ 企業の概況 ４ 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

（連結の範囲の変更）

株式会社商工中金MIRAIハーベストは新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社　　２社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

つながる未来ファンド（匿名組合）

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数　１社

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社　２社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

つながる未来ファンド（匿名組合）

(4) 持分法非適用の関連会社　１社

会社名

サザンカパートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数　３社

当金庫及び投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　10社

４．開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

５．会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　：２年～60年

その他　：２年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2022年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループごとに、主としてそれぞれ今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

１．貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
貸倒引当金	196,246百万円	199,949百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「５．会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」であります。「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、連結決算日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前連結会計年度は、新型コロナ制度融資返済開始等に伴う2024年３月期の貸倒実績率の高まりに着目し、今後３年間の予想損失率の見積りにあたって、前連結会計年度までに観測された貸倒実績率から予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しておりました。当連結会計年度は、前連結会計年度までに見込んでいた予想損失額が貸倒実績率に反映されたことから、将来見込み等必要な修正は終了しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当連結会計年度は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績やその他経済環境の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

２．睡眠債券払戻損失引当金

(1)当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
睡眠債券払戻損失引当金	38,140百万円	22,975百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

睡眠債券払戻損失引当金の算出方法は、「５．会計方針に関する事項」「(8)睡眠債券払戻損失引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

当連結会計年度において、負債計上を中止した債券等のうち、現物債及び登録債形式の商工債券（以下、「現物債等」という。）について、すべての元金と利子の支払いを2027年９月30日（以下、「払戻終了日」という。）までとすることを決定し、公表しております。

睡眠債券払戻損失引当金の見積りにあたって用いた主要な仮定は、負債計上を中止した現物債等に関する将来の払戻請求見込額であります。払戻終了日までの期間における現物債等に関する払戻請求見込額が、公表に伴い増加することを想定しております。

そのため、当連結会計年度においては、過去の払戻実績額を現物債等の償還年度ごとかつ払戻時期ごとに分解し、払戻実績額の上位層を基礎として、払戻終了日までの払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金を算定しております。

なお、複数の代替的な見積りを比較検討した上で、最も合理的と判断した方法を採用しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

翌連結会計年度の実際の払戻状況等によって、当初の見積りに用いた将来の払戻請求見込額が変化した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表における睡眠債券払戻損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。企業会計基準委員会のリースに関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、ＩＦＲＳ第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、原資産に対する使用権が借手に移転するととらえることにより、借手において使用権資産とリース負債を計上する使用権モデルが採用されました。ただし、ＩＦＲＳ第16号の定めを全て取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみ取り入れることにより簡素で利便性が高くなり、また、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

（追加情報）

(特別準備金)

2008年10月１日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第５条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第１項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第３項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の４の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第44条第３項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第２項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。

(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の５及び第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第２条の６第３項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

（連結貸借対照表関係）

※１．非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
株式	24百万円	24百万円
出資金	2,710百万円	2,661百万円

※２．株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	135,245百万円	142,022百万円
危険債権額	161,794百万円	144,977百万円
要管理債権額	81,067百万円	112,682百万円
三月以上延滞債権額	3,698百万円	7,076百万円
貸出条件緩和債権額	77,369百万円	105,606百万円
小計額	378,107百万円	399,682百万円
正常債権額	9,510,001百万円	9,600,932百万円
合計額	9,888,108百万円	10,000,615百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
65,250百万円	44,529百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	456,626百万円	435,277百万円
計	456,626百万円	435,277百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,316百万円	1,304百万円
債券貸借取引受入担保金	169,705百万円	179,661百万円
借用金	105,831百万円	165,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
有価証券	70,212百万円	133,308百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
金融商品等差入担保金	67,110百万円	52,266百万円
保証金・敷金等	1,757百万円	1,743百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
融資未実行残高	1,986,831百万円	2,076,564百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,734,791百万円	1,788,822百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
減価償却累計額	73,328百万円	71,481百万円

※７．有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
圧縮記帳額	16,032百万円	15,504百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(－百万円)	(－百万円)

※８．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	20,000百万円

※９．社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
劣後特約付社債	100,000百万円	130,000百万円

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
5,424百万円	4,804百万円

(連結損益計算書関係)

※１．その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
株式等売却益	2,207百万円	8,226百万円
睡眠債券払戻損失引当金戻入益	－百万円	9,334百万円

※２．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
給与・手当	39,622百万円	41,106百万円
業務委託費	13,379百万円	13,273百万円
減価償却費	7,439百万円	10,664百万円

※３．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
貸出金償却	623百万円	522百万円
株式等売却損	－百万円	119百万円
株式等償却	406百万円	88百万円
債権売却損	1,719百万円	1,516百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	1,375百万円	－百万円

※４．減損損失

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 （百万円）
営業店舗２ヵ所	土地及び建物等	120
処分予定資産・遊休資産１ヵ所	土地及び建物等	948
合計	－	1,068

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・社宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

※１．その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△25,074	△11,762
組替調整額	650	△818
法人税等及び税効果調整前	△24,423	△12,580
法人税等及び税効果額	7,309	3,947
その他有価証券評価差額金	△17,113	△8,633
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	554	8,958
組替調整額	△130	283
法人税等及び税効果調整前	424	9,242
法人税等及び税効果額	△134	△2,900
繰延ヘッジ損益	289	6,342
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△6,243	21,422
組替調整額	137	432
法人税等及び税効果調整前	△6,105	21,854
法人税等及び税効果額	1,859	△6,858
退職給付に係る調整額	△4,246	14,996
その他の包括利益合計	△21,070	12,706

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	－	－	2,186,531	
合　計	2,186,531	－	－	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,743	54	0	10,797	(注)
合　計	10,743	54	0	10,797	

（注）自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月20日定時株主総会	普通株式（政府分）	3,048	3.0(注)	2024年３月31日	2024年６月24日
	普通株式（政府以外分）	3,479	3.0		

（注）配当時の株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式１株に対して配当する剰余金に１を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式１株に対して配当しなければならないとされておりました。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は10分の10とされていました。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月19日定時株主総会	普通株式（政府分）	2,702	利益剰余金	3.0（注１）	2025年３月31日	2025年６月19日定時株主総会及び主務大臣認可後（注２）
	普通株式（政府以外分）	3,824		3.0		

（注）１．配当時の株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式１株に対して配当する剰余金に１を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式１株に対して配当しなければならないとされておりました。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は10分の10とされていました。

２．株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	―	―	2,186,531	
合　計	2,186,531	―	―	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,797	895,015	1	905,811	(注)
合　計	10,797	895,015	1	905,811	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、株主総会決議に基づく政府保有株式の取得によるもの及び単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決　議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月19日定時株主総会	普通株式(政府分)	2,702	3.0(注)	2025年３月31日	2025年６月23日
	普通株式(政府以外分)	3,824	3.0		

(注) 配当時の株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式１株に対して配当する剰余金に１を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式１株に対して配当しなければならないとされておりました。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は10分の10とされていました。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月23日定時株主総会	普通株式	6,403	利益剰余金	5.0	2026年３月31日	2026年６月23日定時株主総会及び主務大臣認可後(注)

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
現金預け金勘定	942,360百万円	1,033,714百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△15,701百万円	△17,320百万円
現金及び現金同等物	926,658百万円	1,016,394百万円

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
１年内	1,160	1,416
１年超	4,265	3,682
合　計	5,426	5,099

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については、満期までの保有を目的としたもののほか、市場環境等を踏まえた運用を行う目的で、その他有価証券として保有しております。株式については、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借用金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、資産、負債に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件ごとの与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかファイナンス本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、リスク統括部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

②　市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務ごとに複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やＡＬＭ会議等で設定した10bpv（金利の10ベーシス・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（ＶａＲ）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、金融資産及び負債の金利リスクの状況について、評価損益や10bpv、ＶａＲ等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにＡＬＭ会議に報告しております。なお、ＡＬＭ会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やＡＬＭ会議で設定した保有残高やＶａＲの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会で保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもＶａＲの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ＡＬＭ会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、残高や評価損益、ＶａＲ等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにＡＬＭ会議に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

(ア)特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99.9%、観測期間５年）を採用しております。

2026年３月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,047百万円（2025年３月31日現在1,139百万円）であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ)特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間１ヵ月～１年、信頼区間99.9%、観測期間５年）を採用しております。

2026年３月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で28,336百万円（2025年３月31日現在32,114百万円）となっております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2026年３月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が1,591百万円（2025年３月31日現在3,213百万円）減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベーシス・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っているほか、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をＡＬＭ会議において設定し、その遵守状況はリスク統括部において把握し、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにＡＬＭ会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	435,645	398,179	△37,465
その他有価証券	857,009	857,009	－
(2) 貸出金	9,620,557		
貸倒引当金（＊１）	△193,291		
	9,427,265	9,409,242	△18,022
資産計	10,719,920	10,664,432	△55,487
(1) 預金	6,216,758	6,217,426	667
(2) 譲渡性預金	101,800	101,853	53
(3) 債券	3,209,590	3,184,824	△24,765
(4) 借用金	1,135,662	1,086,575	△49,087
負債計	10,663,811	10,590,680	△73,131
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,501	6,501	－
ヘッジ会計が適用されているもの	584	584	－
デリバティブ取引計	7,086	7,086	－

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	613,954	558,348	△55,605
その他有価証券	709,053	709,053	－
(2) 貸出金	9,719,474		
貸倒引当金（＊１）	△196,643		
	9,522,831	9,440,560	△82,270
資産計	10,845,838	10,707,962	△137,876
(1) 預金	6,787,063	6,790,474	3,410
(2) 譲渡性預金	32,650	32,653	3
(3) 債券	3,128,390	3,111,378	△17,011
(4) 借用金	999,250	944,104	△55,146
負債計	10,947,354	10,878,610	△68,743
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,762	3,762	－
ヘッジ会計が適用されているもの	9,827	9,827	－
デリバティブ取引計	13,589	13,589	－

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

（単位:百万円）

区　分	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
非上場株式（＊１）（＊２）	17,782	20,392
組合出資金（＊３）	8,364	13,851

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）前連結会計年度において、非上場株式について195百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について88百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位:百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	915,803	－	－	－	－	－
有価証券	107,469	191,938	290,454	146,217	254,900	252,500
満期保有目的の債券	15,645	47,813	170,500	54,000	10,000	137,500
うち国債	－	2,000	170,500	54,000	10,000	137,500
地方債	15,645	45,813	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	91,824	144,125	119,954	92,217	244,900	115,000
うち国債	－	－	－	58,000	244,000	115,000
地方債	81,824	124,448	69,662	14,610	－	－
社債	8,504	19,676	18,674	9,830	900	－
その他	1,495	－	31,616	9,777	－	－
貸出金（＊）	3,822,999	2,359,394	1,335,216	724,461	558,031	525,341
合　計	4,846,272	2,551,332	1,625,670	870,679	812,931	777,841

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない294,561百万円、期間の定めのないもの549百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	1,015,166	1,000	－	－	－	－
有価証券	153,592	199,161	324,915	145,430	204,859	257,500
満期保有目的の債券	45,813	103,000	228,500	95,000	10,000	137,500
うち国債	－	103,000	228,500	95,000	10,000	137,500
地方債	45,813	－	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	107,779	96,161	96,415	50,430	194,859	120,000
うち国債	－	－	－	48,000	181,000	120,000
地方債	92,786	77,617	38,317	－	－	－
社債	13,394	8,951	25,246	2,430	－	－
その他	1,598	9,592	32,852	－	13,859	－
貸出金（＊）	3,942,199	2,342,960	1,382,688	696,578	541,712	528,439
合　計	5,110,959	2,543,122	1,707,603	842,008	746,572	785,939

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない284,396百万円、期間の定めのないもの499百万円は含めておりません。

（注３）　債券、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位:百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（＊１）	5,434,112	766,347	16,299	－	－	－
譲渡性預金	101,800	－	－	－	－	－
債券	718,870	1,396,970	760,050	184,200	149,500	－
借用金（＊２）	270,584	374,604	239,466	105,372	128,984	16,650
合　計	6,525,366	2,537,921	1,015,815	289,572	278,484	16,650

（＊１）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２）　借用金のうち、返済期限の定めのない借用金については、「10年超」に記載しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位:百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（＊１）	6,077,789	685,870	23,403	－	－	－
譲渡性預金	32,650	－	－	－	－	－
債券	852,300	1,191,290	786,790	155,300	142,710	－
借用金（＊２）	279,377	339,290	186,448	90,141	90,401	13,591
合　計	7,242,117	2,216,450	996,642	245,441	233,111	13,591

（＊１）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２）　借用金のうち、返済期限の定めのない借用金については、「10年超」に記載しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位:百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	390,767	－	－	390,767
地方債	－	285,397	－	285,397
社債	－	50,886	5,380	56,267
株式	39,984	1,572	－	41,557
その他	63,512	19,507	0	83,019
資産計	494,264	357,364	5,381	857,009
負債計	－	－	－	－
デリバティブ取引（＊）				
金利関連	－	10,529	－	10,529
通貨関連	－	(3,443)	－	(3,443)
デリバティブ取引計	－	7,086	－	7,086

（＊） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	301,405	－	－	301,405
地方債	－	203,751	－	203,751
社債	－	42,905	5,432	48,338
株式	42,208	1,905	－	44,113
その他	74,828	36,615	0	111,443
資産計	418,442	285,177	5,432	709,053
負債計	－	－	－	－
デリバティブ取引（＊）				
金利関連	－	20,641	－	20,641
通貨関連	－	(7,051)	－	(7,051)
デリバティブ取引計	－	13,589	－	13,589

（＊） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位:百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	337,043	－	－	337,043
地方債	－	61,136	－	61,136
貸出金	－	－	9,409,242	9,409,242
資産計	337,043	61,136	9,409,242	9,807,422
預金	－	6,217,426	－	6,217,426
譲渡性預金	－	101,853	－	101,853
債券	－	3,184,824	－	3,184,824
借用金	－	1,086,575	－	1,086,575
負債計	－	10,590,680	－	10,590,680

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位:百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	512,622	－	－	512,622
地方債	－	45,725	－	45,725
貸出金	－	－	9,440,560	9,440,560
資産計	512,622	45,725	9,440,560	9,998,909
預金	－	6,790,474	－	6,790,474
譲渡性預金	－	32,653	－	32,653
債券	－	3,111,378	－	3,111,378
借用金	－	944,104	－	944,104
負債計	－	10,878,610	－	10,878,610

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出金を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、当該金利スワップの時価を反映しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（注２）　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に分類される金融商品の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

※１.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※２.「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

１．売買目的有価証券

（単位:百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	－	－

２．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2025年３月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	373,927	337,043	△36,883
	地方債	61,717	61,136	△581
	小計	435,645	398,179	△37,465
合計		435,645	398,179	△37,465

当連結会計年度（2026年３月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	568,064	512,622	△55,441
	地方債	45,890	45,725	△164
	小計	613,954	558,348	△55,605
合計		613,954	558,348	△55,605

３．その他有価証券

前連結会計年度（2025年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,348	8,823	31,525
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	55,766	40,848	14,918
	小計	96,115	49,671	46,443
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,208	1,384	△176
	債券	732,432	761,197	△28,765
	国債	390,767	412,911	△22,144
	地方債	285,397	290,615	△5,217
	社債	56,267	57,670	△1,403
	その他	31,163	33,285	△2,122
	小計	764,804	795,868	△31,064
合計		860,919	845,540	15,379

当連結会計年度（2026年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,772	8,187	34,585
	債券	204	200	4
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	204	200	4
	その他	80,546	58,748	21,797
	小計	123,523	67,136	56,387
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,341	1,426	△85
	債券	553,290	604,740	△51,450
	国債	301,405	346,222	△44,816
	地方債	203,751	208,651	△4,900
	社債	48,133	49,866	△1,733
	その他	34,979	37,033	△2,053
	小計	589,611	643,200	△53,588
合計		713,135	710,337	2,798

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,168	1,014	－
債券	160,661	550	2,920
国債	160,661	550	2,920
社債	－	－	－
その他	11,386	1,196	－
合計	173,216	2,761	2,920

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,030	4,187	0
債券	159,840	252	8,486
国債	158,178	252	8,448
社債	1,661	－	38
その他	34,394	4,511	118
合計	199,265	8,951	8,605

６．保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、212百万円（うち、株式210百万円、社債２百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、０百万円（うち、その他の証券０百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年３月31日）

	金額(百万円)
評価差額	15,379
その他有価証券	15,379
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△4,826
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,553
(△)非支配株主持分相当額	－
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	10,553

当連結会計年度（2026年３月31日）

	金額(百万円)
評価差額	2,798
その他有価証券	2,798
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△878
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,920
(△)非支配株主持分相当額	－
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	1,920

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	金利先渡契約				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	763,298	670,657	△17,592	△17,592
	受取変動・支払固定	759,995	638,835	27,537	27,537
	受取変動・支払変動	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合　計		－	－	9,944	9,944

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	714,297	660,056	△38,134	△38,134
	受取変動・支払固定	711,475	619,975	48,948	48,948
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　計		―	―	10,814	10,814

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	2,315,200	2,250,486	△3,730	△3,730
	為替予約				
	売建	93,722	2,305	△100	△100
	買建	37,660	1,734	388	388
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合　計		－	－	△3,443	△3,443

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	2,570,605	2,496,162	△5,642	△5,642
	為替予約				
	売建	131,679	6,456	△3,018	△3,018
	買建	52,546	5,947	1,609	1,609
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合　計		－	－	△7,051	△7,051

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、債券、借用金、社債			
	受取固定・支払変動		474,120	474,120	△3,586
	受取変動・支払固定		100,000	100,000	4,171
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借用金			
	受取固定・支払変動		2,258,150	2,037,050	（注２）
	受取変動・支払固定		－	－	
合　計		－	－	－	584

（注）１．金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借用金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券、借用金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、債券、借用金、社債			
	受取固定・支払変動		619,450	493,220	△8,221
	受取変動・支払固定		105,000	105,000	18,048
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借用金			
	受取固定・支払変動		2,526,840	2,055,340	（注２）
	受取変動・支払固定		－	－	
合　計		－	－	－	9,827

（注）１．金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借用金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該債券、借用金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがある。）では、ポイント制に基づいた一時金を支給しております。また、従業員の退職等に対して割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

また、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当金庫及び連結子会社は、複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度に加入しております。自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できることから当該事項に関する注記を含めて記載しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
退職給付債務の期首残高	101,122	98,795
勤務費用	2,848	2,861
利息費用	1,053	1,029
数理計算上の差異の発生額	198	△16,050
退職給付の支払額	△6,498	△7,184
その他	71	50
退職給付債務の期末残高	98,795	79,501

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
年金資産の期首残高	141,608	135,417
期待運用収益	2,825	2,702
数理計算上の差異の発生額	△6,044	5,371
事業主からの拠出額	1,419	1,422
退職給付の支払額	△4,391	△4,481
年金資産の期末残高	135,417	140,431

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
積立型制度の退職給付債務	98,325	79,044
年金資産	△135,417	△140,431
	△37,091	△61,387
非積立型制度の退職給付債務	470	457
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△36,621	△60,930

退職給付に係る負債	691	677
退職給付に係る資産	△37,312	△61,607
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△36,621	△60,930

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
勤務費用	2,848	2,861
利息費用	1,053	1,029
期待運用収益	△2,825	△2,702
数理計算上の差異の損益処理額	626	920
過去勤務費用の損益処理額	△488	△488
その他（臨時に支払った割増退職金等）	167	186
確定給付制度に係る退職給付費用	1,380	1,806

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
過去勤務費用	488	488
数理計算上の差異	5,617	△22,343
合計	6,105	△21,854

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
未認識過去勤務費用	76	565
未認識数理計算上の差異	△334	△22,678
合計	△258	△22,113

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
債券	57%	58%
株式	22%	27%
預金	－%	－%
一般勘定	21%	14%
その他	0%	1%
合計	100%	100%

（注）年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度16%、当連結会計年度17%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
割引率	1.1%	2.8%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率（確定給付企業年金制度）	3.4%	3.4%
予想昇給率（退職一時金制度）	2.9%	2.9%

（注）割引率、長期期待運用収益率は加重平均で表しております。予想昇給率は退職一時金制度にポイント制を導入しており、退職給付制度ごとに記載しております。

３．確定拠出制度

当金庫及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度620百万円、当連結会計年度605百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	51,982 百万円	53,687 百万円
睡眠債券払戻損失引当金	11,956	7,209
その他	14,599	13,830
繰延税金資産小計	78,538	74,727
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,938	△19,746
評価性引当額小計	△21,938	△19,746
繰延税金資産合計	56,599	54,980
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,826	△878
固定資産圧縮積立金	△196	△659
退職給付に係る資産	△5,108	△12,435
その他	△310	△3,194
繰延税金負債合計	△10,441	△17,168
繰延税金資産の純額	46,157 百万円	37,812 百万円

２．連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	30.49%	30.49%
（調整）		
評価性引当額の増減	△4.40	△4.99
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40	0.27
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.34	△0.34
住民税均等割	0.39	0.31
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△2.00	－
その他	△0.79	△2.22
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.75%	23.52%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

当金庫グループは、営業店舗の一部について、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。

また、営業店舗等の一部について、賃借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として50年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
期首残高	2,512百万円	2,509百万円
賃借契約締結に伴う増加額	－百万円	337百万円
時の経過による調整額	４百万円	３百万円
有形固定資産の売却に伴う減少額	△７百万円	－百万円
期末残高	2,509百万円	2,850百万円

（注）　賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の２つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計	（注２）		（注３）	（注４）
経常収益（注１）							
外部顧客に対する経常収益	170,285	22,733	193,019	1,267	194,286	－	194,286
セグメント間の内部経常収益	422	1	423	7,536	7,959	△7,959	－
計	170,707	22,734	193,442	8,803	202,245	△7,959	194,286
セグメント利益	32,824	136	32,961	39	33,000	17	33,018
セグメント資産	12,187,668	100,294	12,287,962	11,007	12,298,969	△33,504	12,265,465
セグメント負債	11,165,643	86,471	11,252,115	4,122	11,256,237	△29,182	11,227,055
その他の項目							
減価償却費	7,463	21	7,485	22	7,508	△69	7,439
資金運用収益	142,397	3	142,401	28	142,430	△111	142,318
資金調達費用	21,412	390	21,802	5	21,807	△108	21,699
特別利益	983	－	983	－	983	－	983
（固定資産処分益）	983	－	983	－	983	－	983
特別損失	225	0	225	－	225	－	225
（固定資産処分損）	41	0	41	－	41	－	41
（減損損失）	184	－	184	－	184	－	184
税金費用	7,947	44	7,991	23	8,015	6	8,021
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	12,793	5	12,798	3	12,802	△53	12,748

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業、クレジットカード業、投資業及び人材サービス業等を含んでおります。
また、2024年11月20日付で新規設立した株式会社商工中金ヒューマンデザインは、「その他」に含めております。

３．調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額17百万円は、セグメント間取引消去17百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△33,504百万円は、セグメント間取引消去△33,504百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△29,182百万円は、セグメント間取引消去△29,182百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△69百万円は、セグメント間取引消去△69百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△111百万円は、セグメント間取引消去△111百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△108百万円は、セグメント間取引消去△108百万円であります。

(7)税金費用の調整額６百万円は、セグメント間取引消去６百万円であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△53百万円は、セグメント間取引消去△53百万円であります。

４．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計	（注２）		（注３）	（注４）
経常収益（注１）							
外部顧客に対する経常収益	222,979	23,038	246,017	1,405	247,422	－	247,422
セグメント間の内部経常収益	519	2	521	4,845	5,367	△5,367	－
計	223,498	23,040	246,539	6,250	252,790	△5,367	247,422
セグメント利益	39,709	430	40,139	208	40,348	61	40,409
セグメント資産	12,425,643	107,732	12,533,375	11,511	12,544,887	△35,088	12,509,799
セグメント負債	11,504,925	93,605	11,598,531	4,461	11,602,993	△30,779	11,572,213
その他の項目							
減価償却費	10,730	23	10,754	22	10,776	△111	10,664
資金運用収益	179,351	5	179,356	79	179,436	△216	179,219
資金調達費用	49,627	689	50,316	16	50,332	△213	50,118
特別利益	3,497	－	3,497	－	3,497	－	3,497
（固定資産処分益）	3,497	－	3,497	－	3,497	－	3,497
特別損失	1,247	1	1,249	1	1,250	－	1,250
（固定資産処分損）	179	1	180	1	181	－	181
（減損損失）	1,068	－	1,068	－	1,068	－	1,068
税金費用	9,813	130	9,944	68	10,012	21	10,034
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,472	34	3,507	1	3,508	△59	3,449

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業、クレジットカード業、投資業及び人材サービス業等を含んでおります。また、2025年４月１日付で新規設立した株式会社商工中金MIRAIハーベストは、「その他」に含めております。

３．調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額61百万円は、セグメント間取引消去61百万円であります。

(2)セグメント資産の調整額△35,088百万円は、セグメント間取引消去△35,088百万円であります。

(3)セグメント負債の調整額△30,779百万円は、セグメント間取引消去△30,779百万円であります。

(4)減価償却費の調整額△111百万円は、セグメント間取引消去△111百万円であります。

(5)資金運用収益の調整額△216百万円は、セグメント間取引消去△216百万円であります。

(6)資金調達費用の調整額△213百万円は、セグメント間取引消去△213百万円であります。

(7)税金費用の調整額21百万円は、セグメント間取引消去21百万円であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△59百万円は、セグメント間取引消去△59百万円であります。

４．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	125,867	22,671	45,746	194,286

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	153,385	22,937	71,100	247,422

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」には、睡眠債券払戻損失引当金戻入益9,334百万円を含んでおります。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	184	－	184	－	184	－	184

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	1,068	－	1,068	－	1,068	－	1,068

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	231円78銭	315円３銭
１株当たり当期純利益	11円83銭	22円38銭

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
純資産の部の合計額	百万円	1,038,410	937,585
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	534,107	534,107
（うち危機対応準備金）	百万円	129,500	129,500
（うち特別準備金）	百万円	400,811	400,811
（うち非支配株主持分）	百万円	3,796	3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	504,302	403,477
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	2,175,734	1,280,719

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	25,750	32,619
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	25,750	32,619
普通株式の期中平均株式数	千株	2,175,761	1,457,281

３．なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	利付商工債(10年)	2016年６月～ 2026年３月	679,100	652,510 [138,900]	0.05～2.72	なし	2026年６月～ 2036年３月
	利付商工債(５年)	2021年４月～ 2026年３月	1,809,390	1,762,940 [418,670]	0.08～2.12	なし	2026年４月～ 2031年３月
	利付商工債(３年)	2023年４月～ 2026年３月	721,100	675,710 [257,500]	0.20～1.75	なし	2026年４月～ 2029年３月
	利付商工債(１年)	2026年１月	－	37,230 [37,230]	1.17	なし	2027年１月
合計	－	－	3,209,590	3,128,390 [852,300]	－	－	－

(注) １．「当期末残高」欄の[ ]書きは、１年以内に償還が予定されている金額であります。

２．連結決算日後５年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
金額(百万円)	852,300	581,900	609,390	407,870	378,920

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	第１回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2020年 10月28日	10,000	－	0.65	なし	2030年 10月28日
	第２回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2021年 ９月９日	10,000	10,000	0.48	なし	2031年 ９月９日
	第３回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2021年 12月24日	10,000	10,000	0.50	なし	2031年 12月24日
	第１回Ａ号任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2022年 ５月９日	19,000	19,000	1.10	なし	－
	第１回Ｂ号任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2022年 ５月９日	11,000	11,000	1.10	なし	－
	第４回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	2022年 ８月31日	10,000	10,000	0.90	なし	2032年 ８月31日
	第５回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募）（サステナビリティボンド)	2023年 ２月21日	10,000	10,000	1.45	なし	2033年 ２月21日
	第２回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付)	2024年 ２月29日	20,000	20,000	2.16	なし	－
	第３回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付)	2025年 10月17日	－	20,000	2.52	なし	－
	第４回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付)	2026年 ２月27日	－	20,000	2.78	なし	－
合計	－	－	100,000	130,000	－	－	－

(注) １．「利率」欄には、それぞれの社債において各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。

２．連結決算日後５年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（％）	返済期限
借用金	1,135,662	999,250	0.22	－
再割引手形	－	－	－	－
借入金	1,135,662	999,250	0.22	2026年４月～2043年４月
１年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	

（注）１．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。
２．借入金には、返済期限の定めのない永久劣後特約付借入金を含んでおります。
３．借入金及びリース債務の連結決算日後５年以内における返済額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金（百万円）	279,377	221,131	118,158	117,415	69,033
リース債務（百万円）	－	－	－	－	－

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため作成を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
資産の部		
現金預け金	941,638	1,032,929
現金	26,556	17,548
預け金	915,081	1,015,380
コールローン	15,532	4,549
買入金銭債権	23,577	18,639
特定取引資産	25,522	41,822
特定金融派生商品	25,522	41,822
有価証券	※1,※2,※4 1,320,904	※1,※2,※4 1,358,717
国債	764,694	869,469
地方債	347,115	249,641
社債	※9 56,267	※9 48,338
株式	61,443	65,972
その他の証券	91,384	125,295
貸出金	※2,※5 9,642,020	※2,※5 9,743,592
割引手形	※3 63,489	※3 43,651
手形貸付	254,117	232,977
証書貸付	7,568,397	7,598,018
当座貸越	1,756,015	1,868,943
外国為替	※2 20,966	※2 19,691
外国他店預け	10,381	8,618
買入外国為替	※3 1,760	※3 878
取立外国為替	8,824	10,195
その他資産	※2 90,872	※2 90,300
未決済為替貸	461	928
前払費用	6,416	5,172
未収収益	7,780	8,872
金融派生商品	5,637	19,740
金融商品等差入担保金	67,110	52,266
その他の資産	※4 3,465	※4 3,321
有形固定資産	※6 35,065	※6 32,095
建物	12,337	11,081
土地	20,633	19,235
建設仮勘定	145	252
その他の有形固定資産	1,948	1,526
無形固定資産	36,437	30,123
ソフトウエア	35,914	28,583
その他の無形固定資産	522	1,540
前払年金費用	37,053	39,493
繰延税金資産	45,352	43,884
支払承諾見返	※2 147,483	※2 153,146
支払承諾見返	146,728	152,409
代理貸付保証見返	754	737
貸倒引当金	△194,935	△198,516
資産の部合計	12,187,490	12,410,469

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
預金	※4 6,223,473	※4 6,792,859
当座預金	577,020	542,527
普通預金	1,861,947	2,005,929
通知預金	34,284	35,793
定期預金	3,650,342	4,099,864
その他の預金	99,878	108,744
譲渡性預金	101,800	32,650
債券	3,209,990	3,128,790
債券発行高	3,209,990	3,128,790
債券貸借取引受入担保金	※4 169,705	※4 179,661
特定取引負債	15,578	30,804
特定金融派生商品	15,578	30,804
借用金	※4 1,073,752	※4 933,143
借入金	※7 1,073,752	※7 933,143
外国為替	801	1,463
外国他店預り	0	7
未払外国為替	801	1,456
社債	※8 100,000	※8 130,000
その他負債	80,323	94,749
未決済為替借	608	649
未払法人税等	7,002	2,793
未払費用	10,205	19,856
前受収益	7,870	9,404
金融派生商品	8,495	17,167
金融商品等受入担保金	951	4,717
資産除去債務	1,474	1,479
その他の負債	43,713	38,679
賞与引当金	4,410	4,460
役員退職慰労引当金	185	222
睡眠債券払戻損失引当金	38,140	22,975
支払承諾	147,483	153,146
支払承諾	146,728	152,409
代理貸付保証	754	737
負債の部合計	11,165,643	11,504,925

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	1	1
その他資本剰余金	1	1
利益剰余金	263,100	288,719
利益準備金	28,212	29,518
その他利益剰余金	234,887	259,200
固定資産圧縮積立金	291	1,303
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	185,025	208,326
自己株式	△1,169	△140,792
株主資本合計	1,010,896	896,892
その他有価証券評価差額金	10,549	1,907
繰延ヘッジ損益	401	6,743
評価・換算差額等合計	10,950	8,650
純資産の部合計	1,021,847	905,543
負債及び純資産の部合計	12,187,490	12,410,469

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
経常収益	170,707	223,498
資金運用収益	142,397	179,351
貸出金利息	125,966	153,579
有価証券利息配当金	8,621	15,284
コールローン利息	1,146	1,252
預け金利息	3,077	7,218
その他の受入利息	3,586	2,016
役務取引等収益	15,427	17,069
受入為替手数料	1,145	1,239
その他の役務収益	14,282	15,829
特定取引収益	7,927	7,027
特定取引有価証券収益	－	15
特定金融派生商品収益	7,927	7,011
その他業務収益	551	730
国債等債券売却益	550	724
その他の業務収益	0	5
その他経常収益	4,403	19,320
償却債権取立益	810	84
株式等売却益	2,207	8,226
その他の経常収益	※1 1,385	※1 11,009
経常費用	137,882	183,789
資金調達費用	21,412	49,627
預金利息	7,852	23,790
譲渡性預金利息	287	1,318
債券利息	7,504	17,913
コールマネー利息	210	563
売現先利息	－	1
債券貸借取引支払利息	1,648	2,733
借用金利息	2,701	1,326
社債利息	1,157	1,409
金利スワップ支払利息	36	283
その他の支払利息	13	287
役務取引等費用	2,781	2,627
支払為替手数料	317	316
その他の役務費用	2,464	2,311
特定取引費用	21	－
特定取引有価証券費用	21	－
その他業務費用	5,319	11,385
外国為替売買損	342	360
国債等債券売却損	2,920	8,486
国債等債券償還損	356	－
国債等債券償却	2	－
債券発行費償却	69	46
金融派生商品費用	1,609	1,193
その他の業務費用	17	1,298
営業経費	80,310	85,500

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
その他経常費用	28,037	34,648
貸倒引当金繰入額	23,885	32,070
貸出金償却	609	521
株式等売却損	－	119
株式等償却	388	88
その他の経常費用	※2 3,153	※2 1,848
経常利益	32,824	39,709
特別利益	983	3,497
固定資産処分益	983	3,497
特別損失	225	1,247
固定資産処分損	41	179
減損損失	184	1,068
税引前当期純利益	33,582	41,959
法人税、住民税及び事業税	10,577	7,293
法人税等調整額	△2,630	2,520
法人税等合計	7,947	9,813
当期純利益	25,635	32,146

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年４月１日　至 2025年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	1	1

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	26,907	313	49,570	167,200	243,992
当期変動額					
剰余金の配当	1,305			△7,832	△6,527
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩		△21		21	－
当期純利益				25,635	25,635
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,305	△21	－	17,824	19,108
当期末残高	28,212	291	49,570	185,025	263,100

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,159	991,797	27,664	111	27,775	1,019,572
当期変動額						
剰余金の配当		△6,527				△6,527
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		25,635				25,635
自己株式の取得	△9	△9				△9
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△17,114	289	△16,824	△16,824
当期変動額合計	△9	19,098	△17,114	289	△16,824	2,274
当期末残高	△1,169	1,010,896	10,549	401	10,950	1,021,847

当事業年度（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	1	1
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	1	1

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	28,212	291	49,570	185,025	263,100
当期変動額					
剰余金の配当	1,305			△7,832	△6,527
固定資産圧縮積立金の積立		1,028		△1,028	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△16		16	－
当期純利益				32,146	32,146
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,305	1,011	－	23,301	25,618
当期末残高	29,518	1,303	49,570	208,326	288,719

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,169	1,010,896	10,549	401	10,950	1,021,847
当期変動額						
剰余金の配当		△6,527				△6,527
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		32,146				32,146
自己株式の取得	△139,623	△139,623				△139,623
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△8,642	6,342	△2,299	△2,299
当期変動額合計	△139,623	△114,004	△8,642	6,342	△2,299	△116,304
当期末残高	△140,792	896,892	1,907	6,743	8,650	905,543

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

４．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　：２年～60年

その他　：２年～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

５．繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2022年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループごとに、主としてそれぞれ今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

８．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

９．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

１．貸倒引当金

(1)当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
貸倒引当金	194,935百万円	198,516百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の「１．貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

２．睡眠債券払戻損失引当金

(1)当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
睡眠債券払戻損失引当金	38,140百万円	22,975百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の「２．睡眠債券払戻損失引当金」に記載した内容と同一であります。

（追加情報）

(特別準備金)

2008年10月１日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第５条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第１項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第３項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の３に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の４の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第44条第３項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第２項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。

(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の５及び第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第２条の６第１項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第２条の６第３項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

（貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
株　式	3,741百万円	3,771百万円
出資金	2,710百万円	2,661百万円

※２．株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	134,472百万円	141,108百万円
危険債権額	161,352百万円	144,760百万円
要管理債権額	81,067百万円	112,682百万円
三月以上延滞債権額	3,698百万円	7,076百万円
貸出条件緩和債権額	77,369百万円	105,606百万円
小計額	376,892百万円	398,551百万円
正常債権額	9,432,960百万円	9,519,839百万円
合計額	9,809,852百万円	9,918,391百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
65,250百万円	44,529百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	456,341百万円	435,277百万円
計	456,341百万円	435,277百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,316百万円	1,304百万円
債券貸借取引受入担保金	169,705百万円	179,661百万円
借用金	105,831百万円	165,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
有価証券	70,212百万円	133,023百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
保証金・敷金等	1,815百万円	1,802百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
融資未実行残高	2,001,987百万円	2,099,244百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,749,947百万円	1,811,503百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
圧縮記帳額	16,032百万円	15,504百万円
（当該事業年度の圧縮記帳額）	（－百万円）	（－百万円）

※７．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	20,000百万円

※８．社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
劣後特約付社債	100,000百万円	130,000百万円

※９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
5,424百万円	4,804百万円

(損益計算書関係)

※１．その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当事業年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
睡眠債券払戻損失引当金戻入益	－百万円	9,334百万円

※２．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当事業年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
債権売却損	1,716百万円	1,514百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	1,375百万円	－百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	－	－	－
関連会社株式	－	－	－
合計	－	－	－

当事業年度（2026年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	－	－	－
関連会社株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
子会社株式	6,451	6,433
関連会社株式	－	－

上記の株式には、出資金を含めております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	51,580 百万円	53,302 百万円
睡眠債券払戻損失引当金	11,956	7,209
その他	13,982	13,209
繰延税金資産小計	77,519	73,721
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,769	△19,564
評価性引当額小計	△21,769	△19,564
繰延税金資産合計	55,750	54,157
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,824	△872
固定資産圧縮積立金	△133	△595
前払年金費用	△5,256	△5,721
その他	△183	△3,083
繰延税金負債合計	△10,397	△10,273
繰延税金資産の純額	45,352 百万円	43,884 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	30.49%	30.49%
（調整）		
評価性引当額の増減	△4.46	△5.11
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40	0.28
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.33	△0.33
住民税均等割	0.36	0.29
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△2.00	－
その他	△0.80	△2.23
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.66%	23.39%

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	70,888	521	3,323 (357)	68,086	57,005	1,239	11,081
土地	20,633	－	1,397 (711)	19,235	－	－	19,235
建設仮勘定	145	461	354	252	－	－	252
その他の有形固定資産	(2) 14,990	368	951	14,407	12,880	712	1,526
有形固定資産計	(2) 106,658	1,351	6,027 (1,068)	101,981	69,886	1,951	32,095
無形固定資産							
ソフトウェア	45,510	1,447	3,948	43,009	14,425	8,779	28,583
その他の無形固定資産	705	1,287	269	1,724	183	0	1,540
無形固定資産計	46,216	2,735	4,217	44,733	14,609	8,779	30,123

（注）１．当期首残高欄における（ ）内は為替換算差額であります。
２．当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	194,935	198,516	28,489	166,446	198,516
一般貸倒引当金	57,708	63,377	－	57,708	63,377
個別貸倒引当金	137,227	135,139	28,489	108,738	135,139
うち非居住者向け債権分	368	373	－	368	373
賞与引当金	4,410	4,460	4,410	－	4,460
役員退職慰労引当金	185	114	77	－	222
睡眠債券払戻損失引当金	38,140	22,975	5,830	32,309	22,975
計	237,670	226,066	38,806	198,756	226,174

（注） 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
貸倒引当金・・・・・洗替による取崩額
睡眠債券払戻損失引当金・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
未払法人税等	7,002	2,793	6,819	183	2,793
未払法人税等	5,033	1,508	4,913	120	1,508
未払事業税	1,968	1,284	1,905	62	1,284

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券及び100,000株券。ただし、当金庫が必要と認めるときは、上記以外の株式を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	３月31日
１単元の株式数	普通株式：1,000株 危機対応準備金株式：１株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料。ただし、汚損または毀損による再発行の場合は、新たに発行する株券に係る印紙税相当額及びこれに係る消費税額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買増手数料	無料
受付停止期間	３月31日から起算して12営業日前から３月31日までの期間
株券喪失登録	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
申請手数料	喪失登録申請１件につき8,000円及びこれに係る消費税額
新券交付手数料	喪失登録株券１枚につき500円及びこれに係る消費税額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.shokochukin.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

（注）１．株式会社商工組合中央金庫法第６条により、議決権のある株式の株主の資格が制限されております。
２．定款の定めにより、当金庫の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
①会社法第189条第２項各号に掲げる権利
②株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
③その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当金庫に請求できる権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当金庫の親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年６月12日　関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第96期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
2025年６月18日　関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度　第96期(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)
2025年７月11日　関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書及びその添付書類
2025年８月４日　関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書及びその添付書類
2025年８月４日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書
2025年10月７日　関東財務局長に提出。

(6) 発行登録追補書類及びその添付書類
2025年８月４日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書（追補書類番号　７－関東１－１）
2025年10月10日　関東財務局長に提出。
2026年２月20日　関東財務局長に提出。

(7) 半期報告書及び確認書
事業年度　第97期中(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)
2025年12月17日　関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月12日

株式会社商工組合中央金庫
　取締役会　　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠　藤　　英　昭	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本　間　　正　彦	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　澤　　哲　史	

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の評価

【参照する注記事項】

- （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）５．会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準
- （重要な会計上の見積り）１．貸倒引当金

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

会社は、2026年３月31日現在、貸出金が連結貸借対照表の資産の部の合計の77.69％（前連結会計年度比▲0.74%）を占めており、その他の債権と合わせた信用リスク資産に対して199,949百万円（同年度比＋3,702百万円）の貸倒引当金を計上している。また、当期の連結損益計算書において、貸倒引当金繰入額32,209百万円（同年度比＋7,875百万円）を計上している。連結貸借対照表上、貸出金等を含む信用リスク資産の占める重要性は大きく、会社の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業である。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率に基づき、必要に応じて将来の予想損失を加味して決定される他、一部の貸出金等に対しては将来キャッシュ・フローの見積りに基づき算定されるため、会計上の見積りの不確実性と経営者の偏向の可能性が存在する。

貸倒引当金の算定プロセスの概要を図示すると以下のとおりである。

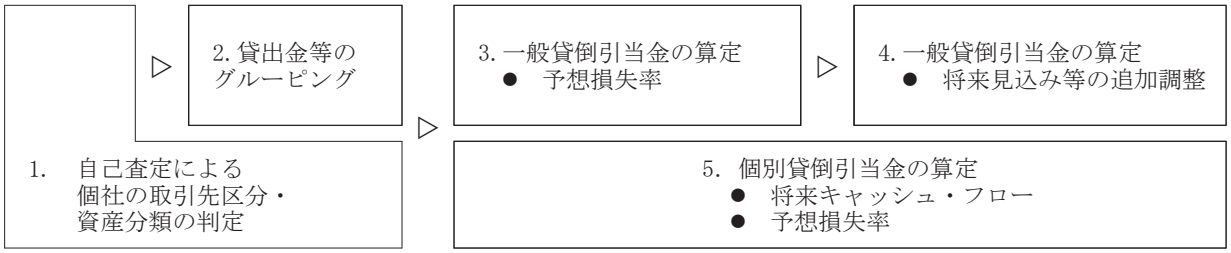

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」（プロセス１）及び「予想損失額に関する将来見込み等」（プロセス４及び５）であり、上記の各プロセスにおける処理又は用いられた仮定は、以下のとおりである。

1. 自己査定による個社の取引先区分・資産分類の判定
   取引先区分は、貸出先の業況や財務内容等の実態に基づき、経営改善計画の実現可能性等の将来の見通しを検討した上で判定している。また、資産分類は、担保等の保全を含む、貸出金等の回収の確実性を検討した上で判定している。
2. 信用リスクの程度に応じて区分するための貸出金等のグルーピング
   会社は、自己査定に基づく正常先債権及び要注意先債権について、それぞれ危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権に区分している。また、要注意先債権のうち、要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」）について、貸出条件緩和の有無により細分化している。このように、信用リスクの程度に応じた貸出金等のグルーピング単位で、一般貸倒引当金は算定される。
3. 一般貸倒引当金の算定における予想損失率
   正常先債権及び要注意先債権に対する一般貸倒引当金の引当率は、原則として過去の１年間又は３年間の貸倒実績率の一定期間における平均値を適用する。
4. 一般貸倒引当金の算定における将来見込み等の追加調整
   当連結会計年度の事業環境及び今後の見通しを踏まえた見直しの結果、以下の追加調整を行っている。
   - 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、連結決算日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上している。
   - その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前連結会計年度は、新型コロナ制度融資返済開始等に伴う2024年３月期の貸倒実績率の高まりに着目し、今後３年間の予想損失率の見積りにあたって、前連結会計年度までに観測された貸倒実績率から予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出していた。当連結会計年度は、前連結会計年度までに見込んでいた予想損失額が貸倒実績率に反映されたことから、将来見込み等必要な修正は終了している。
5. 個別貸倒引当金の算定方法
   与信残高が一定金額以上の破綻懸念先債権は、個別の債権毎に、担保等で保全されていない部分に対し、将来のキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を貸倒引当金として計上している。また、与信残高が一定金額以下の破綻懸念先債権は、担保等で保全されていない部分に対し、今後発生する損失を見込むため、今後７年間の予想損失率を適用して貸倒引当金を算定している。予想損失率は、中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率と、直近の経済指標の実績値から推計される損失率を比較し、いずれか高い方の率を適用している。

上記のとおり、貸出金等に対する貸倒引当金の評価は、取引先区分の判定における経営改善の見通し、一般貸倒引当金の将来見込み等の追加調整、及び個別貸倒引当金の算定方法に多くの仮定が含まれており、経営者の判断により重要な影響を受け、見積りの不確実性が高いことから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

(監査上の対応)
貸出金等に対する貸倒引当金の評価に関して、会社の算定プロセスに対応した内部統制の評価手続と、実証手続により構成する監査手続の概要を図示すると以下のとおりである。

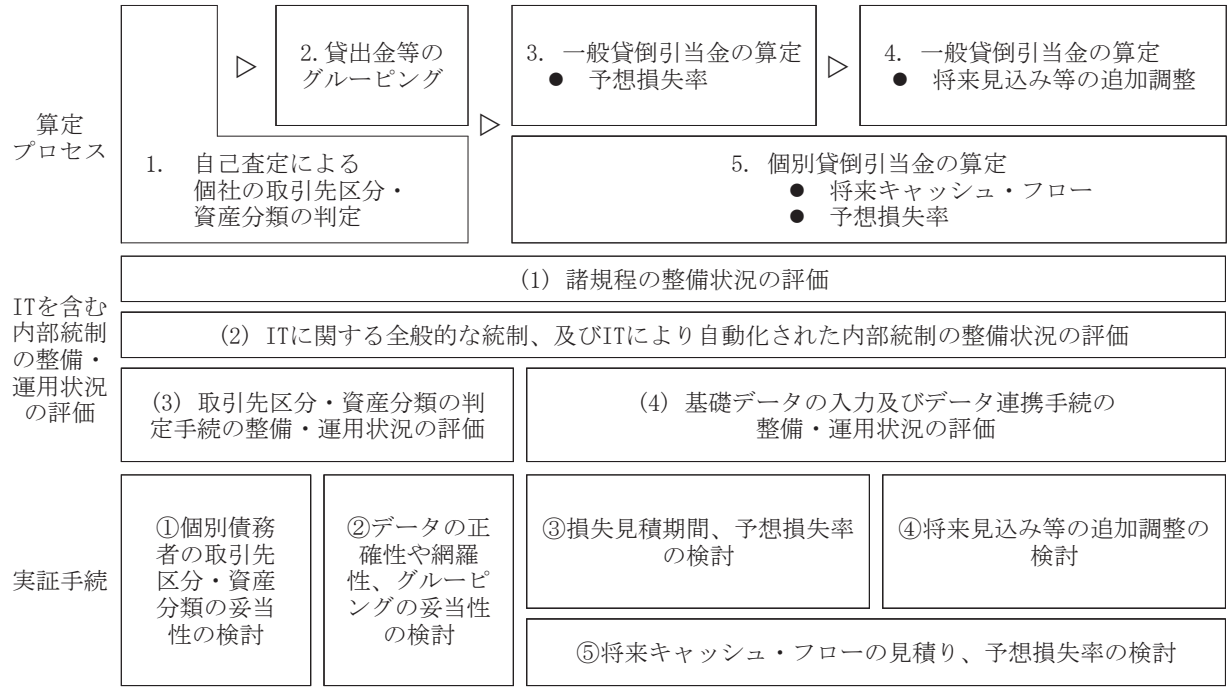

貸倒引当金の評価にかかる以下の内部統制の評価手続を実施した（以降の項番は上図のものと対応する）。
(1) 自己査定及び貸倒引当金に関する諸規程の整備状況
(2) ITに関する全般的な内部統制、及びITにより自動化された内部統制の整備状況
上記の評価を基に、主に以下の内部統制（IT統制を含む）の整備及び運用状況の評価手続を実施した。
(3) 取引先区分及び資産分類の判定手続
(4) 貸倒実績率を算定するための基礎データの入力及びデータ連携手続
併せて、上記の貸倒引当金の見積りに関する主な仮定等に対し、主に以下の実証手続を実施し、経営者が会計上の見積りの不確実性に適切に対処しているかどうか、また経営者の偏向がないかどうかを検討した。

① 取引先区分及び資産分類について、正常先及び要注意先のうち、大口債務者に加え、業況及び財務内容等から取引先区分の判定にリスクがある債務者をサンプル抽出し、区分及び分類の妥当性を検討した。また、担保評価について、過去の見積りと実績を比較するとともに、破綻懸念先以下の債務者のうち、担保による保全額が大きい債務者をサンプル抽出し、その妥当性を検討した。
特に、将来の経営改善の見込みが区分の判断上重要な債務者については、直近の業況、経営改善計画の施策の根拠及び計画と実績の比較等を慎重に検討した。

② 貸倒引当金の算定に用いるデータについて、勘定系システム及び自己査定システムの元データと照合し、その正確性や網羅性を検討した。また、貸出金等のグルーピングについて、取引先区分や危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権ごとの貸倒実績の推移分析を行うことにより、その妥当性を検討した。

③ 一般貸倒引当金の算定における損失見積期間及び予想損失率について、見積りに用いられた仮定の適切性を検討した。

④ 一般貸倒引当金の算定における将来見込み等の追加調整について、用いられた仮定の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。
- 当該仮定を選択した根拠と、検討した代替的な仮定について、関連各部へ質問し、その根拠となる分析結果を閲覧した。
- 貸倒引当金の見積りにあたり使用した他の仮定や、他の監査手続で得た理解と整合しているかどうか検討した。

⑤ 個別貸倒引当金の算定について、以下の手続を実施した。
- 破綻懸念先のうち、担保等により保全されていない債権の残高が一定金額以上の債務者を抽出し、将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を検討した。
- 破綻懸念先のうち、今後７年間の予想損失率を適用する債権について、貸倒発生率の推移分析を実施することで、損失見積期間の妥当性を検討した。また、適用する予想損失率について、見積りに用いられた仮定と、会社の融資方針、融資ポートフォリオの特性、信用リスクの分析結果等との整合性を検討した。

上記に加え、貸倒引当金の計上に関する会計方針や会計上の見積りの開示について、経営者と協議し、内容が適切に記載されているか検討した。

睡眠債券払戻損失引当金に係る会計上の見積り 【参照する注記事項】 ● （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） ５．会計方針に関する事項(8)睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 ● （重要な会計上の見積り） ２．睡眠債券払戻損失引当金
（監査上の主要な検討事項の内容及び決定の理由） 会社は、2026年３月31日現在、連結貸借対照表上、22,975百万円（前連結会計年度比▲15,165百万円）の睡眠債券払戻損失引当金を計上し、また、当連結会計年度の連結損益計算書において、睡眠債券払戻損失引当金戻入額9,334百万円（前連結会計年度は、睡眠債券払戻損失引当金繰入額1,375百万円）を計上している。睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等に対する将来の払戻請求に応じて発生する損失に係る引当金である。 当連結会計年度において、負債計上を中止した債券等のうち、現物債及び登録債形式の商工債券（以下、「現物債等」という。）について、すべての元金と利子の支払いを2027年９月30日（以下、「払戻終了日」という。）までとすることを決定し、公表している。睡眠債券払戻損失引当金の見積りにあたって用いた主要な仮定は、負債計上を中止した現物債等に関する将来の払戻請求見込額である。払戻終了日までの期間における現物債等に関する払戻請求見込額が、公表に伴い増加することを想定している。そのため、当連結会計年度においては、過去の払戻実績額を現物債等の償還年度ごとかつ払戻時期ごとに分解し、払戻実績額の上位層を基礎として、払戻終了日までの払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金を算定している。なお、会社は複数の代替的な見積りを比較検討した上で、最も合理的と判断した方法を採用している。 上記のとおり、睡眠債券払戻損失引当金の主要な仮定に基づき算定する払戻終了日までの払戻請求見込額の増加の程度には経営者の主観的な判断が含まれ、見積りの不確実性が高いことから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。
（監査上の対応） 睡眠債券払戻損失引当金に係る会計上の見積りに関して、以下の内部統制の評価手続を実施した。 (1) 睡眠債券払戻損失引当金に関する諸規程の整備状況 (2) 睡眠債券払戻損失引当金を算定するための基礎データの入力手続の整備及び運用状況 併せて、上記の睡眠債券払戻損失引当金に係る会計上の見積りに関する主要な仮定等に対し、主に以下の手続を実施し、経営者が会計上の見積りの不確実性に適切に対処しているかどうか、また経営者の偏向がないかどうかを検討した。 (1) 睡眠債券払戻損失引当金の算定に用いるデータについて、勘定系システムの元データ及び当該システムへのインプットデータと照合し、その正確性を検討した。 (2) 睡眠債券払戻損失引当金の主要な仮定及び見積手法について、関連各部と協議し、過去の払戻実績額の分解の粒度及び上位層の範囲など、その根拠となる分析結果を閲覧し、主要な仮定及び見積手法の適切性を検討した。 (3) 睡眠債券払戻引当金を再計算することにより、計算の正確性を検討した。 (4) 払戻終了公表後における払戻実績額と見積額との乖離を比較し、見積りの適切性を検討した。 上記に加え、睡眠債券払戻損失引当金の計上に関する会計方針や会計上の見積りの開示について、経営者と協議し、内容が適切に記載されているかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当金庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月12日

株式会社商工組合中央金庫
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠　藤　英　昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本　間　正　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　澤　哲　史

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2025年４月１日から2026年３月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の評価 【参照する注記事項】 ● （重要な会計方針） ７．引当金の計上基準(1)貸倒引当金 ● （重要な会計上の見積り） １．貸倒引当金
会社は、貸出金に対する貸倒引当金を含め、その他の債権と合わせた信用リスク資産に対する貸倒引当金198,516百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

睡眠債券払戻損失引当金に係る会計上の見積り 【参照する注記事項】 ● （重要な会計方針） ７．引当金の計上基準(5)睡眠債券払戻損失引当金 ● （重要な会計上の見積り） ２．睡眠債券払戻損失引当金
会社は、睡眠債券払戻損失引当金22,975百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（睡眠債券払戻損失引当金に係る会計上の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、

将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当金庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第２項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年６月18日
【会社名】	株式会社商工組合中央金庫
【英訳名】	The Shoko Chukin Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　関　根　正　裕
【最高財務責任者の役職氏名】	―――――
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社商工組合中央金庫　大阪支店 （大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番13号）

１　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関根正裕は、当金庫の第97期(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

GREEN PRINTING JFPI
P-A10007
この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。